

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成30年第2回幕別町議会定例会
(平成30年6月7日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第3 議案第50号 平成30年度幕別町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 陳情第3号 「教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第5 陳情第4号 「教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第6 陳情第5号 「2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第7 陳情第6号 「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第8 陳情第7号 「ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第9 陳情第8号 「2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成30年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年6月7日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月7日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 合田利信 経 済 部 長 萬谷 司
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則
忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明 札 内 支 所 長 坂井康悦
教 育 部 長 岡田直之 政 策 推 進 課 長 谷口英将
総 務 課 長 新居友敬 地 域 振 興 課 長 川瀬吉治
糠 内 出 張 所 長 天羽 徹 農 林 課 参 事 松井公博
土 木 課 長 小野晴正 保 健 福 祉 課 長 半田 健
学 校 教 育 課 長 山端広和 生 涯 学 習 課 長 石野郁也
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘

議事の経過

(平成30年6月7日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） 本町議会では、6月から9月までの間、幕別町環境宣言に基づきクールビズに取り組むことといたしております。
- 各議員におかれましては、実施期間中、適宜対応されますようお願いいたします。
- それでは、ただいまから平成30年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。
- これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本日の会議録署名議員に、8番小川議員、9番岡本議員、10番東口議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。
- 本定例会の会期は、本日から6月22日までの16日間といたしたいと思っております。
- これにご異議ありませんか。
- （異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日から6月22日までの16日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。
- 監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配付いたしました。
- 次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第2号、幕別町土地開発公社、報告第3号、株式会社幕別町地域振興公社、報告第4号、株式会社忠類振興公社、報告第5号、公益財団法人幕別町農業振興公社に係る平成30年度事業計画書及び平成29年度決算に関する書類が、それぞれ提出されていますので、お手元に配付をいたしました。
- 後ほどごらんいただきたいと思います。
- これで、諸般の報告を終わります。

[人事異動職員による紹介]

- 議長（芳滝 仁） ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。
- 川瀬副町長。
- 副町長（川瀬俊彦） 本年5月15日付で人事異動を行ったところであります。人事異動後、最初の議会となりますことから、異動しました管理職職員をご紹介させていただきたいと思っております。
- 最初に、部長職であります。経済部長、萬谷司。
- 続いて、課長職であります。経済部農林課長、香田裕一。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

[行政報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 平成30年第2回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、名誉町民について申し上げます。

名誉町民につきましては、幕別町名誉町民条例に基づき、長年、本町に住所を有し、本町の公共の福祉の増進等に功績があり、深く町民から尊敬されている方を顕彰し、その功績と榮譽をたたえることを目的といたしまして、これまで特別名誉町民1名、名誉町民6名の方々にその称号をお贈りさせていただいているところであります。

このたび、町内各層から前町長であります岡田和夫氏を名誉町民にとの声があり、私も同氏の多大な功績を考えると、名誉町民にふさわしい方であると考えますことから、名誉町民審査委員会を設置し、諮問をいたしたく、本定例会に関係予算を提案させていただいたところであります。

次に、幕別町内高等学校の再編整備について申し上げます。

これまで、北海道教育委員会に対し、町内の北海道幕別高校と多田学園江陵高校の再編統合について、新たな道立高校としての設置を要望してまいりましたが、昨年9月に公表されました北海道公立高等学校配置計画においては、「幕別高校の普通科2学級の増」とされ、新設校としての位置付けがされておりました。

その後、継続的に北海道教育委員会に対し、新設校としての位置付けがなされることなどを柱に、要請活動を進めてきたところであり、本年3月には「幕別高校の間口増ではなく、両校の伝統を受け継ぐ新たな高校として正式に位置付け、多くの中学生に進学先として選択される、特色ある教育課程等を実現するとともに、町民に親しまれ、愛される高校になるように、学校名を新たにさせていただきたい」との要請書を提出したところであります。

こうした中、一昨日、北海道公立高等学校配置計画案が公表され、「平成31年度に、幕別町内において、私立江陵高校が募集停止となることや、地域の要望などを考慮し、幅広い教育課程の編成・実施を図る観点から、幕別高校を募集停止し、新設校を設置する。なお、新設校の募集学級数は3学級、学科は普通科とし、私立江陵高校の校舎を使用する」との配置計画案が示されました。

昨年4月に、北海道教育委員会に対し再編統合に係る要望書を提出して以来、町内経済界をはじめ、両校同窓会やPTAなど各種団体から要望書を提出していただいたほか、町議会からも意見書を提出していただくなど、町を挙げての要請活動にご協力を賜りました皆様方に対しまして、改めてお礼を申し上げます。

町といたしましては、平成31年4月の新設校の開校に向け、幕別町の土壌・特性や両高校の伝統、特徴を生かした魅力ある学校となるよう、両校をはじめ、北海道教育委員会と協議を進めながら、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、学齢期における発達支援について申し上げます。

発達支援センターでは、発達支援システムにのっとり、支援を要する児童に対し早期発見・早期対応に努め、継続的な相談支援や発達支援を実施しているところでありますが、現状では、発達支援の対象は主に就学前の児童としております。

このため、学齢児童におきましては、保護者、学校からの相談業務を中心に、学校からの依頼による心理検査を実施しておりますが、本年5月から、発達支援センターに通所していた小学校1年生で、放課後等デイサービスなど他機関で発達支援を受けていない児童を対象として、小集団による支援や個別の支援を試行的に開始いたしました。

本年度は、小学1年生を対象に5月から12月までの8か月間を支援期間として試行的に実施するこ

とし、その後、実施結果の検証と評価を行い、支援内容、プログラム等を構築した上で、来年度からは対象児童を段階的に拡大し、1年を通じた支援を行うなど、発達支援体制の拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、農作物の作況について申し上げます。

本年は、冬の降雪量が多く、さらに3月1日には帯広市で47センチの大雪があるなど、春作業のおくれが心配されましたが、4月中旬以降、安定した気候により晴れる日が続き、平均気温が平年より高く推移し、日照時間が多かったことから、春作業は例年より若干早めにスタートできたところでした。

6月1日現在の農作物の生育状況につきましては、秋まき小麦は、草丈、莖数ともに平年より良好で、生育も3日早く進んでいるところでした。

バレイショは、平年より2日早く植えつけを終え、生育も4日早く、移植でん菜につきましても、平年より2日早く移植を終え、生育も3日早く進んでいるところでした。

このほか、牧草やサイレージ用トウモロコシ等も平年の草丈を大きく上回るなど、農作物全般が今のところ順調に生育しており、この先も天候に恵まれ、実り豊かな秋が迎えられるよう、心から願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況について申し上げます。

忠類地区の晩成牧場及び共栄牧場につきましては、5月21日から6月2日までの期間において、乳牛460頭、肉用雌牛60頭を、南勢牧場につきましては、25日、28日、30日に乳牛305頭を、31日に馬4頭を受入れ、町営牧場全体では829頭の入牧を終えたところでありました。

今後、さらに130頭の入牧が予定されており、全体としては昨年の入牧頭数を若干下回りますが、事故などが起きないように、入牧牛の飼育管理に万全を期してまいります。

次に、チャレンジデー2018について申し上げます。

本年度で5回目の参加となりました、住民参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」が、5月30日、秋田県仙北市を対戦相手に開催されました。

結果につきましては、本町（人口2万7,044人）の参加者数は1万6,086人、参加率59.5%と、昨年の参加率51.1%に対し、8.4ポイント増と大きく伸びたところでありました。

一方、対戦相手であります仙北市は、人口2万6,946人に対し、参加者数1万4,883人、参加率55.2%となり、本町が2度目の勝利をおさめることができました。

戦いを終え、お互いの健闘をたたえるため、5月31日から昨日までの1週間、役場庁舎前掲揚塔に両市町の旗を掲揚したところでありました。

本町では、4月中旬に「幕別町チャレンジデー実行委員会」を立ち上げ、実行委員を中心に積極的にPRしていただき、町内の体育団体や福祉団体をはじめ、事業所の皆さんなどのご協力のもと、1万6,000人を超える方々に参加いただきましたことに対し感謝とお礼を申し上げます。

こうした取組などを契機といたしまして、健康づくりやスポーツに親しむ機運が、なお一層盛り上がることを期待しているところであります。

次に、住居手当の支給実態に関する調査についてであります。

このたび、道内自治体において住居手当を不正に受給していたとの報道を受け、本町といたしましても、住居手当を支給している職員の支給要件について確認調査を実施し、その調査結果がまとまりましたので報告させていただきます。

現在、住居手当を支給している職員は、自己の所有に属する住宅に対する手当の支給者97人、住宅を借り受けている職員に対する手当の支給者82人の合計179人でありました。

このたびの調査により、住宅を借り受けている職員に対して支給している住居手当について、過大に支給していた実態が3件ありました。

内容といたしましては、住居手当支給申請後、家賃が下がったにもかかわらず、従前の家賃額により受給を受けていたものが2件あり、いずれも変更申請手続を忘れたことによるものでありました。

また、自己の住宅を建築後、変更届を提出することを忘れて、従前の借家に対する住居手当を受給

していたものが1件ありました。

これら過大に支給していた住居手当の総額は8万1,600円であり、全額返済してもらうことといたしました。

これらは、職員の住居手当支給要件の認識不足とチェック体制の不備が招いた事案でありますことから、職員に対して制度の再度の周知を行うとともに、支給者側のチェック体制を強化し、今後このようなことが起こらないよう緊張感を持って事務に当たってまいります。

以上、当面する諸課題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、議案第50号、平成30年度幕別町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第50号、平成30年度幕別町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,039万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ146億8,503万円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 債務負担行為補正」であります。

追加となります。「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月に公布されたことに伴い、現在、地方公共団体において臨時・非常勤職員として雇用している職員について、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行うとともに、一般職非常勤職員の任用・勤務規律等の整備を図ることにより、平成32年度から新たに導入される「会計年度任用職員」という新制度への的確な対応を進めていかなければなりません。

そこで、町といたしましては、平成30年度と平成31年度の2年間の中で、新制度の制度設計をする必要性があります。

まずはじめに、本町の現状調査、次に情報収集と分析・調査・研究をした上で、本町における「会計年度任用職員」の制度設計の基本方針等を定めて、最終的には関係条例の整備を図るという工程になるものと考えているところであります。

つきましては、その工程の中で、特に法制面の専門家による支援が必要となりますことから、この「会計年度任用職員制度導入支援委託料」を平成31年度までの2年間の委託業務とし、平成31年度

の限度額を108万円とする債務負担行為を追加するものであります。

次に、「第3表 地方債補正」であります。

変更であります。 「歯科診療所診療機器購入事業」につきまして、忠類歯科診療所における指定管理移行後の患者数が、当初の想定を上回る状況にあることから、さらに効率的かつ的確な診療が行えるように、診療体制の充実及び強化を図るため、デジタルレントゲン装置を導入するものであり、補正前の限度額に1,300万円を増額し、限度額を2,130万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費108万円の追加であります。

債務負担行為でもご説明いたしました会計年度任用職員の制度設計に係る導入支援について、所要の費用を追加するものであります。

次に、17目諸費13万9,000円の追加であります。

行政報告でも申し上げましたとおり、名誉町民審査委員会委員の報酬及び費用弁償を追加するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目診療所費1,323万1,000円の追加であります。

地方債補正でもご説明したとおり、忠類歯科診療所の診療体制の充実及び強化を図るために、所要の費用を追加するものであります。

11節につきましては、現在、故障により稼働していない診療用ユニットの修繕を行うものであり、18節につきましては、デジタルレントゲン装置の導入に要する費用であります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費1,028万円の追加であります。

「畑作構造転換事業補助金」であります。畑作産地の生産性向上や労働力不足の解消等を図るため、罹病率の低い原種の供給に向けた取組や種子用バレイショの品質向上技術の導入の取組に対し、その経費等の一部を支援するものであり、幕別町農業協同組合に対する北海道からの間接補助金であります。

7ページになります。

7目農地費165万9,000円の追加であります。

11節につきましては、幕別地区畑地かんがい水路施設における3か所の修繕に係る所要の費用を追加するものであり、13節につきましては、労務単価の上昇に伴い、幕別ダム操作点検業務に係る当初の設計金額に対して、5%を超える変動があったことから、所要の費用を追加するものであります。

7款1項商工費、3目観光費414万8,000円の追加であります。

「アルコ236及び道の駅・忠類」の指定管理業務に係るリスク分担分についての精算であります。同施設の管理に関する基本協定書に基づき、施設、設備等の修繕費について精算を行うものであります。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費1,196万8,000円の追加であります。

11節につきましては、平成19年度及び平成23年度に導入した除雪ドーザー2台分の故障に係る所要の費用を追加するものであり、13節につきましては、取得から27年が経過した除雪ドーザーが故障したことから、代替車両として委託車両で対応するため、150日分の車両損料を追加するものであります。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費413万8,000円の追加であります。

4節につきましては、学校教育推進員及び嘱託職員に係る社会保険料を追加するものであり、7節につきましては、小中一貫教育推進のため、学校教育推進員を1名増員し3名体制とすることから、所要の経費を追加するものであります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費253万1,000円の追加であります。

当初の再任用職員配置予定から嘱託職員としての配置に変更となったため、所要の経費を追加するものであります。

なお、当嘱託職員に係る社会保険料等については、事務局費にて追加計上しているところであります。

次に、8目百年記念ホール管理費122万5,000円の追加であります。

百年記念ホールの指定管理業務に係るリスク分担分についての精算であります。同施設の管理に関する基本協定書に基づき、電気料の物価変動について精算を行うものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りいただきたいと思っております。

1款町税、1項町民税、1目個人394万5,000円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

次に、2項1目固定資産税2,317万4,000円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金1,028万円の追加であります。

畑作構造転換事業に係る道補助金であります。

22款1項町債、3目衛生費1,300万円の追加であります。

歯科診療所診療機器購入事業に係る追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12番（中橋友子） 3点質問をいたします。

まず、6ページの歳出の総務費、一般管理費の会計年度任用制度を導入するに当たっての委託料ということであります。

幕別町の臨時職員等のこれまでの全体の職員にかかわるウエートなどは、大変高いということ指摘させていただいてきておりましたけれども、新たな国の制度がえによって、この会計年度職員を任用するということあります。

専門的な知識を有するところが必要だというようなご説明でありましたけれども、どういったところに委託されて、そして町としての考え方、もちろん委託調査後に決めていかれるのだとは思いますが、当然、改善される方向に向かうだろうと思うのですが、委託先と考え方について伺っておきたいと思っております。

次に、衛生費の診療所費であります。備品購入で1,300万円ということあります。

ご説明では、指定管理になりまして、4月から新しい体制になったと思っております。利用が好調だということありますので、この際、まだわずかではありますけれども、実績について伺っておきたいことと、この備品の耐用年数といいますか、どのぐらいで更新が適切なものなのかどうか、新しく入れられる機械がどのぐらいもつものか、伺っておきたいと思っております。

それから、最後ですけれども、8ページの教育費、事務局費の7節の賃金であります。学校教育推進員賃金が補正でありました。こういった人の配置というのは、これまでは4月1日にスタートし、当初予算で組まれていることが多かったのですけれども、この6月にあえてこういう予算措置をされた、推進員を配置されたという、その背景はどういうことだったのでしょうか。

小中一貫教育などが取り組まれている中で、大変いろんな仕事が増えているということを心配しておりました。そういったところにきちっと対処されるのかどうか伺います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） まずはじめに、会計年度任用職員の委託の関係でございますが、今、こういった事業者というところでありますが、今、想定しておりますのは、法令の解釈、例規の整備に精通

してありまして、その中で専門家、例えば弁護士等を擁している事業者ということで、そういう事業者を想定しております。

それと、考え方ということでございますが、制度の制定に当たりましては、私どもが中心となりまして、臨時職員を任用している各部署、それから過去に担当していた者など、特に管理職を中心としまして検討チームをつくりまして、その中で制度の設計に当たってまいりたいというふうに考えております。

あくまでもこの会計年度任用職員、今、国のマニュアルということで示されてありまして、まだその後、今後、またそういう細かな内容のものが示されるという話は来ておりますが、いまだに示されておられませんけれども、そういうことをその制度にのっとった中で、このチームによって検討していきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（半田 健） 忠類歯科診療所の状況についてご説明をさせていただきます。4月から指定管理ということで運営がなされているところでございますが、4月、5月の診療状況についてご説明をさせていただきます。

まず、4月の診療状況でございますが、診療日数が20日間、延べ受診者数が305名ということで、1日当たり15.3名の診療ということでございます。5月につきましては、診療日数が20日間、延べ患者数が391人ということで、1日当たりの患者数につきましては、19.6人というような状況となっております。

参考までに、昨年度の状況でお話をさせていただきますと、昨年度4月の平均受診者数が15名、5月の受診者数が14.8名ということで、5月につきましては、大幅な増というような状況となっております。6月以降につきましても、同じような状況が続くというような状況でございます。

2点目、新しく導入予定の機器の耐用年数の関係でございます。

仕様書によりますと、法定の耐用年数といたしましては、6年という年限が設定されております。この6年という年限につきましては、費用の減価償却にかかります年数ということで、6年間ということで設定されておりますが、現在使用しておりますレントゲン機については、平成8年に導入された機器でございますが、今現在も使用しているというような状況でございます。メンテナンスの状況によっては、法定の利用年数を大幅に上回る利用を見込んでいるというところでございます。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） ご質問の3点目の、学校教育推進員賃金についてであります。

教育委員会といたしましては、昨年度から町長部局と小中一貫教育の推進に当たりまして、人員の増ということで協議を重ねてまいりました。その中で、正職員の配置というものと、今現状にあります学校教育推進員での増員ということで、さまざま検討してきたところでありますが、最終的には限られた職員の人数の中でというのがあります。それと、もう一点は、小中一貫教育、今年度からモデル事業が始まります。その中で、教育課程の編成ですとか、そういった専門的な知識を有する職員の配置も必要となりますことから、最終的に学校教育推進員という形での増員となったところであります。

それと、仕事の量、増加に伴ってということですが、今年度から小中一貫教育の推進に当たって、我々が事務量を積算したところ、約1.4人工、仕事量が増加するという見込みでありました。その中で、今、学校教育推進員1名増加ということで、1人工分はそこで解消されているところでありますけれども、残りの分については、現状の配置の中で、今、0.4人工になりますけれども、残りの人員の中で取り組んでいるという状況にあります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 順番に再質問ですが、委託先は弁護士が所在するような事務所ということであり

ますが、そうなってくると弁護士事務所になってしまうのかなというふうに思うのですけれども、正確に適切にやっていただくということから考えて、専門家のアドバイスをいただきながらやっていくというのは、本当に大事だと思うのですけれども、今まで在籍されている方も含めての臨時職員、体制が2年後から会計任用職員というのが誕生するというので、これは、これまでの地方公務員法ですとか、そういった法に照らす範囲の中で変更されていくわけですから、自分としては、そうそう大きな仕事、委託してまで、委託しないと成り立たない仕事なのかなという疑問を持ちました。

それで、弁護士さんということでもありますから、顧問弁護士も幕別町は担当していただいている方がいらっしゃるにしまして、そういう範疇の中では対処できないという判断のもとに提案されたのでしょうか。確認させていただきたいと思います。

歯科衛生の診療所のほうですが、大幅に伸びたということ、大変よかったですと思います。ちなみに、町内在住とそれから町外というの、わかったら教えていただきたい。

それと、意外と、減価償却で6年ということになると、大変短いんですね。今までの平成8年に設置されて、これまで22年間使用してきて、メンテナンスがよかったです。その備品の性質といいますか、内容によって変わってくるのでしょうかけれども、これまで22年使っていたものですので、結構な投資でありますから、メンテナンスは力を入れてやっていただきたいという、これは希望であります。

最後の、学校教育推進員賃金、私、今、持ってきていないのですけれども、たしか当初予算でも推進員は予算化されておりましたよね。さらに1.4人工不足ということで、今回、臨時的に。それで、4月のスタートでなかっただけに、人員採用面等ではご苦労があったのではないかと思いますので、どういった方にこの仕事に当たっていただくのでしょうか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 先ほど、私、弁護士を擁すると。弁護士事務所ということではなくて、やはり、今回の会計年度任用職員制度をきちっと熟知されていて、その中に弁護士も擁しているということで、トータル的なこの会計年度任用職員制度に精通している事業者というふうに考えております。

それとあわせて、例えば法制整備とか、そういうところも専門的にやっている事業者ということで考えておまして、その中で、やはりつくっていく上で、まず一つ目は、先ほど申しました地方自治法でありますとか、それから労働基準法でありますとか、法律的にたくさんそういった関連法がありますので、そういったところの弁護士等のご意見をいただく。

また、業務の中身としては、今、国から示されているマニュアルというものが、まだそれしか情報がないという中で、各町自体がそれぞれ横一線に、今、始まっているという状況の中で、そういった情報収集という点でも、今回この事業者、全国的にそういった支援を行っている中で、情報収集的なものもある程度、逐次いただけると。

そういったことで、トータル的に、その部分だけではなくて、この会計年度任用職員制度に移行するに当たっての全体的な管理、監修的なものをしていただくという意味もございまして、今回そういった点を考慮して、委託という考えで上げさせていただいたところでございます。

○議長（芳滝 仁） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（半田 健） 忠類歯科診療所の関係でございます。

まずはじめに、診療者の所在の状況でございますけれども、4月の状況で、先ほど延べ人数で305名受診をされたということでございますけれども、実人員としては、113名の方の診療をしております。内訳といたしましては、忠類在住の方が49名で43%、大樹町在住の方が52名で46%と、そのほか、帯広市、広尾町、更別村等、近隣町村からの患者さんがということで、おおよそ90%が忠類、大樹の方々、そのほかの10%が近郊の方々というような状況となっております。ちなみに、5月の状況も同じような傾向でございますけれども、忠類、大樹以外の10%のうち、広尾の方が5月以降は増えているというような状況でございます。委託を受けている、指定管理をされている航慎会さんの本拠地

が広尾町だということから、広尾町の方の利用も増えているというような状況でございます。

それから、耐用年数の関係でございますけれども、先ほどのご説明の中で1点漏れていましたので追加してご説明をさせていただきますと、今回導入いたします機械につきましては、デジタル方式のレントゲン機械ということでございます。平成8年に導入している機械につきましては、アナログ方式のレントゲン機械でございまして、撮影後、現像してから患者さんの歯の状態を見て診療に当たるということで、撮影から現像までかかる時間が5分から10分程度かかるというような状況でございました。今回導入のデジタル機械につきましては、撮影と同時に、もう既にすぐ状況が判断できるというようなことから、撮影時間を短縮することによって、診療に要する時間も多くなるというようなことでございます。

なお、メンテナンスの関係につきましては、アナログ機械につきましては、それぞれ機械の単体のメンテナンスをしておれば、それなりに耐用年数を長く使用することが可能となっていましたけれども、デジタル機械につきましては、撮影機とそれに付随いたしますデータを保存するコンピュータ設備等のこともございまして、耐用年数が6年ということで短く設定されているというような状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） ご質問の1点目でございますが、人員増につきましては、これは町長部局とぎりぎりの段階まで調整をしていたということもありまして、当初予算の段階では、正職員ということで職員費での対応を予定していたところでございます。しかしながら、最終的に学校教育推進員の配置ということになりましたので、学校教育推進員の賃金につきましては、当初予算で2名分、予算計上させていただいておりましたことから、4月1日から3名体制で、既定予算の中で対応させていただいているところであります。

増員した学校教育推進員であります。校長の退職者であります。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 今の教育委員会からですけれども、わかりました。補正予算は、ただいま、きょう提案されておりましたけれども、実際に配置されていた推進員、職員の方は、4月1日から3名でスタートしていたということですね。2名の1名ですから3名ですよ。ということで、イメージ的には、ここで補正が出されると、きょう6月7日ですから、この後に採用されて追加という、人が増やされるというふうにするのですけれども、今のご説明ですと、正職員という位置付けがあったものだから、そうはならなかったということもあって、当初から3名を配置していたと。そして、予算が今というのは、どうもちょっと理解に苦しむところなのですけれども、体制としては3名できちっと4月からスタートしていたということですね。その辺の確認です。

任用職員のほうも、何かちょっと説明を伺うと、伺えば伺うほどちょっと見えなくなってくるのですけれども、要するに、自治法であるとか労基法であるとか地方公務員法であるとか、法そのものは毅然として存在しているものですよ。そこに新しく公務員の臨時職員について、会計年度任用職員制度を導入というのが、新しい制度として決められて3年後にスタートするということでもありますから、準備期間において、それらの法を駆使しながら、町として、いわゆる会計年度任用職員に該当する人を、会計年度任用職員としていくことなのだろうというふうにするのですけれども、その国の法律の改正のときには、新しくそういった方には例えば一時金の支給が義務付けられているとか、全体としては、臨時職員の待遇が一面、改善されている面があり、そんなに法的な資格を有する人に委託しなければならない内容なのかなというふうに、率直に疑問を持つのです。

法律事務所ではなくて、そういう人が存在するところの事業所ということでありますから、どういったところなのかなとは思いますが、いずれにしても、108万円ということですから大きい金額ではありませんけれども、この職員の検討チーム、そこがやっぱり大事だと思うのですよ。うちの町の職員の皆さんが、一緒に働いている臨時職員の方たちの置かれている現状や待遇の改善に、

検討をきちっと重ねて、改善に向けるという方向であればいいというふうに思うのですけれども、その辺がなかなか、おっしゃってはいるのですけれども、委託をしなければやっていけないのだというところがちょっと見えません。もう一度明確に教えていただけますか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 会計年度任用職員についてご説明をさせていただきます。

今、議員のほうからご質問ございましたとおり、平成32年4月から新しい制度に移行するというところで、このたびの改正につきましては、先ほど副町長からもご説明がありましたように、大きく三つの区分になります。

現状においては、特別職の非常勤職員、それと一般職の非常勤職員、臨時的任用職員ということで、地公法でそれぞれ3条、17条、22条ということで規定されているものがございますが、それが、新しい制度になった際は、特別職の非常勤職員、これは同じく地公法第3条、それと臨時的任用職員についても同じく地公法の22条ということでございますが、それらが厳格化されるということでございます。

現状、本町における臨時職員につきましては、昨年度で355人の臨時職員、これは前の議会において資料でご説明させていただいた部分でございますけれども、これは代替職員も含めての人数でございます。30年度に入ってから、また任用については若干変動はございますけれども、ほぼ同じ程度の職員を抱えているところでございます。

それらの職員が、現状では地公法17条に規定する一般職の非常勤職員並びに臨時的任用職員という中で雇用している部分でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、法律がきちっと厳格化されるということで、それらの今の職員、総体355人といたしますと、それらの職員がどこの法に基づいて任用すればいいかといったところが問題になっていきます。

それら、特に一般職の非常勤職員が会計年度の任用職員というところに移行するだろうと、私どもも思っているのですけれども、その中でも今度、フルタイムの職員とハーフというのでしょうか、パートタイムの職員と明確に分かれる形になります。それによって、もちろん雇用形態も違いますけれども、賃金のあり方、また賞与も出さなければならないだとか、それとか退職手当とか共済だとかそれら全ての制度にのって行く職員とのらない職員と、また分かれていくといったところで、その辺の区分変更が相当あるだろうなど。

ただし、現状は雇用しておりますので、それらの職員が不利にならないように、どのような形でやっていけばいいかということの整理に、相当の時間なりがかかってくるということがございます。

それと、今、課長からもご説明がありましたように、会計年度任用職員という新たな考え方が出てきたものですから、それらの会計年度任用職員というそのものが、まだ国から十分な資料なりQアンドAなり、そういうものが示されていない中で、はじまりは32年4月というのが決まっているという中において、各市町村、同時にスタートしているものですから、情報収集だとかそういうのがなかなか市町村間でできない状況になっていると。

そういうのも含めて、今回、この委託先をお願いなり、情報収集だとか、それと、先ほどご説明しました現状の職員の雇用形態を全て調査して、どうすればいいのかということも含めてお願いしたいと。そして、最後は、法的な部分において、どういう位置付けになっているかといったところ、これは地方自治法、地方公務員法、労働基準法と、大きく三つぐらいの法律に絡んでくるのですけれども、それらの法律と齟齬のないように整理しなければならないというようなことで、今回、総体的にこの委託をお願いしたいと。

ただ、先ほど申しましたように、基本は町でこれは考えていきます。そことの連携をうまくやっていくと。情報収集だとか、調査だとか、法的な整理だとか、そういうものをやっていきたいということで、今回、補正予算をお願いしたところでございます。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 学校教育推進員の配置につきましては、業務量の増加に伴いまして、既定予

算の中で、4月1日から3人体制とさせていただいているところであります。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第4、陳情第3号、「教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書から日程第9、陳情第8号、「2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書までの6議件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第3号、「教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書、陳情第4号、「教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情第5号、「2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情第6号、「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書」の提出を求める陳情書の4議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第7号、「ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書」の提出を求める陳情書は、民生常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第8号、「2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明6月8日から6月17日までの10日間は、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、6月8日から6月17日までの10日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、6月18日午前10時からであります。

10：53 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成30年第2回幕別町議会定例会
(平成30年6月18日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至
 (諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（6人）

会議録

平成30年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年6月18日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月18日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 代表監査委員 八重柏新治
企画総務部長 山岸伸雄 住民福祉部長 合田利信
経 済 部 長 萬谷 司 建設部長 笹原敏文
会計管理者 原田雅則 忠類総合支所長 伊藤博明
札内支所長 坂井康悦 教 育 部 長 岡田直之
政策推進課長 谷口英将 総 務 課 長 新居友敬
地域振興課長 川瀬吉治 糠内出張所長 天羽 徹
税 務 課 長 高橋修二 住民生活課長 佐藤勝博
保 健 課 長 白坂博司 農 林 課 長 香田裕一
土 木 課 長 小野晴正 商工観光課長 亀田貴仁
都市計画課長 吉本哲哉 都市計画課参事 河村伸二
経済建設課長 川瀬康彦 学校教育課長 山端広和
生涯学習課長 石野郁也
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至

議事の経過

(平成30年6月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番野原議員、12番中橋議員、13番藤谷議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。

6月12日、第69回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○15番（谷口和弥） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

幕別町の花・木・鳥、シンボルマーク等を生かしたまちづくりを。

平成28年2月6日、幕別町と忠類村の「合併10周年記念事業」として記念式典が開催され、式典の中で「幕別町の魅力を再発見するとともに、未来に向けた郷土愛を育むこと」を目的に、幕別町の花・木・鳥、「シンボルマーク」「ご当地ナンバープレート」のデザインが公表されました。幕別町が、「幕別町シンボルマーク等選考委員会」（以下「同選考委員会」とします。）を設置し、多数の応募があった中から候補を絞り、町民投票を実施しました。その結果を踏まえ、「同選考委員会」の厳正な審査を経て、町の花を「しばざくら」、町の木を「かしわ」、町の鳥を「おおはくちょう」と制定しました。あわせてナウマン象とパークゴルフを組み合わせるなどした、町民にとってもなじみやすいデザインと思われる「シンボルマーク」と「ご当地ナンバープレート」も制定されたところで

幕別町と忠類村の「合併協定書」に掲げられた合併の理念には、「住民の融和、新町の一体感の醸成及び新町全体の均衡ある発展に努めるものとする」とあります。この理念に取り組むに当たって、また幕別町の知名度をさらに高めていく上で、シンボルマーク等の活用は有効な手法の一つになると考えます。ついては、以下の点について伺います。

①「しばざくら」「かしわ」「おおはくちょう」が町民に十分周知されているでしょうか。周知していくための工夫をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

②幕別町役場やナウマン温泉施設の周辺で「しばざくら」が見受けられます。他の公共用地では「しばざくら」の植栽が少ないように思います。幕別町として公共用地に「しばざくら」の植栽を広げる考えはあるか伺います。

また、「協働のまちづくり支援事業」の「公区環境美化支援事業」を活用して札内北町第一公区が「しばざくら」の苗を植栽したことが新聞報道されました。しかし、事業開始3年目にしてはじめての利用であったと聞きます。今後、この事業の利用をどのように促進していこうとしているのか伺います。

③「幕別町シンボルマーク」の使用は「要綱」で定められ、承認を得ることでさまざまなイベント等の配布物などに無料で使用することができるとされています。「幕別町シンボルマーク」の利用状況について伺います。

また、「パオくん」「クマゲラクくん」がデザインされた「幕別町マスコットキャラクター意匠（平成25年10月1日要綱施行）」についても使用状況を伺います。

④原動機付自転車用など5種類ある「ご当地ナンバープレート」の使用状況と、使用状況に対する評価を伺います。

⑤国土交通省は、「自動車ご当地ナンバー」に道内からはじめて「苫小牧」と「知床（根室管内中標津、別海、標津、羅臼の4町とオホーツク管内斜里、小清水、清里の3町の計7町）」の2地域を採用すると発表しました。2020年度から新地名に加え、景勝地や名所のイラストをあしらった自動車のナンバープレートが交付可能になる制度です。「知床ナンバーをつけた車が走り出せば『走る広告塔』として知床の名を全国に発信することになる」と採用された町では大歓迎をしているとのことあります。

また同時に国土交通省は、「地方版図柄入りナンバープレート（既存の地名の図柄入り）」をことし10月から全国41地域で交付することも発表しました。「くまモン」をあしらった熊本県や富士山の遠景をデザインした静岡県富士宮市（ほか4市町）、プロ野球球団「広島東洋カープ」のロゴを描いた広島県福山市（ほか7町）など、地域ならではの多彩なプレートが決まったとのこと。

「自動車用ご当地ナンバー」「地域版図柄入りナンバープレート」の募集が再開された際には、幕別町が先頭に立ち、導入に向け管内自治体と協議すべきと考えますがいかがでしょうか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町の花・木・鳥、シンボルマーク等を生かしたまちづくりを」についてであります。

幕別町と忠類村の合併協定書において、「町民の一体感を醸成するため、新町において制定する。」としておりました新町の花・木・鳥は、合併10年の節目を記念し、平成28年2月6日に制定・公表をさせていただきました。

また、花・木・鳥の制定に合わせて、活力と魅力あふれる合併後の町の特性や個性を象徴する視覚的なコミュニケーションマークとして、町内外に幕別町のイメージを発信することを目的としたシンボルマークを制定したほか、本町の地域振興や観光振興を図ることを目的に原動機付自転車等のご当地ナンバーを作製したところであり、郷土に対する愛着と、さらなる一体感の醸成を図るべく、これらを効果的に活用していく必要があるものと考えております。

ご質問の1点目、「「しばざくら」「かしわ」「おおはくちょう」が、町民に十分周知されているか、また、周知をしていくための工夫をする考えは」についてであります。

現在、町の花・木・鳥の紹介につきましては、町のホームページで周知を図るとともに、町の封筒や職員のネームプレートにイラストを掲載しているほか、今年度から新たに汚水ますなどのマンホールのふたに町花やシンボルマークをデザインしたものを作製し、60か所のマンホールに使用するな

ど、さまざまな方法により周知に努めているところでもあります。

また、今年度中に購入を予定している住民票や町税証明書の台紙に町花等のデザインを印刷する予定としております。

今後におきましても、町民の皆さんの目に多く触れられる場所や機会を捉え、さらなる認知度の向上に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「町として公共用地に「しばざくら」の植栽を広げる考えはあるか、また、今後、「協働のまちづくり支援事業」の「公区環境美化支援事業」の利用をどのように促進していこうと考えているか」についてであります。

はじめに、「町として公共用地に「しばざくら」の植栽を広げる考えはあるか」についてであります。

本町における「しばざくら」の歴史を顧みますと、明野ヶ丘スキー場や白銀台スキー場の斜面を活用し「しばざくら」を植栽した経緯がありますが、公園一帯の土質や斜面方向、スキーによる踏圧等により定着せず、維持管理に多額の費用と手間を要しましたことから、芝生に変更したという経緯があります。

このようなことから、現状においては、大規模な公園など公共用地の広い面積一面に「しばざくら」を植栽することは難しい面があるものと考えておりますが、公区などのご協力をいただきながら、公共施設の花壇や植樹ますなど一定のスペースを活用した植栽を行うとともに、事業所や農村環境の整備団体である「農地・水保全管理対策協議会」などにも協力要請を行い、将来的には、町内各所において「しばざくら」が見られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「「協働のまちづくり支援事業」の「公区環境美化支援事業」の利用をどのように促進していこうと考えているか」についてであります。

町では、町の花である「しばざくら」の普及につなげるため、「協働のまちづくり支援事業」における「公区環境美化支援事業」を見直し、平成28年度から「しばざくらの苗及び肥料の購入経費」を事業の対象に加え、1公区等につき年度内1回、交付率は10分の10、10万円を限度額とし、事業期間を平成32年度までとしているところであります。

本事業については、昨年度までの2年間活用実績はありませんでしたが、本年5月に札内地域の2公区で道路植樹ますと公園の花壇に「しばざくら」の苗が植えられ、花が咲いております。

今後においては、今回「しばざくら」を植栽していただいた公区の取組事例について、公区長会議、出前講座等で紹介するとともに、町民の方々にも「しばざくら」の植えつけ方法、育て方、管理方法などについての周知に努めるほか、さらに、協働のまちづくり検討委員会において、より活用していただけるよう事業の内容やあり方について協議・検討を行い、本事業の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「町のシンボルマークとマスコットキャラクターの使用状況は」についてであります。

シンボルマークの使用については、平成28年2月に幕別町シンボルマークの使用に関する要綱を定め、町内の個人や団体、事業者が、幕別町の魅力の発信に資する事業に使用することが可能であり、これまでに、JA幕別町青年部の役員用名刺のほか、消費者協会や老人クラブ連合会の配付物等への使用、民生委員・児童委員の名刺など、合わせて6件の使用をいただいております。

また、マスコットキャラクターにつきましては、現在、「パオくん」で10種類、「クマゲラくん」で6種類の意匠を定めておりますが、シンボルマークと同様に、町内の個人や団体、事業者を使用者として、町の魅力発信に資する行事やイベントの配布物、町の地場製品の販売等を対象に使用することが可能であり、商工会のイベントや公区の広報紙、北海道消費者協会の発刊紙、企業の店内装飾などで15件の使用をいただいているところであります。

ご質問の4点目、「「ご当地ナンバープレート」の使用状況と、使用状況に対する評価は」についてであります。

「ご当地ナンバープレート」につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から 50cc 以下、90cc 以下、125cc 以下のそれぞれ原動機付自転車用、ミニカー用、農耕用等の小型特殊自動車用の 5 種類のナンバーの交付を行っており、平成 28 年度及び 29 年度の 2 年間の交付の状況につきましては、全登録台数 468 台のうち 278 台に交付し、交付割合は 59.4%でありました。

内訳といたしましては、50cc 以下の原動機付自転車用は、全登録台数 67 台のうち 38 台に交付し、交付割合は 56.7%、90cc 以下の原動機付自転車用は、全登録台数 12 台のうち 9 台に交付し、交付割合は 75.0%、125cc 以下の原動機付自転車用は、全登録台数 30 台のうち 16 台に交付し、交付割合は 53.3%であります。

また、ミニカー用は、全登録台数 1 台のうち 1 台に交付し、農耕用等の小型特殊自動車用は、全登録台数 358 台のうち 214 台に交付し、交付割合は 59.8%であります。

使用状況に対する評価ということですが、この 2 年間、半数を超える約 6 割の方々に「ご当地ナンバープレート」をご使用いただいておりますが、これが、たとえ 8 割になったとしても、これで十分ということではありませんので、なお一層、多くの町民の皆さんに「ご当地ナンバープレート」を活用していただけるよう、交付時における窓口での紹介や町のホームページに掲載するなど、機会を捉えて周知を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の 5 点目、「「自動車用ご当地ナンバー」「地方版図柄入りナンバープレート」の募集が再開された際、町が先頭に立ち、導入に向け管内自治体と協議する考えは」についてであります。

自動車用ご当地ナンバーは、地域振興や観光振興に活用する観点から、地域の要望に応じて追加的に新たな地域を定めるものとして導入されたものであり、これまで国土交通省において 2 回の募集・実施が行われ、平成 18 年の第 1 弾の導入では 19 のナンバーが、26 年の第 2 弾では 10 のご当地ナンバーが導入されております。

こうした中、本年 10 月から全国の 41 の地域で地方版図柄入りナンバープレートの交付が開始される予定であり、また、強い要望がある「ご当地ナンバー」についても、昨年、図柄入りナンバープレートの導入を要件に募集が行われ、去る 5 月 22 日に、国土交通省は平成 32 年交付開始予定の 17 地域のご当地ナンバーを公表し、道内からは「苫小牧」と「知床」が追加となったところであります。

これまでの管内市町村におけるご当地ナンバープレート導入の取組経過といたしましては、第 2 期十勝定住自立圏共生ビジョンの策定の際、新たな取組項目として、本町から「十勝」の名称での「ご当地ナンバー」の導入を提案いたしました。国土交通省の追加募集の予定がなかったことなどから、取組項目として位置付けることを見送られたものであります。

また、このたびの地方版図柄入りナンバープレートにあわせご当地ナンバーについても、管内市町村の企画担当課長で構成する十勝定住自立圏幹事会において協議してまいりましたが、定住自立圏における協定書の変更議決やデザインの調整など、スケジュール的な課題もあり、別の手法による協議を検討することとなったものであります。

その後、十勝町村会において、「十勝」をアピールする取組の一環として導入に向け協議が行われましたが、十勝全体での合意に至らず、今後も継続的に協議していくこととされたところであります。

今後のご当地ナンバー追加募集については、現時点において未定ではありますが、十勝ブランド力を活用したイメージ向上や観光の推進、地域の魅力発信など、ご当地ナンバー導入による効果が期待されることとあり、オール十勝での取組となるよう、機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） それでは再質問をさせていただきたいと思っております。

幕別町の花・木・鳥、それからシンボルマーク、ご当地ナンバープレート、定められて、ですから 2 年の月日が流れているということの中で、これらが積極的に町民に根づき周知され、そして利用してもらえるものは利用してもらおうと、そのことを推進していきたいと、そういう思いの中で一つ目の

質問はさせていただいたところでありますけれども、考え方については一致点が多く見られたのかなというふうに思ったところでありました。

この花・木・鳥については、幾つかの例でもって利用状況についてもご報告いただきましたけれども、やっぱりまだまだ使用する余地がたくさんあるのではないかなと、そんな思っているところでもあります。

そして周知の面についても、町民の皆さん方とお話しをすると幕別町の鳥ってなんだったっけ、クマガラだったっけだとか、そういうようなところを中心に木については名前もなかなか出てこないというような状況などある。周知がやはり、まだまだこれからなのかなというように思っているところでもあります。

それで今答弁の中では、いろいろ使ってみて、その使っているものが目につくようにして、町民の周知を進めるのだという考え方が紹介されました。もう少しその辺のところを、町民が愛着を持ってそれらのシンボルに思いをつなげるような、そんな手法をとっていただきたいと思ってちょっと提案もさせていただきたいと思うのです。

しばざくら、町のホームページではしばざくらだけでなく、かしわもおおはくちょうもこのような形でもってそしてどんなふうに、選定の理由ではないのだけれど、選定に当たってのコメントのようなものが載っている、そういうところで、ああ、こういうふうに使われたのだなというふうになるわけなのだけれども、このコメントのようなものというふうに言いましたけれども、これが私はこれでいいのかなという思いがするのです。

しばざくら、花ですから、やはり花言葉というのがある。それでいうとやっぱり、このまちづくりを進める上ではとつてもすてきな花言葉がしばざくらにはあるのですよ。全般的には合意、一致、そういった花言葉がある。まさにこのシンボルマークを制定したのにぴったりの、そんな花言葉ではないかなと。臆病な心なんていうのもあるのだそうです。そして青色や白系のしばざくらについては、燃える恋、きらめく愛、そんな花言葉もあって、幅広い年齢層の中から支持がされる、そういう意味合いもあるしばざくらの花なものだから、なぜ幕別町はしばざくらにしたのかという声もあるのだけれど、ちゃんと町民投票、それから選考委員会、いいものを選んでいただけたなとそんな思っているところなのです。

こんなところもあって、しばざくら、幕別町の花なのだよという、そんな愛着が深まっていくのではないかなと思うのですけれども、まずはそのことについて後ほど答弁ください。

かしわについても、ここでは映画のタイトルが紹介されて、そして映画の舞台の節目節目で、この新田牧場のかしわの木が出てくるのだと、そういうことのコメントが書かれているところでもありますけれども、その映画 1947 年に上映された映画で、白黒の映画で、その映画を見てみたいなど、いや、私自身は見たことがなかったものだから、このコメントを見て、見てみたいなど思ったのだけれども DVD にもなっていないで、私自身はちょっと見る手だてがないのです。もしかしたら、どなたかテレビ放送でされたものを DVD か VHS のビデオか持っていることができるかもしれない。でも、そのことは余り大きな問題ではないのではないかなと思うのだけれども。この映画が必ずしも、ですから町民の愛着につながるようなものではないのではないかなというふうに思うのですよ。白黒の映画ということもありますけれども、やっぱり戦後の混乱期の映画で、殺人事件を通してのラブストーリーということになる、殺人事件、裁判を通してのラブストーリーということになるのだけれども、このことで一つのかしわの宣伝のコメントになるということ自体、余りよくないなというふうに感じたところです。

かしわの木には、落葉樹だけれども秋に葉が枯れても、翌年の春には新芽が芽吹くまで葉が落ちない、そのために冬季の強風を防ぐ効果を果たす、この厳しい十勝の自然の中で先人たちが切り開いてきた、そういったイメージにぴったりと合致するのがかしわなのではないかなと思ったならば、もう少しかしわの木に対する表現も工夫されたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

おおはくちょうです。おおはくちょうは、冬にシベリアより来ると、その姿を町内の多くの場所で

見られるのだということのそういう中身でありましたけれども、これではやっぱり愛着が湧かない。この企画を本当にやる気があるのかどうなのか、問われてしまうような、そんな中身です。ハクチョウの夫婦いろいろ調べたけれども、どうなのがハクチョウなのかということ調べたら、夫婦のきずなが大変強くて、つがいとなると一生同じパートナーと生活をともにするという習性があるのだそうです。

渡り鳥ですから飛んで回るわけだけれども、そのパートナーが傷ついて飛べなくなった、そうなったときにはそのパートナーも渡りをやめて一緒に癒すまで過ごす、そういう鳥なのだそうです。夫婦の深いきずなをあらわす鳥だと、そんなことも聞いたならばこれから老老介護も進んでいく、いろんな手法で介護の手だてもあるだろうけれども、まずはやっぱり夫婦単位でということもあってくるのでしょうか。そういったことでも、それはどの町においてもこのハクチョウのような夫婦愛というのは大事なことだと思うものだから、そんなことなどの視点で、私はこの幕別町のシンボルについて紹介を組み直していただきたい、考えていただきたい、人の目に触れることで周知ということだけではなくて、そういう手法もとっていただきたいのだというふうに思うのだけれども、お考えを聞かせていただけませんか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町の花・木・鳥につきましては、合併 10 周年を機に新たに制定をしたものでありまして、そこから 2 年以上が経過したわけでありまして、

決めたからには決めっぱなしというのは、一番悪いわけでありまして、いかに町民の皆さんに幕別町の花・木・鳥がどんなもので、どういう理由で選定され、そして親しみを持ってもらえるかということが一番大事であろうというふうに思っているところであります。おっしゃるように、選定経過は事実としてあるわけですが、これはこれとして当然説明をしなければならないわけでありましてけれども、親しんでもらえる手法としては、今、ご紹介のあったようなことをちりばめながら愛着を持ってもらって、ああ、この花が幕別町の花なのだ、大事にしていこうとそういった思いを醸成してもらえるような、そんなご紹介をしなければならないというふうに思いますし、やはり町の花・木・鳥が何かということも十分に町民の皆さんわかっていらっしゃらないということもあるかというふうに思いますので、これはもう機会を捉えて配布物等、あるいは会議の中で説明をすとかいったことを通して、定着を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） 私の提案についてご理解をいただけたなというふうに思ったものですから、これで一つ目の質問については終わりにしますけれども、本当に幕別町はいい鳥・花・木、町のシンボルに選んだのだというふうに思っています。町長の言葉にあったように、決めた、それで一つ終わってというのではなくて、町の醸成のためにいろんな手法でもって町民に周知を広げていっていただきたいとそのように思います。

二つ目であります。しばぎくらの植栽を進めるということで質問をさせていただきました。

本当に季節が限られる中で短い期間で花が咲く、それがしばぎくらでありまして、時期を過ぎるとぱっと通ってしまっただけでは、どこにしばぎくらが植えてあったのかわからなくなってしまふ、そんなようなあれであります。札内北町の第一公区のほうで、もともと●チャラオンコというのですか、低いオンコの木が植えてある。そのオンコが 15 本枯れてしまった。それを抜いてもらおう。それを町に依頼して抜いてもらったその後をどういうふうにご利用しようかということの中で、この公区長さんの熱い思いの中でしばぎくらの事業に、よし乗ってみようということになったということ聞いてるところであります。昨年の公区長会議でもこのことについて発言をされ、そして今回実現に至ったということをお聞きしました。

やっぱり今、幕別町の中で、しばぎくらというと本当に植栽されているところが限られていて、初回質問にもさせていただきましたけれども、この役場の周り、それからナウマン温泉の南端のところからぐっときれいに咲いてはいるのですが、それ以外のところでは私自身もいろいろ見て回ったので

すけれどもわからなくて、それでこの植栽について触れたところであります。

ほかにもあるのだと思いますけれども、私には目につかなかった。白銀台スキー場については答弁にもありましたが、もうしばざくらが植えられていたというような痕跡も残っていないような状況。明野ヶ丘スキー場においても、中腹に畳の面積でいえばきっと6畳か8畳かそれぐらいが中腹に残っているのですけれども、もうそれもびっしりではなくて薄く残っているということの中では、この町がしばざくらだということがなかなか町で暮らしている中では気がつかないでいてしまう、そんなようなことになってはしまわないかという思いの中で、この植栽を進めていただきたいと思ったものですから、この質問をしました。

この環境美化事業、どんどん積極的にアピールをしていっていただきたいし、ご答弁にもありましたけれどもやっぱり管理が難しいのです。しばざくらの有名な場所、例えば遠軽町だとか東藻琴町とか滝上町とかあるけれども、そんなふうですれというようなお話は私は全然するつもりはなくて、足寄の、ちょっと名前を今ど忘れしてしまいました、北の入り口のところのある里見が丘公園でしたか、そこもきれいにしばざくらが本当は張るところなのだけれども、2年前の大雨で流れてしまって見ると20分の1ぐらいしかも残っていないくて復興中だということでありましたけれども、ちょっとその気配は余り感じられないような、そんなあれでありましたが、この町を通ればわかるようにするということになるとやっぱり管理が大事で、その管理の手法等についても公区や町民単位で町のほうでも指導していただけたらいいなというふうに願っているところです。

今、札内北町第一公区のところでももういっぱい雑草が生えてきてしまって、しばざくらの抜く作業も検討していかなければならないと。で、今、植えてはみたけれどもまだ公区の全体の合意事項にはなっていないくて、今その雑草をとる作業についてもどうしようかということでも頭を悩ませている。公区長の中では、役員の中では来年もこの事業を利用してさらに広げていきたいと思っているのだけれども、今、手探り状態というようなことなどもお聞きしていて、町のそういった役割も発揮していただきたいと思うのですが、その辺について改めてご発言をいただけたらというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 本町におけますしばざくらの植栽については、かつて明野ヶ丘公園が幕別町開基80年を機に整備をされた。その中で、よその町の状況も見てこの公園にもしばざくらがあったらという思いで始ったわけでありまして、また忠類村においても当時の担当者が、たしかほかの町に行って、いや、すごいなと、できれば白銀台もこうなればいいなと、そんな思いから始まって、非常にすばらしいことではあったのですが、やはり今おっしゃったように管理が難しい。

今改めてしばざくらが町の花になって、どう広めていこうと考えたときには、大それたことはなかなか難しいわけで、確かに大規模公園にしばざくらが一面に咲けばきれいなのでありますけど、恐らく何千万円も管理費がかかってくるだろうというふうに推測されるわけでありまして、私の思いとしては、町内各所どこに行っても、大きな面積でなくてもいいからしばざくらがその時期になって見られるということが理想であろうというふうに思っておりますから、公共施設の、公共用地の中でも余り無理することなく、あいているスペースがあればそこに植えていく。あるいは町内会、公区の植樹ますとか、あるいは近隣センターの公園に用地があればそれは公区の皆さん方の協力によってやっていただく、あるいは農村部においては農地・水の活動組織がありますので、事務局にもお願いしましたけれども、秋に向けてそういった協力をさせていただけないのかというようなこともありますので、そこはまずは協力していただいていく中で管理方法についても、こちらから指導するというところまでいくかどうかわかりませんが、アドバイスをさせていただきながら、ずっと植えた以上はずっとしばざくらを維持していくという形をとっていききたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） わかりました。ナウマン温泉は周辺は大変きれいにしばざくらが整理されているところであるなという印象を持っていました。お話を聞くと、ボランティアの方がちゃんと組織されていて、その方たちが精力的にやってくさっているのだと、そういうことを聞きました。

やはりそういうことが背景にあって、この管理が難しいしばぎくらが生き生きとするのだと思うのです。ですから、近隣センターにしろ、ほかのいろんな公共施設にしろ、やっぱり身近な町民がずっと手を差し伸べて、ボランティアで管理を手伝ってくれるようなそんな手法が私は一番この町に多くしばぎくらが広がっていく、そんな手法になるのではないかというふうに思うものですから、その辺はきっと一致するものがあるのだと思いますから、そういった手法を大事にしていただきたいと思います。

この質問については最後、あと、この2件目、私は一つしか知らなかったけれども、二つ目の札内の公区がこの事業をやったということになりました。この事業が広がらなかった背景、それから今後の見込みについて。広がらなかった背景というのは、2年間なくて、3年目に二つ目ができた。4年目、5年目はこのことを知って、また、いや私の公区もというようなところがあるのかもしれない。その辺の広がりづらかった背景と今後の予想される広がりについて何か情報をつかんでいることがあったらお答えいただけたらと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町の花として制定して2年が経過している中で、なかなかどこも取り組んでいただけなかった、このことは多分に周知不足ということは確かに、あるいはその協力要請不足というのはあったのかというふうに思いますけれども、ようやく今年に入りまして2件の自主的な取組をしていただけるようになりましたので、そういった取組事例を紹介する中で、さらなる協力を要請していくということが必要であろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それでは三つ目。シンボルマーク、マスコットキャラクター意匠のことで質問させていただきますと思います。再質問をします。

シンボルマークが6件、マスコットキャラクターが15件、利用が進んでいるのだということのご答弁をいただいたところであります。今後についても、きっとさらに広げていくというような手法をとっていくのだというふうに考えているのだと思いますけれども、6件と15件、この要綱を見ますと、シンボルマークを使用する者の範囲、幕別町民である個人、町内で活動する団体、町内で事業を行う者、そういったことの中では随分たくさん対象があるのではないかなというふうに思いました。

そして、使用については町に申請をして承認をもらうわけけれども、但し書きがあって、幕別町、幕別町が出資する法人、または町内の公共団体についてはこの限りではないということも書かれているところであります。

町がこのシンボルマーク、マスコットキャラクターを積極的に使うというのは進めていただきた中身だし、と言いいながらも、いろいろ見ましたけれども、幕別町の広報の表紙や最近出ている幕別町のいろんな冊子になっている計画の表紙ですとか、開町記念日のしおりの裏表紙だとか、幕別町の封筒の料金後納郵便の丸印の中に入っている。そういうのは見受けられて、ああ、使っているなというのは承知しているのだけれども、まだまだたくさんあるのだと思うのです。

幕別町成人式、幕別町消防団行事、幕別芸術祭のプログラム、手元にあったものを見たけれども、そういうのはなくて、でもそれらは町長の承諾がなくてもというような公共的団体に含まれるのだというふうに思うわけですよ。

そして、この公共的団体というのは幕別町内にあればいいわけで、農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会、商工会議所、社会福祉団体、社会福祉協議会、教育団体、青年会、婦人会、文化団体、スポーツ団体、いろんなところが地方自治法の中で公共的団体になっていて、まだまだあって、6件だ15件だなんていうようなところではなくて広げる余地は町の中にもあるし、町の身近にたくさんあるしと思えば、6件15件という、そういう使用数はまだまだなのだと思うのですけれども、工夫の余地はありませんか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かにご指摘があったとおり、最近、町が出した計画などもそういう冊子もある

わけで、その中では住生活基本計画だとか、公営住宅の長寿命化計画などにはシンボルマークは使っているのですが、ではほかのそういう刊行物はどうなのかというところと全てが全て使われているという状況ではありませんので、ここはしっかりと内部で意思統一をしながら町の刊行物については使っていくということをしなければならないというふうに思っていますし、今お話ありました公共的団体につきましては、これ相手方の気持ちというのがありますので、こちらから要請をして、できるだけ使ってくださいといった協力を求めるということについても取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今の答弁はよかったのだと思うのです。どんどん広めていっていただいて、この幕別町のシンボルマーク、町民が一つになるのだということに、町の発展に役に立てていただきたいと思います、そのように思います。三つ目の質問については以上にします。

四つ目、ご当地ナンバープレートであります。5種類のナンバープレートがあって、幕別町のナンバープレートはパオくんとかマゲラクくんがパークゴルフをやっている、そういう風景が描かれる、そういう、またこの町にふさわしい中身があるのだというふうに思います。

それで、先ほども何人かの委員ともお話しもさせていただいたのですが、実は私自身もぼーっとして走っているのか、このナンバープレートを答弁では対象全車両に対する6割がつけているという報告があったわけですが、見ることがなくて、この見ることがないことがプレートを発行していることとそのままつながるかといったらそうではないわけだけでも、ちょっと余り見ないことを、見ることがないことを残念に思っているところであります。

実際、町長にお尋ねしますけれども、このナンバープレートを走っている車、車両、どのぐらい町長自身は見たことがありますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは漫然と見ているとなかなか目に入らないわけでありまして、それを見る気になって見ると、これは数がかなり違ってくる、そういう意識の差がありますので、どれだけ見たかという私も数少ないのが実態であって、これをその気になってどれだけ使われているかを見れば、私はやはり約6割ぐらいのナンバーを目に触れることができるのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） この登録の申請に当たっては、役場の窓口で新たに対象となっている車両を購入して登録するケースや、既に登録はしてあったのだけでも再登録をしてこのナンバープレートを獲得するのだという二つ方法があるのかなというふうに思いますけれども、新しくとるケースということでお尋ねすればいいのでしょうか。残り4割の方がどういう理由でこのナンバープレートを使用しないというふうになっているのか、それにどのように窓口では対応されて、どんな苦労があるのか、そんなことをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） ナンバーの交付に当たりましては窓口、新規の方、またナンバー交換というこの2種類で対応しておりますけれども、当初、平成28年度の4月から交付をはじめたということで、スタートに当たってはナンバーの交付の交換の方が多かったということもあります。

また、29年度には新規でのナンバーの購入ということが多くなってきているところでありますけれども、ナンバーの交付に当たりましては所有者の方が直接見えられる場合、それと購入に当たって販売店、いわゆる業者の方が所有者の方にかかわって届けに来られるというような状況にあります。

やはり所有者の方が直接来られる場合は、窓口においてナンバーを見せながらご当地ナンバーの紹介をして、お勧めをする状況にあるのですが、業者さんが来られる場合については、やはりご本人さんとそこまでのご当地ナンバーなのか通常ナンバーなのかという相談をされていないで来られる場合もあるということもあつて、やはり本人に確認してみないということところがどうしても条件つき

になってしましまして、最終的には無難な通常のナンバーをお願いをしますというようなことがまれにあるということもございます。

そういったことも含めて、引き続き今後においては業者さんも含めた中で、町民の方々にも十分周知を図っていきたいというふうに考えているところです。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） お話はわかりました。窓口でどんなに丁寧に説明しても、業者さんが来た場合にはその場で決着がつかないケース、妥当なところに落ちついてしまうケースがあるということの中で、対策も今ご答弁いただいたのだというふうに思いますけれども、業者さんも含めて、やっぱりこのナンバープレート、もうほとんど全部というか、全部の車両で使っていただきたいという思いもあるものだからその辺も協力体制をお願いして、そういう意向でもって窓口を訪れていただけるように努力をしていただくことが肝要かなというふうに思って聞いておりました。そのように努めていただきたい、いただくべきというふうに思います。

それでは五つ目いきます。今のは本当に限られた台数の車両でありますけれども、今度は普通乗用車等がカラーナンバーを発行するという事業が始まるわけでありまして。今まで室蘭ナンバーだった車両の中から、苫小牧市民の車両が苫小牧ナンバープレートになって、そして今まで網走や根室だったそんなナンバープレートの小さな自治体が、合同で知床ナンバーを使って、そしてカラーになる、そういうことがあるというのが一つ。

それは新しくナンバーが増えて行われる事業だけれども、それとは別に後半のほうにご紹介したのは、今、既にあるナンバープレートでカラーナンバーを申請するということで41のナンバープレートがカラーになるということの施策を、国土交通省のほうで観光づくりのためにはじめたということの中で提案させていただいたものです。

実際ことしの10月から、その41自治体のカラーナンバープレートが次々と出てきて、その中には、まだ北海道はありませんけれども、きっと北海道に渡って来て北海道を走るような車も出るし、あちらにこちらが渡って行けばそういう車両を見はじめる、そんなことになるのだと思うのです。インパクトは私は相当あるのではないかなと思うものだから、この事業をまた再開されたときにはぜひという思いの中で、これまでの経過については全く知らないまま提案をさせていただきました。

幕別町が十勝管内の市町村、あるいは町村の中で積極的な働きをこの件でしていたということもわかって、ちょっと評価をしているところでもありますけれども、やっぱり帯広ナンバーでもってカラーナンバーを十勝全体でとるという手法もあるのだけれども、帯広の所有者の方は、結局除いてしまうこととなりますが、十勝の残りの18町村でもって、私も十勝ナンバーがいいのだというふうに思っていました。十勝というナンバープレートで、そしてカラー、募金も若干必要なカラーか募金なしでも白黒の図柄で乗れる、そういうナンバープレートが十勝管内を走ること、大変意義があることなのだなというふうに思って提案をさせてもらったところでした。

その後、2回目の申請がことし3月に終わってしまって、次の見込みはまだ決まっていなくて、でも必ずあるのだというふうに思うものだから、前回1年半前に行われて、そして今回3月に行われて、また1年なのか1年半なのか2年なのか、きっとそんなにしない将来あるのだと思うものだから、そのときに備えて合意をつくるような土壌をつくっていただきたい、そのように思ったのです。やっぱり帯広よりも全国的には十勝の名前が有名で、十勝のブランドでそんな車両が管内を走る、全道を走る、道外も走るようなことになるということは夢があるのだというふうに思うのです。帯広ナンバー、北海道運輸局のデータでは15万台あるというから、きっと帯広を除いても条件の基準であるおおむね5万台を超える、そういうことになってくるから可能なのだと思うのです。十勝平野、十勝川、それから食糧基地として農産物や乳製品、スポーツも盛んですし空港名も十勝がついているし、十勝ブランドということはやっぱり知名度があって、どんな図柄になるかということ言えば、また十勝全体だから、いろいろあってその辺はまた大変なのかもしれないけれども、例えば畑作風景や酪農風景が一般的かなと思うけれども、ジュエリーアイスも有名になったし、ロケットも今出ようとしているし、

冬のスポーツも強いし、いろいろあるのだと思うのだけれども、この辺検討を進めていっていただきたいというふうに思うのです。

おもしろい話なのですけれども、富士山ナンバーが10月に走り出しましたけれども、3776という数字が人気なのだそうです。福山市のナンバープレート、広島東洋カープの図柄と先ほど言いましたけれども、自分が好きな選手、この十勝管内だったら3番なんていう番号を選んだ人を見たならば、あ、長島選手のファンなのかなと思ったりもするけれども、今度は広島東洋カープであれば3番だったらば、あ、鉄人衣笠さんだと。15番だ、あ、男気黒田さんだと、そんなようなことにもなってくる。そんな遊び心もある、そんなことになってくるのだと思うのです。

改めてお尋ねしますけれども、今後こういった機会がまた国土交通省から示されるに当たって、幕別町がまたほかの町村の先頭に立って十勝ナンバープレートを呼びかける、そのことについて発言をいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは町村会におきましてもぎりぎりまで協議をしてきまして、帯広市も含めてどうしていこうかというところまでいったのですが、最終的にまとまらなかったというのが経過でありまして、やはりまずは今おっしゃっているような十勝がいいのかとか、今までは帯広ですから。今までの帯広というのは陸運支局が地名としてついていたわけでありまして、これを帯広というものを十勝にするのか、あるいは十勝帯広なのか、帯広十勝なのかという具体的な話になるとやはりなかなか難しいわけでありまして、図柄にしても今何点か候補を挙げていただきましたけれども、なかなかこれというのがいざ決めるとなるとは難しさが出てくるわけでありまして。

ただ、これまでのフードバレーとかちもそうでありまして、とかち帯広空港もそうでありまして、スーパーとかち、あるいはとかちプラザというものもあります。明治北海道十勝オーバルというものもあります。十勝がかなり定着している。十勝に住む我々としては、そういう思いを非常に持っているわけでありまして、何とかそういう方向でいけば一番いいのかなと、そういう思いはありますけれども、調整の難しさがあるということをご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 調整の難しさ、その辺は18も集まればいろいろあるのかなというふうに思いますけれども、今まで数々の困難も19市町村でやってきたそんな経緯もある。なかなか全ての自治体がウイン・ウインでいくというようなことは困難なのかと思えますけれども、ぜひ、繰り返しになりますけれども、この事業を進めていっていただきたいそのように思っていますのでご検討ください。

以上で質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:57 休憩

11:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○6番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず本日早朝、最大震度6強の地震災害に見舞われました皆さまに謹んでお見舞いを申し上げます。それでは質問をはじめさせていただきます。

1点目。住居手当（親族間の賃貸借、持ち家）の見直しを。

本年5月、札幌市職員19人が住居手当6,000万円余りを不正受給していたとの報道がされました。匿名で情報が寄せられ、調査し発覚をしましたが、親族間の賃貸借契約による支給（月額2万7,000

円上限)が認められ、不正受給の温床となり、中には最長30年近くにわたる不正もありました。事例として、父親名義の2世帯住宅で賃貸借契約をし、直後から家賃を払わなかった上、両親の死亡後、自己所有になっても受給していた件や、一戸建て住宅の所有者であるのに母親に家賃を支払いしていた等々があり、処分が下されました。また支給開始後のチェックも不十分であり、年1回パソコンで状況変化がないか確認を求めるだけでありました。札幌市は再発防止策として、ことし10月から親族間契約の住宅手当を3親等まで廃止する方針を示すのとあわせて、データが残る過去7年間にさかのぼり、不正の有無を調査すると発表しました。なお5月28日には函館市でも、管理職を含む職員4人が、計1,267万円余り不正に受給していたと発表がされ、札幌市と同様に3親等までの廃止が検討されております。

持ち家手当(住宅に係る住居手当)については、国家公務員では人事院勧告により平成21年に廃止をし、国は各自治体においても廃止を基本とした見直しを行うよう助言をし、北海道や札幌市、猿払村(月額最高21,600円)で支給されておりましたが、そういったところが廃止をされました。国の調査(平成29年4月)によりますと、全国で当制度が残る自治体は、30都県はゼロであり、全体では13.3%、道内では全国平均より高く62%となっております。

いずれも、原資は税金であり、住民感情や民間との格差是正からも納得のいく対応が求められ、以下お伺いいたします。

親族間の賃貸借契約に関してでありますけれども、①現状は(支給総人数、うち親族間の契約による支給人数、それぞれの支給総額、チェック体制など)。

②今後の見直しについての考えは。

持ち家手当についてですが、①現状は(支給人数、総額など)。

②今後の見直しについての考えは。

2点目ではありますが、プレミアム商品券補助の継続を。

平成21年度から、商工会を主体に消費拡大による地域経済の活性化を図ることを目的に、プレミアムつき商品券を販売し、現在では夏季、冬季の2回実施しております。申し込み多数のため抽選で外れてしまう町民も多く、大変好評であり、町からは発行に係る経費を補助金として支援し、商工業の振興に寄与しているものと考えます。

町の総合計画における、平成30年度から平成32年度までの3カ年実施計画には、平成31年度からの計画に挙げられておりませんが、景気低迷、大型店や町外への消費流出、来年10月に予定されている消費税率10%への引き上げ等々、今後も厳しい状況に変わりないと考えますが、町の姿勢についてお伺いいたします。

以上です。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 小島議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「住宅手当の見直しを」についてであります。

住居手当は、職員の住居面における出費に対して補填する趣旨で設けられている手当であり、民間における同様の手当の支給状況や公務員宿舍入居者との均衡等福利厚生面及び定住促進という面も考慮し支給しているものであります。

本町の住居手当の支給につきましては、「幕別町職員の給与に関する条例」及び「幕別町職員の給与に関する規則」に基づき、みずから居住するための住宅または貸間を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている職員及び自己の所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である職員に支給しております。

しかしながら、先の行政報告で説明させていただきましたが、住居手当の支給要件等の確認調査の結果、過大に住居手当を支給していた実態が確認され、これらは、職員の住居手当支給要件の認識不足とチェック体制の不備が招いた事案であり、届け出を怠った職員については、文書による厳重注意をするとともに、全職員に対して「手当等の受給に係る届け出について」の通知をしたところであり

ます。

今後、このようなことが起こらないよう職員に対する制度の周知の徹底と支給者側のチェック体制を強化し、再発防止に向け取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「親族間の賃貸借契約の現状と今後の見直しについての考えは」についてであります。

はじめに、「親族間の賃貸借契約の現状」についてであります。

住宅を借り受けている職員に対する住居手当の支給者は、本年5月現在で82人となっており、同月の支給総額は、179万9,400円であります。

親族が所有する住宅に関する住居手当の支給要件につきましては、条例及び規則において、扶養親族が所有する住宅は認めておらず、さらには扶養親族となっていない配偶者、父母及び配偶者の父母が所有する住宅についても支給を認めないとしており、これに反する職員及びこれらの親族以外の親族と賃貸借契約を締結している職員はおりませんでした。

また、手続等のチェック体制としましては、毎年、異動の時期である3月下旬に、全職員に対し、住居手当をはじめとする各種手当に変更が生じた場合、届け出をするよう周知を図り、変更届提出時にその内容や関係書類等の確認をしているところであります。

次に、「今後の見直しについての考えは」についてであります。親族間の賃貸借契約については、現状において該当する職員はおりませんが、他自治体の例を参考に、支給対象をいかにすべきかにつきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、チェック体制につきましては、今後、毎年支給者全員に対し、支給要件の確認を行うとともに、住居手当の支給要件等の変更があった際は、速やかに届け出をするよう徹底を図ってまいります。

ご質問の2点目、「持ち家手当の現状と今後の見直しについての考えは」についてであります。

はじめに、「持ち家手当の現状」についてであります。

自己の所有に係る住宅に居住し、世帯主である職員に対しましては、月額1万4,000円の住居手当を支給しており、支給人数としては、本年5月現在で97人となっており、同月の支給総額は135万8,000円であります。

次に、「今後の見直しについての考えは」についてであります。

持ち家に対する手当につきましては、平成21年の人事院勧告に基づき、国が手当を廃止し、その後、北海道や管内においては帯広市や音更町が手当の廃止をしております。

手当の見直しにつきましては、国や北海道における公宅の整備状況など、職員に対する住居環境の違いや、町職員に対する定住対策といった観点もありますことから、他自治体の動向を注視しながら検討したいと考えております。

次に、「プレミアム商品券補助の継続を」についてであります。

プレミアム商品券発行事業につきましては、幕別町商工会が事業主体となり、地域住民の消費喚起と流出する購買力を地域内にとどめ、また、お金を地域内で循環させることにより、大きな経済効果を発揮させることを目的に、町内88の取扱事業所が参加して、平成21年11月から始まりました。

初年度は、5,000円の商品券に町が補助するプレミアム分として、20%の1,000円を加算した6,000円を1セットとして、合計で2,000セット、発行額1,200万円分の商品券が販売されたところであります。

その後、発行額は平成22年度は1,500万円に、23年度には3,000万円に倍増し、28年度からは夏季・冬季の年2回の実施となり、計8,000セット、発行額で4,800万円と拡充しており、当初比では4倍になっております。

また、本事業の取扱事業所数につきましても、平成29年度には146事業所となり、当初比で約1.7倍に広がってきております。

平成21年度からの9年間の発行総額は、27年度に実施した国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業を活用して発行した2億6,400万円を含めて、5億700万円となったところであり、プレミ

アム分の総額は8,450万円になっております。

なお、商品券の印刷や宣伝費用などの事務費につきましては、当初は事業者が額面の2%を負担する仕組みでありましたが、平成28年度からは半分の1%を町が補助することで取扱事業者の負担を軽減し、できるだけ多くの事業者に参加いただけるよう支援を拡充し、本事業が町の商工業の振興に、より有効なものとなるよう、町も商工会とともに取り組んできたところであります。

ご質問の「プレミアム商品券事業に対する町の姿勢」についてであります。

プレミアム商品券発行事業は、リーマンショックによる経済低迷期にあった平成21年11月に始まり、本年度で10年目を迎えることとなりますが、町としてはこの間、住宅新築リフォーム奨励事業、空き店舗対策事業、小規模修繕登録事業、中小企業融資制度の拡充、マイホーム応援事業などさまざまな商工振興策を講じてきたところであります。

最近の国内の景気につきましては、好調な輸出に加え、雇用環境の改善や賃金上昇などにより、個人消費に緩やかな回復が見込まれると報じられておりますが、十勝の経済に目を向けますと、個人消費はいまだ低調であり、平成28年の台風被害に係る復旧工事等の公共工事の減少もあって、景気回復の兆しを見い出せない状況にあると認識しているところであります。

このため、平成31年度以降につきましては、取扱事業所数の広がりや事業所における独自の集客の取組がプレミアム商品券発行事業と一体的に行われ、消費回帰の兆しが見られるかなど事業効果を検証したうえで、商工振興策全体の中での本事業のあり方について、商工会と十分協議をしてみたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 再質問させていただきます。

まず、町職員の住居手当というところでありますけれども、まず賃貸です。借家手当という言葉を使わずに使わせていただきたいと思っておりますけれども、今、上限2万7,000円まで支給はできるかと思っておりますが、我が町としましては支給要件が定められておまして、答弁をお聞きしておりますと恐らく2親等内ぐらいのかなと思うのですけれども、2親等内は除外をされているということで、札幌のようなそういった親族間契約による不正はなかったという答弁ではありました。

それで、今回そういう札幌市で起きた不正受給を受けまして、他の自治体でも調査が進められておまして、先日は池田町さんで2件ほど不正があったとの報道もありました。それで、我が町としましては、早々と調査をされまして、先般6月7日行政報告で結果報告されましたし、本日も答弁があったのですけれども、その借家手当なのですが現在82人、総額179万円余り支給しているということで、今回の調査によって過大に支給していた実態が3件発覚しまして8万1,600円。これを全額返済してもらおうということでありましたけれども、この3件につきまして家賃が下がったけれども変更手続きをしなかった。住宅を建築したけれども変更手続きをしなかった。それぞれ2件、1件ということですが、これにつきましては親族間契約云々という、そういった話というわけではなくて、通常の、通年の手当の支給の中でこの不正が起きていたということになったと思います。

この不正の原因が、単純に本人の手續、忘れだとか故意によるものなのか、その辺もわかりませんが、実際には起きてしまったということに対しまして、その原因の分析をお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはまずは職員がどういったときに住居手当が支給されるのかということの認識が十分でなかった、変更したときには速やかに変更届けを出すのだという、その辺が失念をしたということでありますので、悪意は当然なく、いわゆる、あつてはならないのですが、うっかりミスであったというふうに思っておりますので、そこら辺は今後、毎年しっかりと手当の支給条件はこうである、変更したときにはこういった手続きが必要なのだよということとあわせて、支給要件にかなうかどうかのチェックをしてみたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 今悪意はないということであつたのですけれども、行政機関の職員さんですのでふだんから法を扱う、法にのっとって仕事をされていると思いますので、ある意味、そういうプロの方が自身のことでそういうことになってしまったというのは、かなり理解しがたいというふうに率直に感じるところなのですけれども、何よりも町長ご自身が法令遵守、コンプライアンスそういったことを掲げられておりますので、こういう不正が起きたこと、もう本当になおのこと理解しがたい話ではあるのですけれども、答弁によりますと今までのチェック体制、先ほどお話しもあつたのですけれども、毎年全職員、これまでのチェック体制につきましては毎年全職員に対し変更があれば届け出するよう周知を図って、その変更に対して確認をしてきたと。それでも3件そういう過大支給が起きてきたという、実際起きたという状況ではありまして、今後の対策としては、その速やかな変更時の届け出も徹底してもらおうということと、毎年支給者全員の支給要件の確認を行う、そういうことだと思いますけれども、そういったチェック体制の強化を行われるということではあるのですけれども、その支給要件の確認を行うということなのですけれども、このことにつきましてはその課の管理職の方が確認するというよりかは、きちんとその専門の課で責任を持って確認が行われてゆくのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 今確認の体制につきましては、まず以前までは変更があつた職員が変更届けを出していただくということでありましたけれども、今後からは今支給している職員に対して、全て要件の確認を行うというふうにしていきたいというふうには考えております。

ただその確認の仕方については、今後、検討をしていきたいというふうには思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 検討していくということで、どこかの課が責任を持ってしっかりと確認を行っていくのかなというふうには思うところではあるのですけれども、そのチェック体制のところしっかり行っていただきたいと思います。

そういったチェック体制の強化ということで答弁があつたのですけれども、今回お示しいただいたことによって、その対策でもって今回3件起きていますけれども、そういったことも含めてこういう不正の防止が実際できるというふうに捉えてよろしいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 今チェック体制の検討の中では、まずは現課のほうの課長のほうで確認をしていただき、またそれを総務課のほうでチェックすると。二重体制で今後チェックをしていきたいというふうには考えておりますので、そういった防止に努めていきたいというふうには思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 二重体制でということで、職員意識の徹底指導、そして支給者の全員の確認ということで、そういうチェック体制強化するということですので、不正のないよう進めていただきたいと思います。

それで調査に関していうならば、札幌市の場合には本当に徹底的に調査をされるようでありまして、データが残る過去7年間にさかのぼって、それは平成23年の1月以降になるのですけれども、借家手当が支給された職員、退職者も含めて不正の有無を調査するという方針が出されているのですけれども、我が町ではその辺さかのぼってできるのかわかりませんが、過大支給3件、現在においてそれがあつたということで、今後そういった過去にさかのぼって調査をしてもし不正があれば返還をしていただくというのが筋ではないかと思うのですけれども、実際、何年までそういったデータが残っているのかにもよりますので、大体、何年ぐらいまでそういったデータは残っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 現状では過去5年の書類が残っている、それ以降については処分ということ

で文書規定で決まっておりますのでそれにのっかってやっております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 5年データが残っているということでありませけれども、どうでしょうか、さかのぼってそういった調査するという事は考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、議員のご質問で、今、課長のほうから5年データが残っているという答弁がございました。

今後さかのぼってからという部分につきましては、書類を全てチェックするという面においては相当の事務量がござります。今後どうするかといったところは、ちょっと内部で検討させていただきたい事項というふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 事務量、労力要ることだとは思っておりますけれども、検討されるということでここでとどめたいと思っておりますけれども、何よりも町民の目から見て、これは今はじまったことではないのではないかという、そういう疑念の目でやっぱり見られてしまう向きがあると思っておりますけれども、やはりそういった町民目線で理解が本当に得られるのか、やっぱりその視点を大事にさせていただきたいというふうに思います。

次に、借家手当の親族間契約についてでありますけれども、現在2親等内は恐らく対象外になっているのかなと思ったのですけれども、不正のあった札幌市ではことし10月から3親等まで廃止するということが決定されてきて、函館市でも3親等までということで検討はされているようであります。

それで3親等となると、おじ、おば、おい、めい、そういったところまでの範囲拡大が図られるのですけれども、我が町としましてもそういった不正の温床となり得る親族間契約、2親等から例えば3親等へ範囲を拡大していく、そういったことは考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 現状2親等以内については支給対象としていないわけでありませけれども、これは国家公務員の取扱がそうであるということから、国に準じた形で今やっているわけでありませ。

札幌市、函館市の状況はちょっと決まったとは聞いておりませけれども、そういった我々の給与というのは、我々というか一般職の公務員の給与については、国、地方公共団体、あるいは民間と均衡を失しないようにということがありますので、十分その辺は周りの状況がどういうふうになっているかということ把握しながら、給与の支給というのはあるべきだというふうに思っておりますので、この住居手当については現状のところは今のところ現行のままというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 私がメディア等々で知る限りでは、札幌市さんでは3親等まで廃止すると、それはもう決定したということで公表はされていませ。函館市さんについてはまだちょっと検討の段階にあるということで聞いておりますけれども、現行の体制でいくという話ではあったのですけれども、やっぱりその親族間となりますと、親族ならではの甘さ等々、もういろんなことが起きてきやすい、不正が起き得るというふうに私は見ていいというふうに思うのですけれども、今回そういう不正も実際、他の自治体ではあるのですけれども起きたわけでありませ、やっぱり今後そういった不正が起きないような、きちっとした制度にしていく、そして先ほどいったように町民の理解がちゃんと得られる、そういったところが大事だと思うのですけれども、もう一度検討はされないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 親族というものを何親等で捉えるかという判断というのは、いろいろあるかというふうに思っております。で、不正防止ということでありませけれども、では6親等なら不正防止にならない、温床が消えるのか、2親等なら消えないのかということも、そういう見方もあるのではあるというふうに思います。

2親等は、じいちゃん、ばあちゃん、孫という関係ですよね。で、3親等になるとおじ、おば、めい、おいという関係になります。今の人間のつき合い方というのを考えたときに、本当にその3親等まで禁止する必要があるのかな、それだけ人間関係というのは希薄化しつつある中で2親等なのか3親等なのかと考えたときには、私は2親等、おじいちゃん、おばあちゃん、孫ですね。その関係の中では相当考えられるだろうけれども、おじ、おばという関係になるとかなり関係が希薄化してまいりますので、私はそこまで禁止する必要はないのではないかとこのように考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） ここでとどめていきたいと思えます。

次に持ち家手当のほうにお伺いしたいと思います。

現在、一律1万4,000円支給されているかと思えます。答弁では97人、総額135万8,000円ということで答弁ありました。国、国家公務員については平成21年にもう廃止。国に準拠をするということで、国から自治体へとその廃止の見直しを行うよう、助言というのがもう何年も前に来ているかと思えますけれども、現在廃止になっている自治体は、全国86.7%。かなり多い状況にありまして、道内では38%。十勝管内では帯広市さんと音更町さんが廃止されております。

それで答弁では、国、道とは住居環境が違う、公宅が整備されている等ということと、あと町職員の定住対策の観点もあるということで、今後、他自治体の動向を注視しながら検討したいということでありましたけれども、国からのまず助言を受けている。そして全国的には廃止の流れがもう来ている、そういう状況に今置かれているのかなというふうに思うのですけれども、我が町も将来的にこの持ち家手当をどうしていくのか、それを考える時期に来ているのではないかとこのように思うのですけれども、今の段階ではどういうふうにしていくのか、廃止も含めてどういうふうを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 住居手当、全国的な流れはおっしゃるとおりで、ほとんどの市町村が廃止をされている。

ただやはり、そこは北海道ということで考えたときに、まだ64%が残っている。それはやはり北海道独特のものだというふうに思っております。本州に行くと公共交通機関もかなり発達しておりまして、どこに住んでいようがさっと役所まで行けると、そういう状況がありますけれども、やはり北海道においては面積が広い、そしてかなり僻地のところに住んだときにおいては、すぐにはこう行けないというそんな交通事情もありますし、また公宅の整備状況が全く市町村と国、あるいは道では違うわけでありまして、市町村としてはなるべく自分の町に家を建てて住んでもらいたいというのは、当然、北海道においては古くからそういう思いがあって住居手当の面で優遇をしてきたという歴史があるわけでありまして。

そんな歴史の中で、特に十勝においては、今、帯広と音更のみ、残りの17については住居手当を支給している。中には1万9,000円も支給しているところもあるわけで、額が多い少ないは別にしましても、やはり十勝にとってはこれまでの歴史の中で住居手当を持つことによって、定住対策の役割も果たしてきた。それと職員になるべく町内に住んでもらいたい、身近なところに住んでもらいたいと、そんな役割を果たしてきたわけでありまして、ここはやはり今のところはこれをいきなり廃止するという考えには至らないわけでありまして、十勝管内の状況がどうなっていくのか、道内の状況がどうなっていくのかということも含めまして検討しなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） いきなり廃止するとまでは言いませんけれども、本当に将来的にどうするのか。帯広市さんは5年前にもう、平成25年度に廃止しておりまして、1年前には市議会議員さんの中でも議論があったようでした問題提起もあったということで、そして組合の理解も得られ踏み切ったという状況を聞いておりますし、音更町さんはことし4月から廃止したばかりのようでありまして、それまで経過措置としまして4年をかけて段階的に少しずつ金額を減らしていった、ことし4月には完全

廃止、そのような経過をたどっているようでありますけれども、今すぐ廃止というふうには言いませんけれども、そういった手法も見ながら、そういった経過措置をとりながら段階的にやっていく手法も前例にあるということで、そういった経過も見ながら、今すぐとは言わず今後どうするのか、将来的にどうするのか、しっかりそこを町として考えを今から持っていくべきだと思うのですが、もう一度ちょっと答弁お願いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど申し上げましたけれども、職員の給与につきましては、生計費とそれと国、他の地方公共団体、あるいは民間との均衡を考えながら決定をする。しかもそれは条例において決定を、条例主義という考え方があるわけでありますので、そこはやはりこういった考え方の中でやはり周りとの均衡はどうなっているのかということは、大いに参酌しなければならないものであるというふうに思っておりますので、仮に見直しをすることで、今おっしゃったような段階的にであるとか、あるいは対象を幕別町内に住んでいる人だけだとか、そういった考え方は出てくるかというふうに思いますけれども、まだ現状においては見直しをしていくということを表明する段階ではないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 今の段階では考えられないということなのですが、帯広市さん、音更町さん、次は我が町かなぐらいにちょっと思っていたもので、ちょっと質問をしたところなのですが、まだそこまで考えが至っていないということでありました。

次に移りたいと思います。プレミアム商品券の補助についてであるのですが、ちょっと過去の状況ではあるのですが平成21年スタートをして平成25年まで5年間実施をした際に、その後平成26年から今回と同様に総合計画の中に入っていなかったということで、過去にも一般質問をしたことがあるのですが、その平成26年の年には4月から消費増税、5から8%へ上がるということで増税後の消費落ち込みの懸念もありまして、そういったプレミアム商品券の補助事業は実施したほうがよいのではないかということで質問をしたところなのですが、その際は商工会さんのほうでも意見が一致されなかったようでして実施しない方向性になったのですが、その後、結果的にはその年の10月に臨時会が開かれまして補正が組まれてという、そういう緊急で補正が組まれたというような経過も、前例がありまして、それは岡田町政さんのときだったので、そういった前例もあったものですから早目に商工会さんとご協議は進めていただいて、そして町としての考え方もしっかりと持っておくという、そういうことも大事なかなというふうに思うのですが、プレミアム商品券、ことし10年目ということで定着もしているようには思うのですが、町民の方からはまたやらないのですかというふうに商工会さんのほうに問い合わせも来ているというふうには伺っておりまして、いまだ、まだ期待はされている、町民の方から期待されている面もあるわけなのですが、答弁としましては景気回復の兆しを見い出せない状況だという認識をされておるということで、事業効果を検証した上で商工会と十分協議したい、そこまでの答弁でありました。

本当に商工振興活性化、これは大事なことだと思います。今の時点で、プレミアム商品券の補助事業、これを来年も実施する考えはないのか、町としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 商工振興策につきましてはこのプレミアム商品券だけではなく、答弁の中で申し上げたように、さまざまやらせていただいているわけであります。その全体の中で、このプレミアム商品券発行事業がこういった役割を果たしていくのか、しかもこの目的がそもそも消費をとどめる、流出を防ぐということがあります。さらには一歩進めて、消費が戻ってくるというところまで期待をしているわけであります。

そのためにはプレミアム商品券発行事業だけをやるのではなくて、これにあわせて個店の取組をやっていただいて、あ、ここの店こういうこともやってくれるのだねと、これからも買いたいわと、そういった方向に行くことを望んでいるわけでありますので、その辺が去年あたりから、いい独自の取

組が出てまいりましたので、そういった動きも含めて来年どうするかについては、今後商工会と十分協議をしてみたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 今、個店のご努力につきましてはもうどんどん進めていただきたいと思いますけれども、先ほど流出を、町外への購買の流出を防ぐそういった目的があるということで、そのとおりだと思います。いかにその町内、地域内でお買い物をしていただけるのか、とどまっていたりするのか、そういった意味でプレミアム商品券の補助事業の役割は大きいのだろうというふうに思います。

そのプレミアム商品券という、そういった土台があって、さらにそういった個店のご努力、それが積み上がっていくのではないかなというふうに思うのですけれども、それとともに、やはり情勢としてあくまで予定ではあるのですけれど、来年10月、消費税10%へ上がる予定となっております、8%へ上げたときもそうだったのですけれども、やはり駆け込み需要の後の反動減、売り上げ減、これはかなり響いてくる、厳しい状況になってくるというふうにお伺いしておりますので、本当にちゃんとした必要な事業であるという認識が私は大事だと思います。

今後ある程度、ある程度は臨時会で緊急というふうな形にはなるべくならないような形で、早い段階で商工会さんにお伺いしながら、目配りしながら進めていただきたいと思いますけれども、今後の実施について再度お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この事業を、プレミアム商品券によって消費を回復する、とどめるということがあるわけでありまして、で、これがなくなったとしても消費が従来どおり町内で消費をしていただくということが大事であります。これは商工振興策であって、福祉対策ではありませんので、やはり商工、町内で経済が循環するような、一助となるようなものとして実施をしているわけなので、商店主が努力をしないことには私はならないと思っております。これだけで町内で買ってもらうのでは先がないわけでありまして。これがなくてもしっかりと町内で物を買ってもらえるのだというところの助けをしているのがこの商品券事業でありますので、そこはやっぱりベースとしては、私は商店街、商店主の努力があって、それをお助けするのだというのがこの事業でありますので、そこら辺の考え方、商工会の考え方をしっかりと確認した中でどうしていくかということは必要でありますし、また前回、消費税税率アップのときには確かに補正で対応したということがありますので、そういったどたばた劇をしないようにしっかりと商工会と協議をしてみたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 個店のご努力については、本当にどんどんやっていただけてよしいと思うのですけれども、やはり今現段階でこのプレミアム商品券なくなっても、本当に大丈夫なのかなというふうに考えるところなのですけれども、やはり町、個店の売り上げのところもどうなのか、またやっぱりこういったプレミアム商品券がなくなることによって、やっぱり町外への流出、これはとどめることが難しくなるのだろうと思います。

それに、商店街の町並み見ても、どうでしょう、閑散としているといいますか、もう少し活性化したらいいなとは思っておりますけれども、そういったいろんな状況を見てみまして、現状を見て、本当に今なくして大丈夫なのかなと、むしろ私は、これは不可欠な、先ほど言ったかもしれないのですけれど、土台になってくる部分なのかなというふうには思います。そこの辺のちょっと認識をもう一回お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 認識は何回問われても変わるものではありません。やはり商店街、商店主はしっかりと経営をやっていくのだということがあってはじめて、このプレミアム商品券事業の価値が出てくるというふうに思っておりますので、やはりそこはこれがありきで努力するというのはこれ主客転倒な話でありますので、そこはやはりどういう、どういった商工振興策がいいのかということは、全体いろいろやっている中で、全体でそれぞれが役割を果たしていると思っておりますので、その中でこれが

絶対必要なのだということになれば、これはやりますし、そこは商工会と商工振興策全体の中でそれぞれの事業のあり方については検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 個店の皆さんもそのプレミアム商品券ありきでやっているわけではないとは思っています。本当に厳しい経営状況の中で苦しい思いをしながらされているのだと思いますので、私はそういうふうには思わないのですけれども、今後の理事者の皆さまのご努力にご期待申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11：55 休憩

13：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○13番（藤谷謹至） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

幕別町における今後の都市公園等の整備及び管理についてであります。

平成29年に社会情勢の変化等に対応するため、公園行政は新たなステージに移行すべきであるという考えに立ち、都市公園の再生と活性化を推進するため都市公園法が改正されました。主な改正点は、公募設置管理制度（Park-PFIの設置）、保育所等の占有物件の追加、公園の活性化に関する協議会の設置、都市公園の維持修繕基準の法令化となっています。本町においても平成30年第1回町議会定例会において、条例の一部改正を行ったところでございます。

町勢要覧によりますと平成29年4月1日現在において、92か所の都市公園と6か所のその他の公園を有し、町民一人当たりの公園面積は89.16平方メートルとなっています。町では公園長寿寿命化計画に基づき、公園施設の予防的な修繕・再整備を行っているが、都市公園法の改正に伴う今後の公園の整備と管理について伺う。

1、公園施設長寿寿命化計画の進捗状況と維持管理の現況は。

2、公募設置管理制度について町の考えは。

3、公園の活性化に関する協議会の設置と都市公園の維持修繕基準の法令化に伴う考えについて。

4、第6期総合計画第5章第4節「町民とつくるみんなの公園と緑地の保全・整備」の基本方針や施策の方向性の中で「町民参加を基本に公園整備を計画的に進める」としているが、町民の意見をどのように聞き、どう整備に反映しようとしているのか。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町における今後の都市公園等の整備及び管理について」であります。

都市公園や緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものであり、災害時の避難場所としての役割も担っている重要な施設であります。

国は、これまで経済成長や人口増加等を背景として、量の確保を目標に公園整備を進めてまいりましたが、少子高齢化による人口減少社会を迎えたこと、財政的な制約から施設更新にも限界があることなどから、今あるものをどう生かすかという視点を重視し、都市公園を活性化することを目的として、平成29年に都市公園法を含む都市緑地法等の関係法令の改正が行なわれたところであります。

また、町では老朽化する公園施設の増大に対応するため、維持管理の考え方を従来の「事後保全型」

から「予防保全型」へとシフトし、修繕や計画的な更新を推進するため、平成 21 年に「公園施設長寿命化計画策定調査」を行い、22 年 12 月に「幕別町公園施設長寿命化計画」を策定いたしました。その後、計画の策定から一定期間が経過したことから、改めて経年劣化の状況を調査し、これらを踏まえた計画の見直しを本年 3 月に行い、公園施設の適正な維持管理とライフサイクルコストの縮減に努めているところであります。

ご質問の 1 点目、「公園施設長寿命化計画の進捗状況と維持管理の現況は」についてであります。

公園施設長寿命化計画につきましては、都市公園に設置されている各施設の健全度調査を行い、劣化や損傷の程度によって健全度を判定し、A から D ランクに分類するものであります。さらに、判定結果の中でも劣化が顕著な D ランクのうち緊急度の高い施設につきましては更新が必要となりますことから、国の交付金事業を活用しながら対応してきたところであります。

はじめに、進捗状況につきましては、本年 3 月に公園施設長寿命化計画の見直しを行ったことから、平成 22 年度策定の当初計画に対する、29 年度末時点における進捗状況について申し上げます。

当初計画における判定結果の中でも劣化が顕著な D ランクのうち、緊急度が高く、補修、もしくは更新、または撤去の対策等が必要となった要対策施設は 125 施設であり、そのうち対策が完了している施設は 103 施設で、進捗率は 82.4%となっております。

また、本年 3 月に見直しを行った計画における要対策施設につきましては、当初計画において未対応であった 22 施設に加えて、新たに 26 施設が加わり 48 施設となっております。

これらの施設につきましては、国の交付金事業により更新や改修を予定しているものや危険箇所を補修するなど、公園利用者の安全を確保しながら計画的な更新と適切な維持管理に取り組んでまいります。

次に、維持管理の状況についてであります。現在、町では公園管理を委託業務により実施しているところであり、設備管理や樹木の剪定などの施設管理や公園内の清掃や草刈りのほか、パークゴルフ場の草刈りなどを行っており、業務中に発見した施設の損傷、その他の劣化などによる異常については、その都度必要な措置を講じております。

また、公園施設のうち遊具については、特に安全確保の必要性が高いことから、年度はじめに点検・報告を実施し、必要に応じて修繕を行うなど適切な維持管理に努めているところであります。

ご質問の 2 点目、「公募設置管理制度について町の考えは」についてであります。

公募設置管理制度（Park-PFI、P-PFI ともいう）は、民間事業者による売店や飲食店等といった収益施設の設置を許可することとあわせて、収益施設周辺の公園施設を収益施設から得られる収益によって整備することを条件とした制度であります。

しかしながら、その対象となる公園は立地条件がよく、相当数の公園利用者があり、収益施設としての利益が見込まれる必要があり、さらには、季節的な変動や長期的な視点からの安定性などが見込まれる公園への設置が考えられますが、こうした条件を本町の公園に照らして見た場合に該当する公園がないことから、公募設置管理制度を導入する状況にはないものと考えております。

ご質問の 3 点目、「公園の活性化に関する協議会の設置と都市公園の維持修繕基準の法令化に伴う考えは」についてであります。

はじめに、公園の活性化に関する協議会の設置につきましては、その背景に「立地条件がよいにもかかわらず、十分利用されていない公園があるのではないか」、あるいは「ボール遊び禁止、バーベキュー禁止など都市公園全体が一律禁止ではなく、公園を利用する地域住民と公園利用のルールを決めていく仕組みがあってもいいのではないか」などの問題意識から創設された制度であります。

本町においては、地域のにぎわい創出のための各種イベントについて、関係行政機関や地域団体等も参加する実行委員会の主催により、スマイルパーク、幕別運動公園、ナウマン公園、札内中央公園を会場として開催されているほか、公区のお祭りなどが公園において既に開催されております。

バーベキューについては、幕別運動公園やナウマン公園など一部の公園では利用可能な施設が整備されているほか、公区の行事や住民活動等の公共性の高い利用においては、幕別町都市公園等条例第

7条の使用許可申請により利用可能としているなど、ニーズに応じ、適切に対応しているところであり
ます。

このほか、ボールを使用するスポーツ団体への公園使用を許可しているなど、状況に応じ、柔軟に
対応している状況にありますことから、現時点においては活性化に関する協議会を設置する必要性は
極めて低いものと考えております。

次に、都市公園の維持修繕基準の法令化に伴う考えについてであります。ご質問の1点目で答弁
いたしましたとおり、公園管理につきましては委託業務により行っており、特に公園の遊具について
は全て年1回点検・報告を行うなど、必要な点検等につきましては既に行っているところであり
ます。

また、改正都市公園法施行規則では、点検結果と修繕内容を記録し、点検した遊具等が利用されて
いる期間は保存しなければならないこととなりましたことから、適正な事務処理をしてまいりたいと
考えております。

ご質問の4点目、「第6期総合計画の中で「町民参加を基本に公園整備を計画的に進める」とされ
ているが、町民の意見をどのように聞き、どう整備に反映しようとしているのか」についてであり
ます。

本町ではこれまで若草南公園や札内西公園などの近隣公園を新設する際に、ワークショップを開催
し、住民の皆さんから整備内容に関し、ご意見をお聞きしながら整備を進めてまいりました。

また、街区公園における遊具の更新の際にも関係する公区のご意見をお聞きしながら整備を行っ
ているほか、直近ではナウマン公園の大型遊具の導入に当たりましても、忠類小学校の児童の皆さんに
ご意見をお聞きしながら遊具の選定を行い、整備を進めてきたところであり
ます。

こうしたことから、今後におきましても住民の皆さんのご意見をお聞きする場を設けながら公園整
備に反映してまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） それでは、ただいまの町長答弁に対しまして再質問をさせていただきます。

まず、1番目と3番目が維持管理に関する部分では共通部分がありますので、まず、1番、3番を
やらせていただきまして、その後、2番、4番と進めさせていただきたいと思
います。

まず、幕別町の公園の状況ですけれども、90か所、都市公園、街区公園、さまざまな種別の公園が
ございます。こんなにあるとは思っていなかったわけですけれども、音更町さんにおきましては、お
よそ100公園、芽室町さんに関しては54か所という公園になってございまして、本町における1人当
たりの平米数というものは、当然、音更町、芽室町さんよりも多いわけ
でございます。

それで、あとちょっと私が分析させていただいたのは、地域別の平米数というか、公園の数等なの
ですけれども、まず忠類地域では137平米、おおよそ概算なの
ですけれども1人当たり87平米、幕別町におきましては1人当たり133平米、札内地区におきましては75平米と。そういうわけで、札内地域に人口が多いわけで、その辺が少ないのかなという感じはしてござい
ます。

それで、長寿命化対策なのでござい
ますけれども、Dランクの部分が、まず今年度見直した結果、20何か所で、またDランクが増えたという分析をされてござい
ました。それを修繕及び廃棄というこ
ととするわけなの
ですけれども、ちょっと細かくなりますけれども、修繕はいいのですけれども、廃棄した部分というのは、どのような部分に当たるのか、お尋ねしたいと思
います。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 長寿命化計画の中で、Dランクに当たる部分の廃棄となつてきますと、遊具
の関係で、木製遊具等を全て廃棄しまして、新しく硬質プラスチックだとか鉄製に変えたという部分
がござい
ます。あと、フェンスだとか、そういう施設もだめになっているところは更新しているとい
うような状況があります。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 木製遊具は当然劣化していくわけでして、多分、明野ヶ丘公園の木製遊具だと思

うのですけれども、その辺は撤去したという状況だと思います。そうすると、撤去することによって、長寿命化計画の中の施設数というのが減ってくるわけですね。廃棄した部分が補充されていくのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 今のご質問の中で、明野ヶ丘公園の木製遊具ということのお話があったのですけれども、まずその件につきましては、平成 22 年の長寿命化計画のときに、明野ヶ丘公園の遊具 10 基も D ランクということで入っていましたが、こちらに関しましてはまだ現地に存在します。これは撤去まではしていないのですけれども、今現在は、今後、撤去するかどうかを検討したいということの部分で置いてございますが、こちらは木製遊具なので、ささくれだとかそういうふうの問題があるところは一定程度は修繕して今現在は使えるようにはしていますけれども、今後は撤去するかどうかということを考えながら検討していきたいという部分になってございます。

補充の件につきましては、遊具に関しましては撤去した分補充しているのがほとんどで、例えば、平成 22 年の施設数でいきますと、1,646 施設が長寿命化計画で調査した施設数になるのですけれども、今回、平成 29 年の見直しの部分の施設数といたしましては、2,061 施設になってございます。こちらは、先ほど言いました遊具の更新が必要な部分は撤去はしているのですけれども、その分の補充もしておりますことから、施設としては減っていない状況にございます。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 現場では、場合によっては減らす場合もあるのですけれども、それは代替の施設がそばにあったりする場合は、減らす場合もございます。

あと、明野ヶ丘公園で最低限の補修をしながら維持しているというものでございますけれども、D ランクのものにあっては、国の交付金事業によって更新事業の対象になりますので、むやみやたらに撤去をしてしまいますと、代替の施設をつくりたいといった場合に、そうした事業に乗っかるということができないというようなこともございますので、そういったことも含めて現場での対応をしているという状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） この平成 30 年 3 月に見直されました幕別町公園施設長寿命化計画、これによって、どのような実施効果が得られたかというのがそこに書いてございますけれども、ライフサイクルコスト削減効果は一般施設、遊具施設で約 589 万 8,000 円、建築物、土木構造物で 53 万円、これが町の長寿命化計画で得られる実施効果であると思います。

今回、公園を語るに当たって、幕別町の公園、90 はちょっと見られなかったのですけれども、できる範囲の中で、私、見させていただきました。

まず、5 月 30 日に明野ヶ丘公園、これ 5 月 30 日に、たしか議運だったと思うのですけれども、ちょうどこちらに来ましたので見させていただいたのですけれども、まず、実際、私、スキー場しか表面上は見たことがなかったのです。それで、上に行って公園の駐車場に入れて、ちょうど草刈りを行ってございました。それで、あと、そこからトイレを見させていただいて、ずっと歩いていきますと、ピラ・リまでずっと歩いていくと、その途中で感じたのですけれども、掲示板がございますけれども、掲示板に、パークゴルフ場のさくらコースはもう 11 月 26 日の降雪をもって閉鎖いたしましたというチラシがまずあって、それで、さくらコースがあるのだと思って行ったら、スタート台はあるのですけれども、まだゴルフ場のカップが切っていなかったですし、旗も立てていなかったと。このパークゴルフ場、明野ヶ丘公園のパークゴルフ場というのは、どのような管理をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） ほかのパークゴルフ場それから公園と一緒に、草刈り、それから清掃を定期的に行っております。その中で、カップの切り直しだとか、そういった維持管理も含めて行っているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 私が見たところによると、余り管理されていないのかなど。それで、歩いていくと、今度、明野ヶ丘の公園の総合案内板があるわけなのですけれども、それがもう上の方が剥がれていて見えない、わからない状況でございました。このほかに、公園のベンチ、木製ベンチは結構朽ち果てたものがございまして、これでは座りたくないよねというような状況もございました。

長寿命化計画は、これはいいのですけれども、昔、公園のベンチはよくありましたよね、ペンキ塗りをしたとか、座ってペンキ塗りをしたのがズボンにつくと。そういうような管理を日常していれば、木製のものそんなに簡単には朽ち果てないのではないかと。これは、公園の長寿命化計画以前の話ではないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 木製のベンチ等、木製の施設に関しましては表面の塗装が大事になってくると、議員おっしゃるように、私も考えてございますが、今現在、維持管理の部分でそういった木製の塗装の部分が適正に行われていない部分もあるのかもしれないので、今後、そういう部分も長寿命化計画の中では、補修の経費として、概算経費としては見ているものですから、そういった部分を考慮しながら今後適正に管理していきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） あと、公園を見ていて、幕別のあけぼの公園のトイレなのですけれども、使用禁止になってございまして、ロープを周りにくくりつけて使用禁止と。これは、くみ取り式の簡易型の設置でございまして、見回すと、奥の方には使用されているトイレがあるのですけれども、これは補助金の関係で置いてあるのかどうなのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 今ご指摘の部分なのですけれども、実際、承知しておりませんでした。担当の話も聞きながら、実際、利用者が困らないような管理に努めていきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） ちょっと細かい話になりましたけれども、長寿命化計画、また管理体制につきまして、やはり90もあると、これ取りこぼしというか、そういう部分も必ず出てくるのではないかとこの感じがしました。

それと、町勢要覧の公園施設の中で、これは1番から91番まで公園名称、設置位置、それと面積、平方メートル、それと種別、主な公園施設、それに供用開始の年度、それが全て書かれてございます。その中で、木製遊具、水洗トイレ、休憩所、砂場、遊水路と、いろいろ主な公園施設があるのですけれども、気になったのは、砂場というのがいろいろ結構あるのですよね。これ、数を調べてみますと札内で24か所、幕別で9か所ございました。見ていて砂場はないのですけれども、見ているうちにわかってきました。滑り台とブランコを設置している、こういう枠があるのですね。枠のところは砂場なのです。それで、多分、砂場と呼んでいるのだと思うのです。完全に砂場は、私が見たところ確認できたのが、幕別の寿町公園の砂場、これはもう完全に鉄格子で囲ってございます。それと、あと2か所の公園で格子による枠がしっかりついてあって砂場というのは管理できるのですけれども、そのほかは、これは砂場でないのではないかと。そうすると、この表示について考え直す必要があるのではないかと考えたのですけれども、その辺の考え方についてお尋ねします。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 砂場なのですけれども、砂場につきましては、議員がおっしゃった滑り台やブランコの周りの砂の部分という、その部分に関しましては、ここでいうところの砂場とは別なもので、あくまでもそこはブランコなり滑り台の部分ということになっております。ここで言う砂場は、実際に砂を堆積して遊んでいただくような場所になっているのですけれども、このデータファイル、それからホームページの更新が、実際データとしてできていなかったというのが実態です。砂場に関しましては、小動物が入ったりとかして、そこにふん尿をするとかという問題が過去にありまして、

環境問題から、砂場に関しては撤去しているのが実態でございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） ということは、これからは砂場の表記については見直すということでしょうか。

それと、公園の砂場の管理に関して、砂場汚染検査手数料というのが毎年、予算特別委員会から出されているのですけれども、おおよそ予算では21万3,000円計上されてございます。それで、平成22年度では21万2,000円、決算当時使われていたのですけれども、これが年々減って半分、28年度までしかちょっと調べていなかったのですけれども、28年度は9万1,800円。ということは、これは囲ってある砂場の検査料という関係になると思うのですけれども、その辺の確認を。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 砂場の管理につきましては、砂を洗浄したりですとか滅菌したりというようなことで、実際現場のほうでは対応しております。また、箇所数については、今、土木課長のほうでもご説明いたしましたけれども、ちょっと表記の数との違いがあるようでございますので、それについては直していきたいというふうに考えておりますが、施設の更新をする際に、議員おっしゃいました、あけぼの公園あたりの街区公園という、公区で管理していただいている公園につきましては、施設の更新をする際に公区長ですとかにお話を聞きながら対応させていただいておりますので、場合によっては、砂場をなくして違う施設ですとかという対応ですとか、そういったことで現場では行っておりますので、数についてはそういうようなことで違いがあるものというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 今、管理のことにに関してちょっと細かく言わせていただいたのですけれども、1番目の町長答弁に関しましては、やはりしっかりした管理までは行っていないような感じがございます。その辺に関してはしっかり管理していただきたいと思っております。

それと、次に、特色ある公園遊具の設置についてであるのですけれども、いろんな公園を見させていただきまして、大体、滑り台、ブランコは決まっていますので、同じ種類。例えば、近隣の公園、例えば豊町東公園と豊町西公園は大体同じ遊具、それに築山、山があつたりシェルターがあるという部分はちょっとは違うのですけれども、遊具は同じなのですよね。近くにあつて、例えば、豊町東公園はこういう遊具、滑り台にしたら、隣の公園をちょっと違った滑り台にしても私はいいと思うのですよね。大体、幕別の公園は滑り台もブランコも同じもの、何か特色がなくて画一的な感じがしたのですけれども、その辺がどのように考えておられるかお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 今おっしゃったのは街区公園に該当してくると思うのですけれども、街区公園は子供たち、近所に住む人たちが歩いていける公園ということで、250メートルの範囲内で設置していくような形で配置してございます。そのような観点から、Aというその街区公園という部分と、Bという街区公園を変化していくということよりも、住民の方に、更新のときにご意見を聞いたのですけれども、住民の方に意見を聞いた中で遊具を設置していつているというものの中で、結果的に同じような遊具になってしまっているというような状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） まあ住民の意見を聞いてそういうふうになっていると答弁をいただきましたけれども、これ多分子供に聞いたら一遍だと思のですよ。こっち公園はこれにしました、そうしたら豊町西公園はどの遊具にしますかといったら、違うものにしたいというのが、私は子供の常ではないかと思うのです。大体、近場に街区公園のそのスパンというか、近さとか、それはわかります。だから、近かったらやはりそれだけ違うものにしたいほうが私は子供たちにとってもいいし、地域住民にとってもいいことだと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 今、土木課長のほうからも説明がありましたとおり、街区公園については、小さな子供たちですとかが遊べるような場所というようなことでこの施設の整備をし、誘致距離とい

います配置する間隔も、一定程度は住宅地の近場の場所に整備をするという考えで、これまで整備してきておりますので、そうした観点から申し上げますと、余りばらつきのないような遊具の整備になってきたのかなというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 都市公園法の改正の中には、特色ある公園の整備という部分が盛り込まれてございます。やはりその辺、その第6期総合計画の中でも、公園、4番目になりますけれども、住民の意見を聞いてというのがやっぱり基本でありますし、絶対的な条件でございますから、その辺はやはりいろいろ聞いていただきたいと思っておりますし、次なのですけれども、まず、その公園管理の現状ですね。委託しているという話、答弁をいただきましたけれども、公園清掃管理委託料およそ6,400万円、公園維持管理業務委託料、これが平成23年から平成25年まで計上されていたのですけれども750万円、公園施設管理委託料、これが1,000万円、公園管理整備委託料、これが1,200万円から1,400万円。こういう状況になっておりますけれども、公園の清掃管理委託料については何社でこれを行っておられるか、また公園維持管理の委託についてはどのようなことで行っているか、それぞれお聞きしたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） まず、公園の管理ということの中で、清掃それから草刈りに関する委託業務でございます。こちらに関しましては、幕別の部分で10業務、それから忠類で1業務ということで、合計で11業務になってございます。こちらに関しましては、街区公園は地域のほうで管理していただいているものですから、それ以外の公園というものが対象になってございます。また、そのほかに公園の施設の管理ということの部分で、遊具の年度1回の点検も含めまして、そちらの施設の管理は1業務というふうになってございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） わかりました。委託管理に関してはしっかり公園整備についてやっていただけるようにご指導していただきたいと思っておりますし、やはり公園を見ていて、しっかり草なんかを管理されているところもあるのですけれども、ことし、草を刈った経緯があるのかなという公園もございました。公園によってやはりばらつきがあった部分が、私自身、確認されましたので、その辺をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、この公園遊具の特色ある補充とか管理という部分で、幕別町緑の基本計画というのがあるのですけれども、その中で都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業では、「幕別町公園施設長寿命化計画により危険と判断された遊具を中心に、平成26年度までに、都市公園51か所で公園遊具の改築・更新を行います。更新の際には、健康遊具などを積極的に取り入れ、高齢者も利用しやすい公園整備に努めます。」ということになってございます。幕別町における公園の中で、現在における健康器具の現状についてお伺ひいたします。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 健康遊具の施設の数なのですけれども、今現在、手元にちょっと資料がございませんので、申しわけありません。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） やはり国のほうも、少子高齢化という部分におきましては、子供の部分もこれは大切な公園の管理維持の部分には入るのですけれども、高齢化に従って健康遊具の設置にも重きを置いてございます。幕別町におきましても、健康遊具があります。それで、しっかり利用説明書がついている健康遊具もあるのですけれども、これはどうやって使うのかとわからない健康遊具もあるのですよね。というのは、これは健康遊具なのか、子供がこう上がって遊ぶ部分なのか、そういう説明書がない遊具もあります。その辺しっかり管理してほしいと思っておりますし、それで、今後やはり健康遊具、この緑の基本計画の中で盛り込まれているように、やはりもっと多くしていくとか、ここの公園は公

園遊具を充実させていますよというような公園をつくる必要もあると思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 長寿命化計画の中で、対策が必要だったという判定になった公園が54か所ありまして、これまでに51か所対策を講じております。遊具や何かを中心として更新をしているのですけれども、その際に、公区の方々には健康遊具の設置についても説明をさせていただいて、おおむね1か所ぐらいずつ設置をしているという内容で整備を進めてまいりましたので、この51か所に近い数字で整備は行ってきているのかなというふうに考えています。今後においても、当然同じような考え方で、健康遊具の設置もあわせて整備のほうは行ってまいりたいというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） やはり、住民と協働のまちづくりの中で、住民の意見を取り入れながら公園を整備していくということが重要でございます。その辺をよろしくお願ひしたいと思ひますし、私ちよつと一つ考えついたことがありまして、東京都で、思い出ベンチ事業というのをやっております。これはベンチの寄附を募るわけでございますけれども、民間活力の導入、規制緩和の一環として、公園の古くなったベンチを寄附によって新しいベンチに交換する事業で、ベンチに簡単なメッセージを入れると。昔、じいちゃん、ばあちゃんとの思い出とか公園の思い出とか書き込んだプレートを寄贈していただく。このベンチの金額についてはいろいろあるようなのですけれども、この中に防災用のベンチというものもございまして、上の天板を引き取りますと、かまど、物を煮炊きするようなこともできるベンチもございました。その辺をちよつと考えていただいて、名称を考えたのですけれども、「まっくベンチ事業」。どうですか。幕別にひっかけて「まっくベンチ事業」というのをちよつと一つ考えていただきたいと思ひます。これは答弁要りませんけれども。

次、2番目について移らせていただきます。

公募型設置管理制度について、余りこれは本町に関しては利用価値がないのではないかという答弁でございましたけれども、私は、スマイルパークの可能性ですね、やはり札内のこのスマイルパークをどのように使っていくか。あの広大な芝の利用方法、これ都市計画の中でも、札内の芝生、札内のスマイルパークの芝生については、マスタープランの中で示してございます。「都市基幹公園であるスマイルパークについて、芝生広場の更なる有効活用を検討する必要があります」と。民間のノウハウを利用して、民間が利益を出したもので公園の周辺整備をすると。僕もちよつと難しいかなと思つたのですけれども、例えばSバックスコーヒーとか、その辺をスマイルパークに持ってくると。それで国道から利用される方を引き込むと。あの大きな芝生を見ながらコーヒーというのは、私はこれはやるのではないかなと思つたのですけれども、その辺、町長どうですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、何が公園の有効利用活用なのかというのは、いろんな価値観があつて難しいというふうに思つたのですね。実は、あの公園については、100年後の幕別町民に残す貴重な財産として、あの30ヘクタールを整備したものでありまして、当時の思いとしては、緑の城壁に囲まれて、何がここにあるのだろうと、入ってみたいなど、そこでゆっくりくつろいでもらおうと。そんな思いで整備をしてきているわけでありまして、のびのびとした何もない芝生にこそ価値がある、ただそこで利用というのはいろいろ考えられるだろうということでありまして、計画策定段階では、実はあそこに物産館も建てたらどうだという、そんな議論も実はあつたわけでありまして、結果的には、今申し上げたような、緑の城壁で囲まれた、100年先の幕別町民に残す貴重な財産で、何もないことに価値を見出した公園でありますので、その考え方というのは引き継いでいかなければなりませんし、あそこで商売をやるとなつたときに、非常にやはり難しい。つくことは簡単でしょうけれども、それを維持していくことは極めて難しいのだというふうに思つております。Park-PFIですか、これは浜松城での事例なんか手元にあるわけなのでありますけれども、年間、城に来る人だけで21万人もいるというところでありまして、やっぱり人が来なければ商売にならない、これは間違いない

事実だというふうに思いますので、なかなか提案としては、いや、おもしろいなどは思いますけれども、現実を見たときには、私はなかなか難しいものであろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 可能性としては、やはり都市公園の中でもこの緑の芝生利用をどういうふうにしていくかというのを書かれているわけですから、その辺は考えていただきたいと思います。

先ほどちょっと忘れていたのですけれども、公園のルールづくりについてなのですけれども、看板がある公園とないところ、公園によって違うわけなのですよね。しっかりしたルールづくりの看板があるところと何もないところがある。その公園の、古い公園では、古い公園そのままの看板が設置してあると。あと、幕別町においては、ペット、犬猫については芝生に入れて全然構わないと。ただ、ふんは持ち帰ってくださいよという表記なのです。ただ、ナウマン公園は、犬猫は芝生内に入れないでください。これ全然違うわけなのですよね。このルールづくりというのは、一体どこでどのように行っているのか。それを含めて、私は協議会の設置というのは必要でないかと。イベントや何かに関しては、実行委員会等がやってございますよ。ただ、幕別町の公園の全体として、このルールづくりはこれは必要だと思うのですよ。その辺の協議会の設置。今度、緑の基本計画も平成32年までですから、これ見直すことになると思うのです。その中で、都市公園法の改正によって、今言った管理制度も盛り込まれる格好になっているはずですよ。その辺を含めて管理協議会の必要性について一度伺います。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 公園のルールが看板表記されている、されていないといったところについては、まず、これまでに遊具の更新や何かをやってきたところについては、看板も一緒にあわせて更新をし、事業が入っていないところについては、残念ながら従前どおりの看板表記になっていたのかなと、そういった違いがあったものだというふうに考えています。

あと、ルールにつきましては、これは従前からその地域において慣例的に考えられてきた利用のルール、そうしたものが今に至ってそのような利用の仕方になっているのかなというふうに考えています。

協議会の設置につきましては、法の趣旨としては、あくまで公園のさらなる利活用を図る場合にあって既存のルールが障害となっている、そうした住民からの申し出などによって協議会などを設けまして、新たなルールづくりをし公園の活性化を図っていこうと、さらなる利用につなげていこうというものでございますので、そうした場面に応じては当然、協議会などを設けまして行っていくというような考えについては問題ないのかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） それでは、最後の、第6期総合計画、町民とつくるみんなの公園と緑地の保全・整備でございますけれども、ここで言いたかったのは、平成28年度の決算の中で町長にお願いした忠類ナウマン公園のトイレ、着がえ施設の建設についてでございます。

昨年の決算特別委員会においては、滞在時間、利用実態、教育にもつながるけれども、親のしつけの中で、催したらちょっと離れたところにトイレがあるから行ってねという例を出しながら、町長、答弁いただきました。まず、この利用実態を把握して、また野菜販売等を行っているベジタは昭和63年に建築したものであるから、いつまでも使えないと。その部分で、ナウマン公園全体の中でどこにトイレや休憩所をつくるかというのは、1年なり利用実態を見てから判断したいという答弁をいただきました。その部分で女子トイレ1個しかない、公園トイレではございません、ベジタの附帯施設のトイレでございます。ナウマン公園独自のトイレという部分で、町長はどのようにお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 昨年の答弁と何も変わるところはありません。昨夏が夏休み期間中ちょっと冷夏であったことがありまして、本当の意味での利用というのをつかめたのかどうかということもあり

ますので、やはり今年もう一年、実態というものを十分に把握しなければならないというふうに思います。それと、その公園トイレという整備をするということになりますので、そうなったときに、どこに配置することがいいのかということも当然考えなくてははいけない。上側といいますか山側にはファミリーコースもあるわけで、当然この利用者も大勢いるわけで、親水プールの利用者のためだけのトイレということにはなりませんので、その辺は十分、公園全体の中でどういった配置が必要か、そして、トイレがなければならないものなのかどうかということは、十分検討した中で対応したいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） トイレがなければならないものなのかという今の答弁なのですが、これは、私、スキー学校を教えていてよくわかるのですけれども、子供というのは、スキー授業が始まる前にトイレありますかと聞いたら、まず手を挙げないのですね。そして、リフト二、三本滑っているうちにトイレに行きたい、何人したいですかと言ったら3人手を挙げると。終わってから、そしたらトイレに行ってくださいと言ったら、忠類の公園であれば3人行ったら3人待つわけです。女の子というのはこれまた長いのですよね、支度が。そうすると、当然、後の二人はわかる結果になると思います。私、親水公園とか、そういう以前に、あそこに何か公園をつくる場合には、絶対必要ですよ。多分言っているはずですよ。それと、産建でも所管事務調査の中でも、これ要りますよねと。あと、忠類の住民会議の中でも必要ですと。これだけ、みんなある程度言っているのに、町長がなぜそんなにたかくなにつくらないのか、わからない。それで、3年間のもう、どこにつくるかという実施計画だけ立ててくださいよ。それで、どこにつくるかは協議していただきたいと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 現状、トイレがないわけではないのですね。トイレはあるのですよ。あその公園内に必要かどうかということは十分検証しなければならないということを言っているわけで、トイレが必要ないということは言っているわけではなくて、なければならないのか、ねばならないという、そこは事業の実施の、私は分岐点だというふうに思いますので、そこは十分検証する必要はあろうという意味で申し上げたわけです。

○議長（芳滝 仁） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

14:01 休憩

14:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○4番（小田新紀） 通告に従いまして質問させていただきます。

1点目、学校閉庁日についてです。

学校現場では、より一層多忙化し、超勤が常態化しております。北海道教育委員会は、超勤解消策として、本年3月に「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を策定しました。

そのアクション・プランの取組の一つに「学校閉庁日の設定」が挙げられています。文字どおり学校を完全に閉庁するというもので、一見、新たな休暇を設けるように見られます。しかしながら、実態は、サービス上の取扱を「休暇」や「校外研修日」とはしておりません。年休・夏季休暇・振替などとしていたり、設定日がもともと休日である年末年始であったりと、その運用に当たってはいくつかの懸念事項が見られます。

つきましては、本町における「学校閉庁日」の運用に当たり、以下について考えを伺います。

1 点目、職員の勤務対応について、年次有給休暇を義務付けるのか。また、校外研修については認められるのか。

2 点目、日程設定並びに日数については、実情に応じて各学校がそれぞれ判断することが可能なのか。

3 点目、本取組による効果と課題の検証方法は。

二つ目の質問です。

スポーツイベントにおけるレガシーについて。

本町では、以前よりオリンピックに出場する選手が多く誕生している上に、一昨年度には、現在世界で注目を浴びる元北海道日本ハムファイターズ大谷翔平選手の応援大使並びに来町という出来事がありました。さらには、古谷優人選手がプロ野球へ、三浦憂選手がフットサルのフリーグチームへ入団。また、平昌オリンピックにおける高木姉妹の活躍並びに凱旋パレード・報告会と、他市町村には類を見ないスポーツに関する大きな出来事がありました。

これらは、簡単には得がたい貴重な町の財産でもあります。だからこそ、今後、こうしたイベントを一過性のものとして終わらせず、どのようなレガシーとして住民に還元し、住民とともに共有していくかということが重要と考えます。さらには、そこから本当のスポーツ文化醸成への大きなきっかけにしていくべきと考え、以下、町の見解を伺います。

1 点目、今後の本町のスポーツ振興策についての考えと具体的な取組について。

2 点目、本町にゆかりのあるトップアスリートや町応援大使などを活用した今後の取組について。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「学校閉庁日について」であります。

学校現場の多忙化の改善は、教員が一人一人の子供に丁寧にかかわりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要かつ喫緊の課題であるため、保護者の理解を得ながら、教員が学習指導、生徒指導などの本来業務に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務をしながら、学校教育の質を高められる環境づくりが必要であると認識いたしております。

北海道教育委員会が昨年9月に公表した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、平成20年度に実施した調査と比較して、改善は見られたものの、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については小学校で2割、中学校で4割を超えており、また、教頭に至っては、小中学校ともに7割を超えるなどの課題が明らかになったところであります。

こうしたことから、北海道教育委員会では、本年3月に「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」を策定し、具体的な取組の一つとして、学校職員が休養をとりやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定するよう促進しております。

ご質問の1点目、「職員の勤務対応について、年次有給休暇を義務付けるのか、また、校外研修は認められるのか」についてであります。

道立学校においては、本年度、北海道アクション・プランに基づき長期休業期間（夏季休業期間）内の8月13日から15日までの3日間に学校閉庁日を設定することを基本とし、学校の実情に応じて設定することで取組を進めております。

このため、本町におきましても、学校職員が休養をとりやすい環境を整備することで、心身の健康の保持につながることから、道立学校と同様の期間、学校閉庁日を設定することとしたところであります。

服務上の取扱といたしましては、勤務を要する日であることから、年次有給休暇や特別休暇の取得等により対応していただく考えではありますが、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することがないよう留意してまいります。

また、校外研修につきましては、先ほど申し上げましたとおり、服務上は勤務を要する日でありま

すことから、校長が承認した場合については、認めていくものであります。

ご質問の2点目、「日程調整並びに日数については、実情に応じて各学校がそれぞれ判断することは可能なのか」についてであります。

学校閉庁日の設定に当たりましては、校長会や教頭会を通じて協議を進め、個別に設定するか統一するかなどのご意見をいただいた上で、道のアクション・プランと同様に、基本的には8月13日から15日に設定することで進めているところであります。

しかしながら、学校事情により、この期間に設定できない場合は、実情に応じて長期休業期間中の3日間で設定することも可能として考えております。

ご質問の3点目、「本取組による効果と課題の検証方法は」についてであります。

学校閉庁日を含めた学校における働き方改革は、昨年4月に文部科学省がまとめた教員勤務実態調査の結果が公表され、改めて教員の長時間勤務の実態が明らかになったことから、その後、教育再生会議や中央審議会などで総合的な方策が議論され、管内においては、本年5月、十勝教育局内に「十勝管内「学校における働き方改革」推進会議」を設置し、学校の業務改善や時間外勤務等の縮減に向けた取組状況の検証と改善に向け、共通理解のもと、取り組もうとしているところであります。

教育委員会といたしましては、学校閉庁日を設定することで学校職員の心身の健康の保持、増進を図るとともに、実施後においては、学校の取組状況を把握した中で、検証結果や国・道の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組についても検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「スポーツイベントにおけるレガシーについて」であります。

スポーツは、人類が生み出した貴重な文化であり、障害の有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、きずなを深めることができ、次代を担う子供たちにとりましても、生きる力を育むとともに、他者への思いやりの心やフェアプレーの精神を育む重要な役割を果たすものと認識をしているところであります。

本年2月に開催された平昌オリンピックでは、女子スピードスケートの高木菜那選手、高木美帆選手のお二人がすばらしい活躍をされ、私たちにこの上ない喜び、感動、勇気を与えていただきました。

さらには、4月に行われた凱旋パレード・町民報告会においても、両選手からは、今回のオリンピックでの多くの応援に対し、感謝の気持ちが述べられ、その挨拶の中で「幕別町の出身でよかった。地元を誇りに思う。」との言葉が述べられるなど、私たちの心に深く響くものであります。

また、本町からは、夏季オリンピックに出場した陸上女子短距離の福島千里選手、マウンテンバイクの山本幸平選手、女子7人制ラグビーの桑井亜乃選手や他の競技のプロスポーツ選手など、現役で活躍するトップアスリートが数多く輩出されているところであります。

本町出身の身近な選手の活躍は、スポーツを行っている子供たちの夢と希望であり、そのアスリートの活用や今後続く人材の育成は、大変重要であると考えております。

ご質問の1点目、「今後の本町のスポーツ振興策についての考えと具体的な取組について」であります。

本町のスポーツ施設は、農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターなどの屋内施設と陸上競技場や野球場、パークゴルフ場などの屋外施設を有しており、多くの町民が体力づくりや健康維持のために利用されております。

町では、町民の皆さんにスポーツを奨励し、その普及、振興を図るため、全国的な住民参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」の活用など、各種スポーツ事業の実施やスポーツ関係団体の活動への支援等を行うとともに、本町出身のオリンピック選手の協力をいただきながら、町内の運動施設や地域資源を生かし、スポーツを活用した元気で活力あるまちづくりに取り組んでいるところであります。

今後におきましても、スポーツ関係団体の活動に対しまして、引き続き支援を実施するとともに、町内の運動施設と地域資源を生かした「オリンピックの町」をさらに発展させていくため、平成28年度から実施しております「未来のオリンピック選手を育てる事業」を主体として、国の地方創生推

進交付金を活用した「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」を展開してまいります。

本事業においては、スポーツ合宿等を通してスポーツ交流人口を増やす取組のほか、地場農畜産物を活用した食・健康・スポーツを組み合わせたプログラムの提供により、地域に根差したスポーツコミュニティを確立し、新しい人と経済の流れをつくり、活力あるまちづくりを目指してまいります。

なお、本年度の「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」の主なものといたしましては、小学生を対象とした本町出身のオリンピック選手による学校訪問事業やスポーツ教室、障害のあるなしにかかわらず誰もが取り組めるスポーツの普及のためのパラリンピック実践事業、地場農畜産物を活用したアスリート食と運動の教室、町民と考えるオリンピックの町創生ワークショップの開催、スポーツ合宿誘致のための合宿モニターの実施による分析調査などを実施してまいります。

ご質問の2点目、「本町にゆかりのあるトップアスリートや町応援大使などを活用した今後の取組について」であります。

町の応援大使である5人の現役オリンピック選手や本町出身のプロアスリートの皆さんは、本町の貴重な財産、宝であり、トップアスリートの皆さんのさらなる活躍を期待するとともに、今後におきましても、トップアスリートの皆さんの活用は大変重要であると認識いたしております。

5人の応援大使を含む、本町にゆかりのあるトップアスリートの皆さんには、平成28年度から「未来のオリンピック選手を育てる事業」として、子供たちへの指導や交流を実施していただいているところであります。

また、応援大使の皆さんには、平成29年度に委嘱して以降、ご本人に応援大使名刺を配っていただくなど、町の魅力を国内外に広くPRしていただいております。町といたしましては、5人の写真が入ったクリアファイルの作成や職員用に応援大使の写真を使用した名刺をデザインするなどの取組を進めてきたところであります。

本年度は新たな取組として、缶バッジとステッカーを作成し各種イベントや事業で配布するほか、ミニのぼりを作成して、町内の飲食店等に配付し、町全体で5人のオリンピック選手を盛り立てるとともに、来町された方へのPRにつなげていきたいと考えております。

今後におきましても、町の宝であります本町にゆかりのあるトップアスリートの皆さんのご協力をいただき、「未来のオリンピック選手を育てる事業」などを通して、子供たちと触れ合う事業を継続するとともに、応援大使の皆さんとは、町の魅力をさらに発信していただくために、どのような取組が可能なのか、協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

まず、学校閉庁日についてでありますけれども、昨今の全国的なニュースも含めて、学校現場の多忙化に対して、その働き方を改革しようということで、文科省、そして北海道教育委員会が真剣に取り組んでこのようなアクション・プランという、そこまで来ていることについては、前進しているというふうに考えているところであります。

その中で、休暇を、休養をとりやすい環境づくりということで、一つの策として学校閉庁日というようなものが出てきたわけですが、まず、勤務対応についてになりますけれども、昨年、幕別町の教育委員会のほうから、学校現場のほうに、学校閉庁日という話が、提案が非公式にもあったということで、そのときは、年次有給休暇、いわゆる年休をとって休んでくださいというような位置付けであったというふうに押さえておりますが、先ほどの答弁の中では、北海道教育委員会の指針に基づいて年次有給休暇については任意ということで、それを強制するものではないということでありましたけれども、改めてそこについてはちょっと確認させてください。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 職員の勤務上の取扱についてでありますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、年次有給休暇あるいは特別休暇あるいは週休日の振替で対応するような形にはなりませんけれども、

ども、休暇の取得や振替の取得を強制するものでないということで、教員の方が当日勤務されることについては可能であるということでございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） それでは、校外研修のほうについても、校長が承認した場合については認めるといふことで、ある程度学校判断でということになるかと思えますけれども、その一方で、各学校長の判断に偏ってしまうというような部分も懸念されるわけですが、そんなに多くある例ではないと思うのですけれども、その学校長の判断によって、ほかの学校では認められていた校外研修がこの学校では認められないというようなことも、可能性としては出てくるということもあり得るかなというふうにも思いますけれども、そのあたり、教育委員会として各学校長あるいは各学校への伝達というか、伝えるという部分においては徹底されて、あるいは校外研修で休む場合、校外研修で休むという言い方はおかしいですね、校外研修の扱いでなった職員のその実態の調査という部分も今後していくということでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 校外研修については、今までも長期休業期間中等に認められているものですので、取扱については今までと何ら変わるものではございません。校外研修につきましては、教育公務員だけに認められて、特例法に基づきまして勤務場所を離れて研修を行うことができるということで、特例法で認められているものでございますので、その法令の趣旨にのっとり、研修にふさわしい内容であるのか、研修の成果が職務に反映されるものであるのかというようなことをもとに、学校長が判断をして承認をしているということでございますから、統一された見解で承認されているというふうに認識をいたしております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） もう一点、運営上にかかわって少し事務的な質問になるかと思いますが、設定日に職員が出勤を希望すると。それで、いろんな事情で学校の施設に入るといふようなときに、その辺の鍵の管理とか、解錠施錠あたりというのが、管理職がそこにかかわってくるのか、職員個人対応というような形になるのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 学校閉庁日の間に出勤される場合、それは休暇の取得は強制ではありませんので出勤することも可能ということですので、しかしながら、その間は管理職員も休暇をとる予定でありますので、ご自分の責任で戸締まり、鍵の開け閉めをしていただくということと考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） そのあたり、各学校のほうにどのような対応をしていくかということについては、教育委員会のほうからもいろいろと話し合いを深めて、詰めていただければというふうに考えております。

それでは、2点目の日程調整及び日数についてなのですが、基本的には各学校の実情に応じて判断していくことが可能というような答弁だったというふうに押さえております。13日から15日ということで、これは教育委員会のほうで道の方針に基づいて、ここを推奨していくというようなことでの押さえかなというふうに思いますが、今現在、これから各学校のほうで検討していくということだというふうには思っておりますけれども、忠類小学校、中学校あたりでもう既に日数も決めているというようなことがあります、そのあたり各学校のほうでこの日にとるといふことに対しての、それが13日から15日という中でなかった場合に、そこはそのまま尊重するというようなことで、押さえでよろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 忠類小中学校のお話も、中学校のお話もありましたけれども、事前にお話をした段階で早目に設定をされているというようなことがあって、町といたしましては統一した日が望ましいというふうには考えてはおりますけれども、今年度につきましては、そういった事情があるとい

うことで、学校の事情に応じて日程が多少違っても認めていこうというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） この8月13日から15日という日にちが、お盆期間にという部分で休みやすいというようなこともあるのかなというふうには思われます。ただ、北海道の学校事情として、始業式が早いということで、年度によってはもうこの週から始業式が始まるという週もあると思います。ちょっとことしどうなっているか、私のほうで確認できていませんけれども、そうなった場合に、やはり、この週こそ仕事をしたいと、先生方ですね。職員室で準備をしたい、教室の準備をしたいということなんかは、いろいろあると思います。それは、本当に個々によるというふうに思うのですけれども、そういった日程設定がお盆周辺ということの意味合いもわかるのですけれども、そういった学校事情もありますので、そのあたりも、学校の出ている意見あるいは先生方一人一人の意見をしっかりと聞き入れられるような環境づくりということを進めていっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今年度はそういう形で弾力的に運営をしていこうというふうに考えております。来年度以降につきましても、十分現場の学校と協議をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） それでは、今のところ夏休み、夏季休業中の3日間という設定だというふうになっておりますが、これ、設定日数を増やすことも可能だというはずなのですけれども、それについては幕別町としてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 日数の関係でありますけれども、道のアクション・プランが3日間ということで設定をしております。これ何日がいいのか、長ければ長いほど当然休養につながりますし、リフレッシュにつながるということがございますので、それはまた今後、来年度以降、学校等とも協議を進めていきたいというふうには思いますが、当面は道のアクション・プランにならって3日間ということで考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 恐らく、学校のほうも、今年度ちょっと様子見というようなところもあるかなというふうに思いますけれども、例え話であれなのですけれども、今年度4日間にしたいと、いろんな各学校の事情で4日間にしたい、5日間にしたいという要望が上がってくる場合については、どのような対応となるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今年度については、先ほども申し上げましたように、3日間ということで統一して設定をさせていただきたいというふうに思っておりますので、それにプラス1日なり2日なりするという場合については、さらに休暇や週休日の振替、特別休暇等を活用していただきながら、学校の状況が許す限り、リフレッシュに努めていただきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） わかりました。

あと、冬季休業中、今、夏季休業中については、それから学校のほうにも夏季休業中については伝わっているというふうに聞いておりますが、冬季の、北海道のアクション・プランの中では年末年始ということであるわけですけれども、そこらあたりは今後どのような方向で進んでいくのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 冬季休業期間中につきましても、北海道のアクション・プランの中では、12月29日から1月3日までの6日間ということで設定をしております。これ、議員が言われるように、年末年始の休暇の日と同じでございますので、実質的に教員については勤務をする必要がない日であり

ます、休暇の日でありますから。そのことについては、実効性としてどうなのかというところもあるのですけれども、本年度については、道のアクション・プランにならって、12月の29日から1月3日までの6日間で設定をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） わかりました。

いずれにしても、北海道のアクション・プランということで、もとなる政策が出ているわけですが、それに基づくというのは当然かというふうに思いますけれども、幕別町のそれぞれの実態に合わせて、やはり幕別町らしくしっかりと工夫改善しながら検証していただきたいというふうに思います。

今、三つ目のほうにもかかわるわけですが、今後そういった部分で検証していくということですが、そもそもこの長期休業期間中に閉庁日を設定するということが、これは道教委のプランになっておりますので、そこはうちの町でどうのこうのということには、今のところにはならないというふうには思いますけれども、この長期休業期間中に閉庁日の設定というのは、考え方として、結果として先生たちが学校に行かないで、一応、形としては休みのようなものになるというふうなことで、わからないでもないのですけれども、長期休業期間中というのは基本的には学校の教員、先生たちが年次休暇を有効に使いながら、あるいは必要な指導はしながら組み立てて、その期間に行くわけですが、そこで設定をするということについて、これが本来このアクション・プランの働き方改革、先生方の休養を取得しやすくするというような環境整備につながっていくのかどうかということについては、私は個人的にはちょっとなかなか疑念があるというか、あるわけですが、そのあたり、教育長、どのようにお考えになりますか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほども答弁の中で申し上げましたように、長期休業期間中であっても勤務を要する日、割り振られた日ということになりますので、基本的には教員の方も勤務が必要な日でございますので、そういった意味では、夏休み期間中に、例えばふだんなかなかできない仕事をやったり、職員会議をやったりだとか、そういった業務はあるかと思えます。そんな中で、できるだけ効率的にそういった業務をやっていただいて、休めるときにゆっくり休んでいただいて、リフレッシュして精気を養っていただくということの趣旨で、今回、学校閉庁日ということでございますので、長期休業期間中であっても効果はあるものというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） そもそも、学校の休みが増えたところで、仕事の量が変わらないので、結局負担がほかの日に来るとというのが実態であります。そういったところを今後やっぱり改善していくというのが、本来、働き方、教職員の負担を減らすということだというふうにつながっていくわけです。ここで、それを今アクション・プランをどうのこうのということにはなかなか難しいとは思いますが、そういった考え方のもと、アクション・プランの考え方も念頭に置きながら、幕別町としても、先生方の負担を減らしていくという方策をこの検証とともに練っていく必要があるかというふうに思うのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） アクション・プランの中では、全体的な働き方改革ということで、この学校閉庁日だけでなく、例えば部活動の休養日の設定ですとか、それから定時退庁日ですとか、もろもろ、それから学校支援システムの整備ですとか、そういった物理的な整備も含めて、全体的な働き方改革の考え方が示されておりますので、そういったことを総合的に進めながら、議員が言われるように、全体的に教員の方の勤務時間を減らしていくような取組を総合的に進めていかないと、なかなかこれは改善していかないのだろうなということがありますので、そういったことにも十分配慮しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 教育長おっしゃるとおり、本当に総合的にということでやっていかなければいけないと思いますけれども、本当にそもそもなぜこれだけ忙しいかという部分の中で、また、学校現場が求めている部分については、もうずっと少人数学級とか、あと残業手当とか、そういった部分のことも求めております。きょうはそういうことについては深くは触れませんが、そういった部分も、やはり改めて、町としては支援員の数を多くということでサポートして下さっているわけですが、それはそれで素晴らしいことですが、そういった予算をそういったところに使うということも今後改めて検討していただきたいと思いますということを求めます。

また、その検証方法のほうに戻りますけれども、いわゆる年休を取得した人数、数とか、あるいは実施率とか、そういった数字で単純にはかれるものではないというふうに私は思います。この中で、あくまでも全体的に教職員の負担が減っていったのかということが、最終的な検証だというふうに考えるわけですが、そういった部分で、やはりある程度、校長、管理職から学校現場の意見を聞くというのも当然大事かと思いますが、教職員一人一人の思い、あるいは実態、取得状況、そういった部分も声を聞くということが必要になるかなというふうに思いますが、そういう事態がまた先生方の負担につながるかもしれませんけれども、例えば、教職員一人一人へのアンケートとか、そういった部分で検証するというようなことも考えられるかなというふうに思いますが、それらを含めて、改めて検証方法について、今後ということだと思いますけれども、今の時点で具体的な考え、あるいは全体的な考えでもいいのですが、もしありましたらお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今回のこの閉庁日に関しまして、どういった形で検証するのかということで、今、議員からお話がありましたように、当然、これ実施率ですとか、実際に何人の先生方のうち何人が取得されたとか、そういったことについては教頭先生等を通じて調査して検証していくことにはなるとは思いますけれども、当然、一般の教諭の方もどのようにお考えなのか、どういったことがよかったのか、もしくは悪かったのかというようなことも含めて広くやっぱり先生方のご意見を、声を聞くことが大事というふうには考えておりますので、アンケートも含めて何らかの形でたくさんの先生方の声を聞けるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 全体通してわかりました。今回、今年度、これがはじめての取組ということで、学校現場のほうも共有する部分があやふやになっている部分もありまして、いろんな運用に当たっての細かい事務的な部分等々がまだまだ統一されていないようなところもあるようですので、改めて、今ご答弁いただいたことも含めて、教育委員会として各学校へ伝達をしっかりといただければというふうに求めて、この質問については終了いたします。

二つ目の、スポーツイベントにおけるレガシーについてということになります。

本当に言うまでもなく、いろんなスポーツイベントがこの幕別町にはもう奇跡のようにあるということで、なかなかこういった町は本当にはないわけなのですけれども、今、答弁のほうのありました国の地方創生推進交付金を活用した創生事業ということで、予算委員会や一般質問の中でもそういったことが上げられて非常に期待しているところではあります。

食を活用するという部分で、単純な食育ということではないというふうに思っているわけですが、この十勝、幕別の本当に世界有数の食文化というものも一緒になったスポーツ文化醸成ということで、非常に素晴らしい事業だというふうに認識しているわけですが、もう少し、答弁以上に、この事業の中で期待している考え方、あるいは目指す地域像といったところをもう少し具体的にご説明いただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） スポーツ振興にかかわってでありますけれども、現状におきましては、未来のオリンピック選手を育てる事業ということで、昨年度も「アスリートを育てる幕別町産食材とバスケットボールクリニック」ということで実施をしまいったところでありまして。本町においては、オ

オリンピックアスリートの方々の言葉の中にも食という言葉が出てきておりますけれども、やはりそういったものとスポーツの関係というのは、我々も非常に結びつきが強いのかなという認識もしておりますので、今後においても、食の大切さ、それとのスポーツのかかわりを子供たちにも伝えていきたいというのがありますし、やはり、教育委員会としてできることというのは、多くの子供たちにさまざまなスポーツ、本物のスポーツといえますか、偽物のスポーツはないのですけれども、本物のスポーツと触れ合う機会を多く与えていきたいと。そして、その中から、自分の中で選んでいただいて、目指すところを目指していただきたいというのがありますので、そういった観点から進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） この事業が、地方創生推進交付金を活用した事業ということですので、もう少しこの幕別町という、地域活性という部分に結びついていくべき事業かなというふうに思っております。もちろんそれをスポーツを通してということだと思いますけれども、そのあたりの、この地域将来像というかそういったところ、どういったところを目指すかという部分、もし答弁いただいた以上のものであれば説明いただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」ということで、本年度、国の地方創生交付金を活用して実施する事業でありますけれども、本事業につきましては、先ほど部長からも申し上げましたように、子供たちを含めて町民の方がスポーツに親しむ機会をより持っていて、そうすることによって、障害の有無ですとか、年齢にかかわらずですけれども、スポーツを通じて仲間との連帯感や協調性を培ったり喜びや感動を共有するなど、よりよい地域コミュニティを形成するための基盤となるというふうに考えております。そうした中で、子供たちにつきましては、生きる力を育むとともに、他者への思いやりやフェアプレーの精神を育むことができます。そういう事業の中から、事業を実施することによって、そういう子供たちの中から次世代のトップアスリートが育ってくれば、オリンピックやトップアスリートが育ってくれば大変喜ばしいことでもありますし、大人の方につきましては、食ですとか健康づくり、体力づくりだけではなく、スポーツを楽しむことによって快適な生活、人生を送ることができるというようなことにつながっていくというようなことが期待をできるということでございます。それに加えて、交流人口、定住人口等も増えるようなそういった方面にも、観光事業ですとか、そういった方面にもつながっていけばいいかなというような事業でございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 最後にお話しされた、やはりこの町の基幹産業でもある農畜産物や、あるいは交流人口といった部分で、そういったことにつながり、この町がスポーツを通して本当に活性化されるというようなスタンス、地域像になっていくと、よりよい運用になっていくのかなというふうに期待したいというふうに思っております。

そうした中で、細かいいろんな事業が、今年度やるものであったり次年度計画されるものであったりというものがあるかというふうに思いますけれども、スポーツ合宿というような答弁もありました。こちらのほう、以前の話では、大学の招致してということでありましたけれども、このスポーツ合宿、以前、町長もいろんな答弁の中で、町が余りにも大きな負担をかけるようなスポーツ合宿というのが本当に意味があるのかというような答弁をされて、私も同じ思い、同じ意見ではあるわけですがけれども、今回また改めてスポーツ合宿というのが入ってきたわけですがけれども、そういった中で、町の負担があるのか、あるとしたらどの程度あるのか、それから、あってもいいのですけれども、あった中で、今後この町に、あるいは今答弁された内容の町の将来に、あるいは子供たちにつながっていくというような、どういうつながりが広がっていくのかということ、目的、狙いがあればご説明いただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） ご質問のスポーツ合宿の件であります、まず1点目の町の負担であります、これは既に予算の議決もいただいておりますが、合宿にかかわっては約190万円ほどの町の負担で考えているところであります。

また、合宿の効果といたしましては、今年度は大学野球、これは東京六大学野球のチームでありますけれども、大学野球は神宮に行けば見ることはできますし、テレビでも時々やっておりますけれども、なかなかふだんの練習は見るということがないというふうに思います。町内の野球をやっている子供たち、高校生も含めてですけれども、そういった方に本物の生の野球の練習を見てもらう、指導者にもどういった練習方法をしているのかということを見ていただくとともに、合宿期間中においては、子供たちに対する野球教室ですとか、そういったことも予定をしておりますので、今までこういった機会はほとんどなかったというふうに考えておりますので、子供たちにとっても指導者にとってもかなり大きな効果はあるというふうに考えております。また、練習試合等も予定をされておりますので、そのときには、町の観光物産協会などのご協力をいただきながら物販等をして、その辺も選手を通じて、これから全国に幕別町の食ですとかそういったものについても幅広く発信をしていってもらえるというふうに考えておりますので、経済的な面でも期待をしているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） まず、町負担の部分については200万円ほどということではありますが、その金額がいろんなことで活用されていくかというふうに思うわけですが、そのまま来ていただける大学に渡るといふか、その200万円に来てもらうというような形になるのでしょうか。ではないですか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） これは、合宿誘致のための実行委員会を組織いたしますので、実行委員会の補助金という形になりますが、その中から合宿モニター費用ということで、宿泊費の補助ですとか交通費の補助をすることになります。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 細かい数字についてはこれ以上はあれですけれども、ある程度町の負担というのは当然あるのかなというふうには思いますけれども、それが今後、当該大学がこの事業がなくても何年も来てもらえる、あるいはそこからさらに広がってほかの大学あるいはほかのスポーツ団体が町に来て、先ほど答弁あったようなよい効果をもたらしてもらえるような、そういったプランというか、ビジョンの中でその執行をしていくべきかというふうに思うわけですが、今年度そういった合宿で来てもらって、よかったよかったで終わってしまうような一過性のイベントになってしまえば、やはりこの事業の趣旨としてもずれるかなというふうに考えるわけですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） この今年度予定しております大学につきましては、まず今年度はモニターということで来ていただくと。大学側の意向としては、ことしだけではなく、これから、いつまでということではありませんけれども、次年度以降も継続したいという話ではお伺いしているところであります。ほかのスポーツということではありますが、今回、あくまでもこれはモニター事業でありまして、町にはさまざまなスポーツ施設がありますので、ほかのスポーツの合宿誘致も可能なかどうかということについても、今回の合宿誘致事業を通して、しっかりと検証してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） わかりました。今後、広がっていくように期待していきたいというふうに思います。

二つ目になりますが、トップアスリートですね。本町出身のオリンピック選手に限らず、大谷翔平選手等々あった、そういった中で、一定程度、地域の方が喜んでいただいたりとか、いろんな効果があったかなというふうに思いますけれども、その後ですね、今回も平昌オリンピックでパレード等で

大いに盛り上がりましたけれども、その後、先ほどの話ではないのですけれども、これで終わりということではちょっと残念かなという思いがあります。さらに次という部分が大事だというふうに思いますし、最初の質問にもありますとおり、さらなるスポーツ振興につなげていくという部分では、住民一人一人にもっと浸透していくような取組が必要かなというふうに思います。応援大使も含めていろいろとありました、名刺、それからクリアファイル、職員の名刺というような部分もありましたが、それが今どのぐらい効果があったのかなというように、検証のほうをどのように考えられているでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 応援大使、平成29年度から委嘱をさせていただきまして、町としても手探りな状態で、いろいろ町としてできることを今取り組んでおります。今後、今、30年度に行う事業もありますけれども、こういった形でそういったことが効果として表れているのかということは、今後の検討課題として考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 実際、今までつくられたようなグッズ関係、すごくアイデアとしてはおもしろいというふうに思うのですけれども、一般の町民としてはほとんど見たことがないというようなものですね。クリアファイルも、新しく入られた方には出していたりとかアスリートは持っているけれども、町民が持っていない。ましてや子供たちが、最終的にはクリアファイルは子供たちに配られたというような話も聞いておりますけれども、全く触れていない。

実際、現実問題として、今スポーツをやっている子供たちが、オリンピック選手を知らない子供たちがたくさんいます。本町のオリンピック選手を知らないという子もたくさんいます。陸上をやっている子供たちが陸上のオリンピック選手も知らない。これはもう現実として、ほとんどの子が知らないです。実際、触れ合う場面というのはなかなかないということで、直接触れ合えばいいということではないのですけれども、今後いろんな考え方として、まず地元の住民、それからもつと言えば子供たちというところからまずしっかり浸透していくということが、実は近道につながるのではないかと。子供たちから保護者、おじいちゃんおばあちゃんへつながっていったりとか、それから子供たちなので、これからずっとつながっていくと。

また、職員用の名刺というのもありましたけれども、それが、皆さん職員の方が、希望された方でしょうか、持っていらっしゃると思うのですけれども、それがどれぐらい外に広がっているのかということも、私もわからないのですけれども、職員の方がそうやって広げていただく、これは何も悪いことではないと思うのですけれども、それ以上に、地域の方の協力をいただきながら、地域の方で外に出て人と触れ合う方、そういった仕事の方はたくさんおられると思いますので、そういった方々とともにこういった事業をつくり上げていくというような考えについてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） オリンピアン町の創生事業、これはいろんな効果、狙いがあるわけでありまして、町の情報というものを積極的に町外に発信をしていく、幕別町というのを知ってもらって、そこで何かの経済効果が生まれればなおさらいいということがありますし、また、内部ではやはりオリンピックアスリートを応援してもらい、町民一人一人が応援していただく気持ちになってもらうということも必要であろうというふうに思いますし、何といたっても子供たちが身近にオリンピックアスリートがいるということで、陸上を志している者であれば、何とかあの福島さんのようになりたいという、そういう練習に励むためのきっかけとか励みにしてあげたいと、そういったようないろんな意味合いがあるのだというふうに思っているわけでありまして。

対外的な部分は、これは応援大使という名刺を配ったからすぐ幕別町をわかるかといったら、なかなかそうもいかない、それもありますし、名刺を配ることもあるし、ふるさと納税の幕別町のトップページに高木姉妹を掲げましたけれども、そういったさまざまこうやっていくことによって幕別町の情報発信していけるのだろうなというふうに思いますし、それから一番は、やっぱり私は、子供た

ちがスポーツをやる、あるいはスポーツでなくても、頑張れば夢ではなくて、目標を一つ一つ積み重ねていけば夢に到達するのだと、そういった思いになってくれて、一生懸命自分が取り組んでいるものにさらに頑張っていくということが大切だろうというふうに思っておりますので、そういったトータルの中でこの事業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 町長に答弁いただいたことに全く同じ考えでありますけれども、そのためにという部分で、やはり、ターゲットをどこに持っていくかということが、そういったグッズ関係も作成した中で、そのターゲットをどうするかというところなんていうのは、やはり、改めてちょっと検証する必要があるのかなというふうに考えます。今回、缶バッジ、ステッカーといったものがありましたけれども、それが外にアピールするというのも大事ですし、町内業者にというのもありましたけれども、各家庭に、あるいは子供たちが一人一人そのバッジをかばんにつけているのも、また幕別町らしくていいのかなというような夢もあります。そのあたり改めてターゲットをどうするかということも含めて検証していただければと思いますが、ご答弁あれば。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） やはり、この事業は、今子供たち、本当に町の宝であります子供たちに、いかに伸びてもらえるのかなといったところに一番の重きを置かなければならないというふうに思っておりますので、子供たちが励みになるような、そういった形でのグッズの配布であったり事業の展開というものも必要であろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩いたします。

15:07 休憩

15:20 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東口隆弘議員の発言を許します。

東口隆弘議員。

○10番（東口隆弘） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

質問事項1、成人用肺炎球菌ワクチン予防接種の対象者の拡大について。

厚生省の人口動態統計月報年計（概数）によると、日本人の死亡原因は、これまで3番目であった脳血管疾患が肺炎と置きかわり、平成23年からがん・心臓病・肺炎の順となっている。

国では、肺炎による死亡者数の増加傾向を無視できず、平成26年10月から成人の肺炎球菌ワクチンを定期予防接種に追加する措置をとった。

厚生労働省は、平成26年から5年間をかけて高齢者全員への接種を目指しており、現在は経過措置の段階として、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者を対象として実施し、本年度が経過措置の最終年度となっている。平成31年度以降は、当該年度に65歳となる者と60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者を接種対象者としている。

町では、この成人用肺炎球菌ワクチンの接種について、平成26年から助成制度を設け、対象となる方に接種の勧奨をしてきたが、平成29年度の接種率は、おおよそ35%にとどまっていると聞いている。対象になる年度に定期予防接種を受けることができなかつた方は、長期にわたり療養を必要とする病気にかかっていたことなど特定の事情がない限り接種費用の助成を受けることができず、接種を希望する場合には、費用全額を自己負担する任意接種しか方法がないのが現状である。

ワクチン接種が高齢者の健康を守る効果が高いことと、接種率が高いとは言えない状況を考え、経過措置の期間が終了する来年度以降の接種対象者の拡大に関して、以下の点について伺う。

①平成 26 年から昨年度までの定期接種対象者の人数と接種した人数、接種率は。また、この間、任意接種した人数は。

②成人肺炎球菌ワクチンの接種費用と国の地方財政措置の状況は。

③平成 31 年度以降、定期接種対象の方に加え、66 歳以上で過去に接種を受けたことがない方に対し接種費用の助成を拡大する考えは。

④予防接種は、国の責任において全国一律に実施されるべきものであり、国に必要な財源の確保を求めるべきと考えているがどうか。

2、バイオガスプラントの建設に向けて。

札幌管区气象台が平成 29 年 3 月に刊行した「北海道の気候変化（第 2 版）」によると、日本国内の平均気温は、1898 年から 2015 年にわたって 100 年当たり、おおよそ 1.61 度上昇し、道内の札幌、旭川、網走、帯広など 7 地点の平均ではおおよそ 1.59 度上昇したと書かれている。

近年の気候変動は、地球規模での温暖化の進行が大きく影響しているのではないかと多くの住民が感じているところである。

酪農地帯で生堆肥の散布も少なからず影響していると指摘されている中、バイオガスプラントから生成される消化液の散布は、こうした環境汚染の防止に大きく貢献するものと考えられる。

バイオガスプラントの建設に向けての調査が、平成 28 年度に実施され、課題や問題点が明らかになったところであり、中でもプラント建設と送電設備整備等の費用が高額であることが大きなハードルと認識をしています。

近年、管内の自治体でも行政主導型のプラント建設計画が報道されている。

管内でさまざまな建設が計画される現状において、幕別町としてバイオガスプラント建設に向けての考えを伺う。

①バイオマス導入調査（537 万 8,000 円）を経て、どのような取組を展開されてきたのか。

②酪農地帯を抱える幕別町の環境改善に向けて、町としてどのように取り組む考えか。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 東口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「成人用肺炎球菌ワクチン予防接種の対象者の拡大について」であります。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種については、平成 24 年 5 月に厚生労働省の審議機関である厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が「医学的・科学的観点から、接種を広く促進していくことが望ましい」と結論づけ、同審議会予防接種・ワクチン分科会等において、広く接種機会を提供する仕組みや接種対象者、接種方法等を審議し、26 年 7 月に予防接種法の政省令が改正され、同年 10 月 1 日から定期接種が導入されたところであります。

本町では、「幕別町成人用肺炎球菌予防接種実施要綱」に基づき、法施行令で定める「65 歳の者」及び「60 歳以上 65 歳未満の者」のほか、66 歳以上の方に対しても接種の機会を提供するため、平成 30 年度末までの間は、各年度において 70 歳から 100 歳までの 5 歳ごとの年齢となる方、さらには平成 27 年度末までの間においては 101 歳以上の方も接種対象としております。

ご質問の 1 点目、「平成 26 年度から昨年度までの定期接種対象者の人数と接種した人数、接種率、また、この間、任意接種した人数は」についてであります。

はじめに、各年度の接種状況についてであります。平成 26 年度の対象者数は 1,827 人、うち接種者数は 779 人、接種率は 42.6%、27 年度の対象者数は 1,808 人、うち接種者数は 652 人、接種率は 36.1%、28 年度の対象者数は 1,890 人、うち接種者数は 692 人、接種率は 36.6%、29 年度の対象者数は 1,874 人、接種者数は 649 人、接種率は 34.6%であります。

次に、任意接種した人数については、定期接種対象者以外の方が各医療機関や介護老人福祉施設等の入所施設において任意に接種した場合は、市町村への報告の義務がないため、その人数を把握することができないものであります。

ご質問の2点目、「成人用肺炎球菌ワクチンの接種費用と国の地方財政措置の状況は」についてであります。

はじめに、成人用肺炎球菌ワクチンの接種費用については、1接種7,560円で、このうち4,560円を町が助成しております。

次に、国の地方財政措置の状況については、厚生労働省の公表では、市町村が負担する定期接種に係る費用のおおむね3割程度が低所得者分として普通交付税で措置されるとしており、肺炎球菌ワクチン接種に係る単位費用の積算内訳及び基準財政需要額として算定される額については、市町村で把握することができないものであります。

ご質問の3点目、「平成31年度以降、定期接種対象の方に加え、66歳以上で過去に接種を受けたことがない方に対し、接種費用の助成を拡大する考えは」についてであります。

予防接種法では、高齢者に係る肺炎球菌感染症の定期接種については、主に個人予防に重点を置いたものであり、法律上の接種義務はなく、かつ、みずからの意思で希望する方にのみ接種を行うものとされております。

また、接種対象者は原則65歳の方とされておりますが、平成26年10月1日時点で66歳以上の方に対しても、必ず1回の接種機会を提供するため、26年度から30年度の間は、当該各年度の70歳から100歳までの5歳ごとの年齢の方及び27年度までは101歳以上の方を対象とする特例措置が設けられており、さらに、町では毎年度、対象者全員に個別に勧奨を行い、制度の周知を図ってきたところであります。

このようなことから、現時点においては、平成31年度以降、66歳以上で過去に接種を受けたことがない方に対して、町単独で接種費用の助成を拡大する考えはありませんが、国では経過措置対象者のこれまでの接種状況や接種記録の保管状況等を踏まえ、改めて接種方法を検討するとしていることから、今後は、その動向を注視してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「国に必要な財源の確保を求める考えは」についてであります。

肺炎球菌ワクチンの予防接種費用については、前段で申し上げましたとおり、定期接種に係る経費のうち、低所得者分については普通交付税で措置されておりますが、定期接種については、国民全てが等しく接種をすることにより、疾病の蔓延の予防にも資することから、国として経費全体に対して財源措置を講ずるよう、北海道町村会を通じて要望しているところであります。

次に、「バイオガスプラントの建設に向けて」についてであります。

動植物由来の有機物資源でありますバイオマス化石資源由来のエネルギー及び製品の代替として活用することは、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化といった我が国の抱える課題解決に寄与するものであり、その活用及び推進につきましては、今後さらなる加速化が強く求められているところであります。

このため、国では、平成21年9月に施行されたバイオマス活用推進基本法に基づき、22年12月にバイオマス活用推進基本計画を閣議決定し、さらには、23年3月の東日本大震災を契機に再生可能エネルギーの導入拡大を目的とした固定価格買取制度、いわゆるFITを24年7月に施行したところであります。

また、平成25年6月には、十勝19市町村がバイオマス産業都市として選定され、これらを契機に十勝管内でのバイオガスプラントの建設がなされ、現在では11市町で30か所が稼働中であり、現在計画中の2町村を加えると、管内13市町村でバイオガスプラントの取組がなされているところであります。

ご質問の1点目、「バイオマス導入調査を経て、どのような取組を展開してきたのか」についてであります。

「家畜ふん尿バイオマス利用可能性調査」につきましては、勉強会の開催、畜産農家164戸を対象としたアンケート調査を実施し、その結果、導入を希望すると回答した18戸へのヒアリング調査等を経て、バイオガス利用モデルの策定及び施設導入のための検討等を道の補助事業により、平成28年度

に実施したものであります。

調査後の取組といたしましては、平成 28 年度の調査結果を説明する機会として、29 年度に北海道バイオマスアドバイザー派遣事業を活用したセミナー及び個別相談会を 8 月に 3 回開催したところ、導入を希望すると回答した農家 4 戸を含む 8 名の参加がありました。

なお、導入を希望すると回答し、セミナー等に参加されなかった残りの 14 戸に対しましては、利用可能性調査の報告概要を個別に送付しているところでありあります。

また、11 月には同事業を活用した JA 忠類主催のバイオマス研修会が開催され、生産者 10 名の参加がありました。

このほか、本町の取組といたしましては、北海道電力株式会社及び金融機関との情報交換、先進地視察、幕別町農業試験圃場での消化液を使用した施肥試験等を行っているところでありあります。

ご質問の 2 点目、「酪農地帯を抱える幕別町の環境改善に向けて、どのように取り組む考えか」についてであります。

家畜排せつ物は、不適切な管理によって、悪臭の要因や水質汚染を招くなど環境問題の発生源となる一方で、堆肥化など適切な処理を施すことによって、土壌改良材や肥料として有効活用が期待されるなど、農村地域における貴重な資源としての側面も有しております。

このため、健全な畜産業の発展に資することを目的に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が平成 11 年に施行され、同法で定める管理基準に従い、畜産農家がみずからの責任において管理し、適正な処理によって農地還元等を行っているところでありあります。

本町の家畜排せつ物につきましては、乳用牛の飼養が 111 戸で約 1 万 7,000 頭、肉用牛の飼養が 66 戸で約 6,000 頭であり、豚、馬等を含めると家畜全体の飼養頭数は、約 2 万 5,000 頭となり、町全体の発生量は、年間約 33 万トンと推計しております。

これら家畜排せつ物につきましては、補助事業を活用した堆肥舎等の整備、幕別町家畜排せつ物利用促進計画に基づく指導等により、家畜排せつ物発生量の 76.9%を堆肥化処理し、さらに 17.4%をスラリー処理化するなど、管理基準の適用外となる小規模畜産農家を除いた全ての家畜排せつ物が、適正に管理及び処理されているものと認識しております。

また、堆肥化に必要な繰り返し作業につきましては、良質な堆肥の生産及び確保を目的として、町単独事業の「ふるさと土づくり支援事業補助金」により支援し、堆肥の有効活用に努めているところでありあります。

しかしながら、さらなる経営の大規模化や高齢化により、処理施設の容量不足、労働力不足、臭気対策、堆肥供給畑の不足等のさまざまな問題が生じることが予測されますことから、今後も農業者の意向を把握し、農業関係団体等との協議を深めながら、バイオガспラントの建設等を含め地域の実情に応じた家畜排せつ物の適正な管理に努めてまいります。

以上で、東口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10 番（東口隆弘） それでは、日本人の死亡原因の 3 位が肺炎であるということを受けまして、再質問をさせていただきます。

まず、（1）のワクチン接種者が平成 26 年が 42.6%、27 年、28 年がおおよそ 36%台、そして 29 年がまた減少しまして 34.6%という答弁でございました。

このうち接種した方のうちで、生活保護者の方の人数を教えてください。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 接種した人数における生活保護者の人数ということでありまして、平成 26 年度が 19 名、27 年度が 12 名、28 年度が 8 名、29 年度が 12 名となっております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10 番（東口隆弘） この数字も、もしかしたら低いのではないのかなという理解をするわけでございます。

高齢者が一生に一度このワクチンを接種することで安心をして生活をしていけるわけですが、今年度もそれぞれの適用年齢の方々に案内が来ました。実は、私の母親も85歳で案内が来まして、ちょうどこの質問書をつくっているときでございます。このように赤いといいますか、その中で生活をしていく中で肺炎球菌感染症の予防接種は全ての肺炎を防ぐものではないとはっきり書いてあります。確かにそうであろうと、肺炎にはいろいろな原因があると思います。しかし、みずからの意思と責任を持って接種を受ける予防接種ですとも書いています。

予防接種法に基づき定期接種を町として促しているということで認識をしてよろしいのでしょうか。つまり、強制力はありません。だけど、国から町に定期接種をするように呼びかけてくださいということを受けて、町が定期接種を勧奨しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） こちらの肺炎球菌ワクチンにつきましては、予防接種法におけますB類の疾病ということなので、集団予防というよりは、基本的には個人予防ということとなっております。

この個人予防につきましては、国としましても個人的に勧奨するような必要は特にはございませんというものでありまして、あくまでも自分の意思に基づいて打っていただいているというようなものであるということです。私どもとしましても定期接種ではありますので周知については当然しなければいけないということもありまして、それにつきましてはよりわかりやすいような形ということで個別に通知をさせていただいているところでありますけれども、あくまでも個人の意思に基づいてという部分ではありますので、全員に、皆さんに打ってくださいと言って、そこまで強制的なものではないのですけれども、当然その副反応ですとか、そういったものもありますので、個人個人で判断をしていただいているということで、私どもとしては考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 行政としての、町役場ですね、幕別町としての立場というのも、居間、課長からお話あったのは、理解はできます。がしかし、近年、私の身近な方の死亡原因の中でも、かなりの数の肺炎が原因で亡くなる方が非常に多いということをやっぱり考えたときに、決して全ての肺炎を予防する予防接種ではないとは言いながらも、この肺炎球菌ワクチンが有効であるということは国が認めていることであると。

それで、幕別町としても子供に優しい町ばかりではなくて、高齢者にも優しい町になるべきであると。つまり、その一つには肺炎球菌の予防ワクチンの助成拡大、後ほど話もしますがそういう考えは町長はどうですか。つまり、高齢者にも優しいまちづくりの一つにという考えは、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私はもちろん、高齢者に優しいまちづくりを実践しているという思いはあるわけでありまして、それはいろんな施策がある中でそういった思いがそこに入っているということでありまして、ただ、この肺炎球菌に関してい言いますと、一番聞いて理解しやすいのが高齢者に対するインフルエンザと同じ枠の中に入っている、先ほど課長が申しあげましたB類疾病なのであります。そうすると、インフルエンザも外れるかもしれない、当たるかもしれないという、そういう中で個人が打っているわけでありまして。この肺炎球菌は同じ枠内にあるわけでありまして。ですから、特にこの肺炎球菌をやるのが優しいというふうに言えるかどうかということでありまして。インフルエンザも、では、やりなさいということにもなりましようし、そこはおのずと私は、限度というのがどこまでやるのがいいのかなということはあるのだろうと。そういう判断の中で、任意にやっただくという考えでいるところであります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） インフルエンザとは、肺炎球菌ワクチンはかなり違うのではないかなというふうに認識をするわけですよ。

インフルエンザには、香港型だとかいろんなインフルエンザの菌があるわけじゃないですか。肺炎

球菌はもちろんいろんな菌があるわけですが、そのワクチンを打つことによって予防することができるということを国がもう既に言っているわけですね。

だから、全ての人にこの5年間、過去5年間かけて65歳の方から始めて、64歳、65歳。この5年間がたつことによって、全ての65歳までの、来年65歳までの高齢者と言われる人たち全てが任意で、自分の考えでワクチンを打つ、打たないは別として、全ての方が網羅されたわけですよ、この5年間、ことし入りますけども。31年度から、当該年齢65歳の方しか補助対象にしないということになりますよね。それで、その過去5年間、ことし入れて5年間の間にどうしても接種をしたいのだけど、接種ができなかった方というのは当然いらっしゃるだろう。だから、ことしのうちに接種をしてくださいという話になるかとは思いますが、がしかし、自分の意思と環境が違う場合があるわけですね。環境というのは、つまり接種をこの時期にはいけないとかという人も当然いるだろうと思うわけです。

だから、そういう人たちを、つまり3,000円の実費負担によってワクチン接種ができるような考えを持つことが町としてできないのかどうかをお伺いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これまで、全く対象にしていなかったというわけではないわけですね。受けるチャンスは皆さんあったわけですから、それに加えて対象に下さいということでもあります。

それで、この病気が、要は、このA類、B類というのは重篤な病気になるかどうかということに分けているわけでありまして、そこは重篤性からすると個人で必要があると思う方は任意接種をしていただくということ、そういう選択、考え方をとったということでもあります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） わかりました。

高齢者に優しい施策を数々している中の一つに、そんなに突っ込むなということも聞こえるような気がしますので、次に2番目の普通交付税の任意措置をされている額が把握できないということでございます。25年と26年度での基準財政需要額に大きな差がないのかを伺いたいというふうに思うわけです。ある場合には、その額は幾らなのか。この予防接種に係る、各年度の町の必要経費、必要額は幾らなのか。当然、接種をされる高齢者の人数にもかなり差があると思いますけれども。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 交付税の措置額ということでもありますけれども、今、東口議員がおっしゃいましたように、あくまでも交付税の基準財政需要額に算入されているということでありまして、こちらの肺炎球菌ワクチンと水痘、この二つの定期接種が26年度から新たに定期接種として認められたことから交付税措置がされたというものでありますので、今おっしゃいましたように25年度と26年度の比較をすることぐらいしか、どのぐらい基準財政需要額に措置されているかということについてはわからないので、あくまでも推計値ということになりますけれども、推計値でいきますとこの二つにかかる費用が26年から措置されて、措置される前の25年度と比較しますと、増額分が全てこの肺炎球菌及び水痘に係る措置額と、算入額とした場合につきましては、それにつきましても肺炎球菌単独の措置額ではないのですけれども、両方で合わせて、毎年大体約250万円強が基準財政需要額に算入されているというものであります。

実際にうちの町としての負担ということにはなるのですけれども、本町で実際にこの二つの予防接種にかかる経費負担額としましては、水痘、水ぼうそうですね、これだけでも毎年約300万円ほど支出しておりますので、普通交付税、こちら特定財源ではないので、一般財源ですので、接種を受けた受けていないということで余る余らないといった話ではないのですけれども、本町では、今、おっしゃいました、推計した250万円強の額については実際に負担している額が水痘の額だけでも基準財政需要額よりも多い額を町として負担しているといったような状況であります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） わかりました。それなりの費用がかかるということは理解をできます。

次に、3番目に入ります。

31年度から65歳の方が対象になり定期予防接種ができると、そのことはわかったわけです。十勝管内ではほかの町村で定期予防接種以外の任意接種の方に対して補助をしている町村はありますか。それを伺います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） こちら、管内の状況なのですが、あくまでも私どものほうで管内の、幕別町以外の市町村に聞き取った形での回答なのですが、定期接種以外の任意接種者に対する助成というものが、行っているのは7町村です。内訳としましては、士幌町、新得町、更別村、大樹町、広尾町、浦幌町、本別町の七つというところであります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 7町村、すばらしい町村だなと。幕別もそれに習う必要があると思うのですが、町長どうですか、この考えは。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かにすばらしいでしょう。ただ、各町村の施策というのはいろいろあるわけで、特徴もあるわけでありまして、それをいいとこ取りだけしていくと大変なことになるわけで、幕別は幕別なりの考え方の中でやっているわけでありまして、そのところは、ほかが7町やっているからうちもということには、なかなかならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） なかなか、わかりました、そうですかとは言いづらいのですよね。

確かに、いいとこ取りを全部全部抱え込んでいくと、町の財政が大変になるというのは十分理解できます。でも、子供に優しい、高齢者にも優しい町を目指すとしたときには、どういった施策をとるべきなのかというのは、もちろんほかにもいろいろあるわけなのですが、その一つとして今回の一般質問でこの肺炎球菌ワクチンの話を取り上げさせていただいたわけです。それを十分ご理解をいただきたいというふうに思うわけです。

4番の肺炎は先ほども何回も言っていますけれども、死亡原因が頭の脳血管疾患よりも順位が上がったという驚きの状態ですよね。その中で、高齢者に重篤な影響が出るということはわかっているわけです。それで、高齢者施設、つまり高齢者が多く集まっている施設、集まっているという言い方、表現がよくないですが、高齢者施設で感染をするという確率はかなり高いであろう思うのです。

ですから、高齢者施設に予防接種の勧奨を強くするべきではないかなというふうに考えるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 確かに、肺炎が死亡率第3位ということなので、そういった予防というのは非常に大切かなというふうに思っております。

私どもも、今、5歳刻みで勧奨しているわけなのですが、その方たちについては施設入所、入所していない関係なく、通知のほうお送りしているところなのですが、今回こういったご質問いただいた中で、各施設のほうにそれぞれ問い合わせをさせていただいたのですが、肺炎球菌感染症に係る定期接種というのは個人予防が目的というものでありますけれども、施設入所など集団で生活する場合は、ほとんどの施設、基本的に定期接種の年齢に関係なく、入所の際に予防接種をしているということでありますので、今、議員がおっしゃったようなご心配も当然あるのかなというふうに思いますけれども、施設のほうでそういった対応はしているということであります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） わかりました。すばらしい高齢者施設ばかりが幕別に集まっているという認識になります。

それでは次に、2番目のバイオガスプラントの建設に向けてということで、再質問をさせていただきます。

実は、平成 25 年から毎年のように各議員がこの一般質問でバイオガス、それからバイオマスに対しての質問がされております。

それで、私も今回で 2 回目の質問をさせていただくわけですがけれども、私が前回、28 年 6 月に、ちょうど 2 年前ですがけれども、質問をさせていただいてから 10 町、10 個の町がこのバイオガスプラントについて動きがございます。

既にご承知かとは思いますがけれども、足寄町、新得町、上士幌町、陸別町、豊頃町、帯広市、清水町、芽室町、音更町、浦幌町と、この 10 町がバイオガスプラント建設に向けた協議会を立ち上げたり、またプラントが稼働したり、行政主導型のプラントであったりと、いろいろな動きがございました。10 町がやっているから、では幕別もやらないのかという話ではございません。実は、2 年前の私の一般質問のときの町長の答弁、一番最後だったのですけれども、今、直面する課題が何であって、将来どういった課題も考えられるか。それを解決するための手法として、バイオガスプラントを取り入れるのだという、そういう視点が、私は必要であろうということ、いいからやるというのでは、ちょっと逆なのかなど。課題を解消するために、これを取り組んでいくのだということをも十分肝に銘じながら、この調査について進めてまいりたいと、私、答弁をいただきました。

今さら、バイオガスプラントのいいところなんていうのを、話をすることはしません。もう既にご承知のことだと思いますし、現実に消化液をにおいをかいだり、散布状況などもごらんになったかなというふうに想像をしてお話をさせていただきます。

それで、1 点、2 点と質問を書きましたけれども、この問題については私は、それぞれの質問項目ではなくて、全てにおいてバイオガスプラント建設に向けた質問を一括してさせていただきます。

先ほども言いましたけれど、いいことは絶対わかっていると。これで 26 年に行われたバイオガスプラント建設に向けた調査、五百数十万円、ほぼ 600 万円ですがけれども、この報告書を受けて、町長はどのように感じたのか、問題点は何なのか。私、るる質問書には書きましたけれども、その認識が町長のどこら辺にあるのか、まずお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 調査が終わりましたので、あとは実施に向けた段階に今入っているのだというふうに、そういう認識をしているわけでありませう。

そうした中でどういったことが課題になっていくのかなというふうにも実際面、事業を動かしていく中で考えたときには、やはり組み合わせ、単独処理ではなくて共同処理という形になろうというふうに思いますので、それをどういった人たちがその共同処理のグループに入るのだということがまず決まらないうえ全く進まないわけで、そうした場合には、規模が幾らぐらいになると。ですから、事業費もこのぐらいになりますよという形になる。そうしたときに、では、その費用負担についてはどういった形をとるのだというところがやはり一番の課題だろうと。そこに農協なり町なりがどうかかわっていくかということでない、なかなか事業は進まないであろうと。そんな認識を、今しているわけがありますので、まずはどういったグループで、どこにそういった施設を建てるのかというところを、やはり実際に農業者、あるいは農協の方々と膝を突き合わせて議論をしていく中でそういったことが決まってくるのかなというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10 番（東口隆弘） 私が 26 年にいただいた答弁よりも、一步も二歩も考え方は進んでいただいたのかなというふうに思っております。

それで、幕別町 3 農協の農業生産額のほぼ 49%が酪農、畜産収入であるということ、やはり十分認識を、もちろんしているとは思いますが、認識をさせていただいて、それから平成 11 年から 17 年、もう随分昔の話ですが、そのころにリース事業、もしくはいろいろな資金を使いながらそれぞれ酪農家で堆肥場を整備をしたと。そのころの成牛換算頭数と今の成牛換算頭数はかなり増えている、ほぼ倍近くにもなっているのではないかなというふうに思うわけです。

ですから、そのときは、堆肥場をつくったときには、堆肥を入れて切り返して、完熟までいかない

にしても半完熟ぐらいの堆肥を畑に還元することができました。でも今は、頭数が多くなって既存の堆肥舎の中ではただただ入れておくだけ。それで、季節になれば散布をする。私の口から言いたくはありませんが、生堆肥を畑に入れているというような状況なわけです。

ですから、全ての方を網羅するというためにバイオガスプラントをつくってくださいと、やっってくださいと言っているわけではありません。何万頭もいるような牛の牛ふんを1か所に集めてバイオガスプラントなんていうのはもちろんできないわけです。何か所もつくることは、それは1基が順調に進んで、償還も上手にできてという状況が見えてくれば、2基、3基、4基目というふうにつくっていけるのかなというふうに思っております。

今の現状、酪農、畜産というものを、やはりこれから未来永劫、もちろんふん尿も未来永劫、牛がいる限り出てきます。それから、経営も未来永劫、農家戸数は減るにしても牛の頭数は増えている現状を踏まえた中では、酪農、畜産が、これが未来永劫続いていくわけです。

それで、ひとつお伺いをしたのが幕別町の中で、町の中で、酪農基盤整備だとか、そういう将来の酪農に向けた計画構想というものはあるのでしょうか。教えてください。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 本町の酪農基盤整備事業にかかわる計画は、現在のところはございません。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 残念なことだなというふうに思っております。

酪農経営をこれからどうしていくか、またこの中に入るのは町営牧場のあり方だとかというのも、もちろん基盤整備構想の中には入っていくだろうというふうに、入れてほしいとは思いますが、もちろんふん尿処理、バイオガスプラントのこれからの取組だとかというのも十分考えた中で進めていっていただきたいためにも、その酪農基盤整備構想、名称は別といたしましても、立てていただきたいと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（萬谷 司） 酪農基盤整備構想、計画の関係でございますけれども、ことし、幕別町の農業振興計画、以前は平成21年に策定したものを改定しようということで予算も計上させていただいておりますけれども、その中で酪農に特化したものではございませんけれども、農業全体の中でそういった畜産に関する計画等も盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） ぜひとも立派なものを、立派な計画を立てていただきたいなというふうに思います。

それで、私の一般質問は、バイオガスプラントの建設に向けた方向性についての一般質問でございます。先ほど町長からも、一步、二歩進んだようなお考えを伺いました。それで、それ以上のものはきっと、町長にはないと思うのですが、がしかし、どのような方法ならばバイオガスプラントを建設をしていけるのか。それは集中型でも個別型でもですよ。もしかすると、FITによると、個別型の小さなバイオガスプラントだと、そのまま売電をするというか、施設整備費をかけなくてもできるような状況にあるような気もするのですが、その辺の認識はどうでしょうか。私は違うのでしょうか。

つまり個別型の、例えば100頭、成牛換算100頭程度の処理をできるようなバイオガスプラントを、個別のバイオガスプラントをつくった場合に、売電をする場合、新たな変電所までの電線を引かなくてもできるという認識は、私の認識は違うのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（萬谷 司） FITの関係が大きく影響してくるのですが、変電所、これが町内関係しますと幕別、札内、それと川西、大樹、この4か所が変電所該当してきますが、ここが以前北電さんと協議した中では容量がもうないということがございまして、もしFITをやるのであれば、そういった改修費、変電所の容量を増やす改修費も多額の費用がかかるということでお聞きしております。ですので、個別、小さいところでも恐らく容量が足りなくなってくればそういった費用も大きくかかってし

もうということで、採算がとれない可能性もあるというふうに認識しております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10 番（東口隆弘） わかりました。

最後にいたします。調査結果を受けたお話も聞きました。それで、町として先ほど町長からもお話ございました。調査チーム、つまり実施に向けたチームを立ち上げ、実際に真剣に取り組むような考えはあるのかどうか、その答えを受けて私の質問は終わりたいというふうに思っておりますが、よろしくどうぞ。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） チームということがいいのかどうかはわかりませんが、先ほど申し上げたのは町と農協とそれと該当する農家と、やはり実現に向けて真剣に話し合うということであり、規模なり想定できないことには全く進みませんので、どこが参加して、どれだけの容量になって、どれだけの事業費になって、それをどう負担するかということについてはじめて、町の支援といいますか、農協の支援というものが出てくるわけでありますので、そこがどこまで負担できるかということももちろんあります。ただ、今の段階で町が何も支援をしないということになると、なかなか膠着状態というのが脱することができないのだろうなど。当然、町だけではなくて農協ということも出てきましようし、もちろん受益者の負担も必要でありますから、その辺の負担割合というのが今後の協議の中で出てくる話かなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、東口隆弘議員の質問を終わります。

この際、16 時 25 分まで休憩いたします。

16 : 16 休憩

16 : 25 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、岡本議員の質問が終了するまで時間を延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、岡本議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

次に、岡本議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○9 番（岡本眞利子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1 点目、公営住宅の募集のあり方と管理状況について。

昭和 26 年、今から 67 年も前に施行された公営住宅法の目的は「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とあります。その後、何度も改正はされているものの、果たして現在のライフスタイルや住宅事情にどれだけマッチングしたものになっているのか、疑問を持つところであります。

市町村においては、多様化する住宅確保要配慮者への対応が課題となり、特に増加する高齢世帯や配慮が必要な子育て世代などに対して、安全・安心な住宅の確保が重要であると考えます。

幕別町においても、老朽化した公営住宅は公営住宅等長寿命化計画に基づいて修理・修繕に努め、住民の安全・安心を担保し供給していると認識しておりますが、入居を希望しても断念しなければならないケースもあるということから、今後の公営住宅入居要件を緩和することが必要と考え、以下の

点について伺います。

(1) 入居管理について。

①現在の全公営住宅戸数と空き家戸数、政策空き家の数は。

②平成 29 年度の応募状況と高倍率の公営住宅は。

③応募に至らなかった住宅の最高年数は。

(2) 公営住宅の連帯保証人について。

入居の手続では、連帯保証人が必要となっており、抽選で当選しても連帯保証人が見つからず入居を辞退した方もいるとお聞きしております。したがって、一部の住宅に限り連帯保証人を免除する制度を設けることができないのか、見解を伺います。

2 点目、若者世帯、子育て世帯への支援の拡充。

少子化や若い世代の人口流出に歯どめをかけようと工夫を凝らしている自治体が増えております。本町としても、人口流出を抑えるための定住対策マイホーム応援事業や子ども医療費助成事業など、いろいろな事業に取り組まれております。

政府は「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、結婚支援や子育て環境の充実を推進し、自治体の取組を支援する「地域少子化対策重点推進交付金」を 2018 年度予算で、前年度の 5.7 億円から約 10 億円へ倍増するなど、総合的な対策に取り組んでおります。

若い人たちの結婚に伴う経済的な負担を軽減するため、新生活をはじめ新居の購入費や家賃、引っ越し費用の一部を支援する「結婚新生活支援事業」は、250 を超す自治体で実施されております。

本町もこのような制度を活用して新婚世帯が増加につながるような施策を構築するべきと考えますが、見解を伺います。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「公営住宅の募集のあり方と管理状況」についてであります。

公営住宅は、憲法第 25 条に定める「生存権の保障」の趣旨にのっとり、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸される公的賃貸住宅であり、国の助成を受け、地方公共団体が事業主体となって整備と管理運営を行う住宅であります。

こうしたことから、入居に当たっては現に住宅に困窮していることを証する住宅困窮要件、低所得者を対象とするための収入基準といった「入居者資格」を満足する方でなければ入居することができない住宅となっております。

さらに、近年では、著しく所得の低い方、障害者、DV 被害者、子育て世帯といった住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、公営住宅を含めた公的賃貸住宅が住宅セーフティネットの構築に重要な位置付けにあるとして、国においてもその取組が進められているところであります。

ご質問の 1 点目、「入居管理について、現在の公営住宅戸数と空き家戸数、政策空き家戸数、平成 29 年度の応募状況と高倍率の公営住宅、応募に至らなかった住宅の最高年数は」についてであります。

一つ目の「現在の全公営住宅戸数と空き家戸数、政策空き家戸数」についてであります。

本年 3 月末時点における町内の公営住宅戸数は、町の管理分が 795 戸、北海道の管理分が 293 戸の合計 1,088 戸となっており、空き家戸数については町の管理分が 61 戸、北海道の管理分が 17 戸の合計 78 戸となっており、政策空き家については町の管理分が 50 戸、北海道の管理分では発生しておりません。

これらのうち政策空き家の状況につきましては、老朽化により用途廃止を予定しているものが 21 戸、現在進めている建てかえに伴うものが 13 戸、今後の建てかえに伴うものが 16 戸となっております。

二つ目の「平成 29 年度の応募状況と高倍率の公営住宅」についてであります。

本町では、奇数月ごとに定期募集を行っており、平成 29 年度におきまして 6 回の定期募集を実施し、

延べ募集戸数 62 戸に対して 44 件の応募があり、全体では約 0.7 倍の応募倍率となっております。また、高倍率となった住宅は、いずれも札内の泉町団地の住宅で、昨年 5 月と 9 月、そして本年 1 月の 3 回の募集において、それぞれ 1 戸が 6 倍の倍率となっております。

三つ目の「応募に至らなかった住宅の最高年数」についてであります。

公営住宅の入居募集につきましては、奇数月に行う定期募集と、定期募集で 2 回連続して応募がなかった住宅をいつでも入居できるとした随時募集の二つの方法により行っております。

ご質問の「応募に至らなかった最高年数」につきましては、平成 29 年度の定期募集では 6 カ月、随時募集では 4 年 10 カ月となっております。

ご質問の 2 点目、「一部の公営住宅に限り、連帯保証人を免除する制度を設ける考えは」についてであります。

町が管理する公営住宅では、入居決定後において入居決定者及び連帯保証人の 2 名が連署、押印した入居請書を提出していただいております。この連帯保証人は、入居後における滞納家賃の支払い要請や明け渡し請求時における連帯債務保証の履行要請など、入居者と連帯して賠償責任を負うというものであります。

しかしながら、入居を希望する方の中には親戚や知人、友人などの身寄りも知り合いもない方が現におりますことから、こうした入居者の努力にもかかわらず連帯保証人がどうしても見つからない場合については、申立書の提出を受けて連帯保証人の連署を要しないとする取扱を行っているところであります。

このように、現行においては条例及び規則に基づき、全ての住宅の入居者を対象に連帯保証人の免除制度の運用を行っているところであります。

次に、「若者世帯、子育て世帯への支援の拡充」についてであります。

日本は、本格的な人口減少社会に進んでおり、特に若い世代の人口減少は、労働力の減少、経済成長の鈍化、地域経済の縮小、地方財政の危機など社会全体にもたらす影響ははかり知れないことから、各自自治体ではさまざまな取組が行われております。

本町では、「第 6 期幕別町総合計画」において、「住んでみたい」「住んでよかった」「住み続けたい」幕別町を目指すこととしており、人口減少対策を重点課題と捉え、安心して子供を産み育てられる環境づくりの推進や移住・定住の促進に努めているところであります。

ご質問の「「結婚新生活支援事業」を活用して新婚世帯が増加につながるような施策を構築する考えは」についてであります。

「結婚新生活支援事業」については、地域における少子化対策を推進することを目的として、若い世代の婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、地方自治体が新婚世帯を対象に新生活をはじめ際の住宅の取得費用、賃借費用及び引っ越し費用に対する支援を行う場合に、国が「地域少子化対策重点推進事業交付金」として支援額の一部を補助するものであります。

平成 30 年度の国の事業については、夫婦ともに婚姻日における年齢が 34 歳以下で、世帯所得が 340 万円未満の新規に婚姻した世帯を対象とし、1 世帯当たり 30 万円を補助上限額として、その 2 分の 1 を国が補助することとされており、国が公表している本年 5 月 2 日現在の交付決定状況によると、道内では音更町を含む 19 市町村で取り組まれております。

本町では、妊娠前から子育て期までの各段階において、切れ目のない支援を講じており、子育て世代包括支援センターの設置や産前・産後サポート事業、産後ケア事業等に取り組むとともに、中学生までの医療費を無償化するなど、子育て支援策の充実を図っております。

また、平成 27 年度から実施しております「マイホーム応援事業」では、29 年度までの 3 年間で 299 世帯が利用し、このうち 40 歳未満の若い世帯の利用は 209 世帯ですが、その約 5 割に当たる 103 世帯、351 人が町外から転入されており、若い世代の定住促進に大きく寄与しているところであります。

今後は、さらなる少子化対策や人口減少対策の一つとして、本町においても「結婚新生活支援事業」

を実施してまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

本町が管理する公営住宅は、795戸あります。昭和30年代から60年代に建設された簡易耐火構造平屋の住宅は、特に老朽化が激しく、空き家、政策空き家が多くなっているのが現状かと思われます。また、その逆に、新しい住戸には申し込んでもなかなか当たらないという声もお聞きしております。町といたしましても、公営住宅等長寿命化計画を策定し、計画的に修繕整備をなしてはおりますが、今後人口減少、居住者ニーズの変化に対応し、供給のあり方等も勘案し、効果的な維持管理が必要と考えます。

そこで、まず政策空き家についてお伺いをしたいと思います。

現在、本町には50戸の政策空き家がございます。南町旧団地、緑町3団地、緑町南団地、あかしや南団地、春日東、忠類白金町、それぞれ幾つかの政策空き家になっているところがございます。南町旧団地におきましては、昭和39年に建設された一番古いものでございます。著しく老朽化が激しく、再判定され、平成34年には用途廃止という計画になっております。近隣の住民の方からのお声なのですが、草が生い茂り、虫がとても多い。一角だけが真っ暗で気持ちが悪い。誰かが住んでいるのではないかということで、防犯上すごく不安だ。不法投棄がされやすいのではないかと、などときまざまな声をいただきました。私も現実に昼と夜と何度も現場を確認してまいりましたが、昼間は草がぼうぼう、夜は真っ暗で、本当に女性が歩くにはすごく怖かったです。

しかし、6月の15日には雑草はきれいに刈られておりまして、雑草ですから、またすぐに伸びてしまうと思います。これも年に何回もというわけにはいかないと思いますので、多くても年に2回ぐらいの春と秋ぐらいに草刈りをしているのではないかと思います。

また、不法投棄にいたしましても、前居住者が残したと思われるような粗大ごみがたくさん放置されたままになり、不法投棄しやすい環境になっております。

防犯についても、1戸1戸住戸の中に絶対入れないという状況でもありませんでした。実際には、近隣町村でも使われていない大きな建物の中に入り、普通に生活をしていたということもあったそうでございます。

したがって、このような現状では、犯罪の温床になりかねないのではないかと思います。ですから、このようなことを考えますと、平成34年までの間、現行の管理でよいのか、今後、ことしを含めまして丸5年間の管理をどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 南町旧団地の管理の状況についてでございますが、議員おっしゃいますように草刈りにつきましては、年に数回程度行わせておりますが、建物につきましては、最後の退去者が出ていかれたそのままになっている状況になっているかと思っております。

これにつきましては、長寿命化計画の中で一応5年間、5年後に用途廃止というような位置付けをしておりますが、こちらのほうにつきましては、担当部局とお話し合いいたしまして、早急に用途廃止できる状況であれば、そちらのほうに一般財産とかで用途廃止していきたいと考えております。

また、数年間引き続きあのままの状態であるようでありましたら、立ち入り禁止などになるような木を打ちつけたり、そういったような処置を講じていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 建物を壊すということはもちろん費用を要するわけですが、町の財源をどこにかけるかということもやはり重要ではないかと思います。安全・安心という観点からも、やはりこれは重視していくべきではないかと思います。やはり女性一人で歩いてみましても、夜は本当にその一角だけが異常に暗く、また学校もあり、ほかに公営住宅が離れていますので、そのままですと、

子供たちのいたずらにということも、中に入れる状況でもありますので、そのように、今課長がおっしゃったようにバリアを張ったり、またごみをちょっと撤去するなりというような手を出していただければと感じるところであります。

したがって、この長寿命化計画を少しでも前倒しをしてやっていただくということも考えていただけないかなというようなことなのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） そうですね。まずは、現状の管理、その辺のことは十分に意を持って対応してまいりたいと思います。

また、解体などにつきましても、またこちらのほう、一応5年後に用途廃止ということで位置付けておりますが、財産の処分、その他の方向性が決まりましたら、早目に前倒しできないか、この辺も北海道と協議しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、ぜひとも、そうですね、安全・安心の町、住みやすい町ということで、とにかく本町は高齢化も特に進んでいるような状況もありますので、そういうところも気を使っていたきたいと思っております。

次に、一般的な空き家ですね。長期にわたってあいている住戸の管理ですが、ここ、私、28年の決算のときにも質問をいたしまして、入居が決まった段階で草刈りを行う職員が見回りの際に現状を見ながら対応をさせるとのご答弁をいただきましたが、どのくらいの頻度でこの空き住宅の現場確認を行っているのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 実際のところは、空き住戸を定期的に見回るということは余りやっておりますが、各団地におきまして、何がしかの用事が月に1度程度発生するような状況でありますので、その際には、空き住戸の状況を見て、係が戻っていくというような体制で管理を行っているというような状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、用事がなければ、空き住戸には行かれないというように聞こえたのですけれども、公営住宅の住人にお聞きしたところ、やはり1棟のところでは両側が入っていて、真ん中があいているというような場合などもあります。両隣が入居してその間があいていて、近所の者にするとも雑草などが入り、また雪も除雪もされていないというような状況ですごく迷惑をしているということで、これも私じかに目にしたのですが、住人同士が交代に草刈りをしているのです。役場に言っても、お金がないからできないとおっしゃったということなのですけれども、そのような話も伺っております。ですから、担当課としてももう少し配慮が必要ではないかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 住人の方、そうおっしゃっているということは、我々の伝え方が悪かったかと思うのですけれども、決して空き家の部分を入居されている方が負担して何か管理をしてくださいというスタンスは基本的にとっていないつもりだったのですけれども、ちょっと住民の方にご説明する際にちょっと誤解を招くような説明をしたのかもしれない。

こちらにつきまして、空き家につきましては、あくまで草刈りとかの環境整備につきましては、町のほうで対応していくというようなスタンスでやっていきたいと思っております。ただ、なかなか先ほども申し上げましたように、ちょっと空き住戸について月に何遍もそれを見に行くというような体制にはちょっとなっていないものでありますので、お近くに住まれる方で草が伸びてきたとかというようなご報告いただければ、またそれを見させていただいて、対応していくような方向で行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 確かに、月に何度もあいている住宅を見に行くということは大変かと思うのですが、役場のお仕事としまして、何度も何度もというわけはいかないのですけれども、住民から苦情が来たから見に行かなければいけないというのではなくて、何回か、そうですね、本当に行政のほうからみずから見ていただくような機会もしっかりとつくっていただき、住民の話では、住民の方は役場が、行政が管理をしているのだらうと。なぜ、自分たちがやらなければいけないのだというような声も出ております。したがって、そのような誤解を招く、誤解ではないのですけれども、そのような考えにもっていつているということも、ちょっと行政としての責任もあるのではないかなと思いますので、そういうところはもっと丁寧に真心を込めた対応をしていただきたいと思います。

次に、ちょっと今の質問ともリンクしてまいります。応募が少なく、空き状態が定期募集で6カ月、また随時募集で4年10カ月もあいているということでございますが、これにつきましては、なぜ4年10カ月も応募がないのかということで、要因はどこにあると考えていらっしゃるか、お聞きします。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 長期の空き家となっていることに関しましては、ちょっと全般的な話になりますけれども、まず立地的に札内を希望される方が多いということと、申し込みされる方のお話とか聞きますと、全町的には浴室の設備が整っていなかったり、あとは給湯設備がなかったりというようなことで、敬遠されるという傾向が見受けられております。したがって、年代の古い団地につきましては、なかなか応募される方がいないので、空き家が続けているというような状況が発生していると思っております。

また、現状として比較的空き家となっている間取りといたしましては、3LDKのタイプが多くなっておりまして、この辺も入居希望される方は比較的2LDKのほうが多くなって、3LDKのほうはなかなか希望される方が少なくなっているような状況が見受けられるというふうに分析しております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） もちろん居住者のニーズに合っていないから応募されないということが一番ではないかと思いますが、だからといって、この29年度考えても、4年6カ月もあいているということでございますが、これ今、課長がおっしゃいましたように、お風呂がリースだったり、そして給湯器を入居者が負担するというような、こういうところもやはり要因があるのではないかと考えます。ですから、そういうところも、あいているからそのまま仕方ないのだと、応募がないから仕方がないのだで終わらせるのではなく、もう少し特典的、お得感を持って入っていただけるような工夫はできないのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 住戸のニーズが確かに変化しているというのもございますし、現状であいている住宅の設備が整っていないという現状も実際ございます。

ただ、建てかえにあつて交付金事業を使って事業やっております。これも1回確認したことがあるのですが、1戸だけの改修、例えば浴室、お風呂をつけて給湯設備を整えるというようなことでは事業の対象にはならないのだと。1棟丸ままであれば、可能なのだというようなこともございます。となれば、今現状入っている方を1回退去させて、なおかつ、その入っている方々各自で負担をしてそうした設備を整えているというようなこともございますので、なかなかこれはタイミングが難しいなという実際の問題がございます。

また一方で、近年にあつては、そうした設備が整っている住宅であっても、入居の応募がなく、なおかつ2カ月連続して応募がなく、随時募集にも切りかわっているという現状もございますので、そうしたバランスも見ながら、これまでは修繕なりに当たってきた結果、この4年10カ月の応募がなか

ったという状況にもなっているというところでございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） やはり住宅というのは、人が住まなくなると部屋の傷みも激しくなってきます。そうなりますと、修繕費にもやはり影響がしてくるかと思えます。公住の空き家を減らすというところから、ぜひ入居をしてもらえるような手だてをとる必要があるのではないかと思います。

先ほども、やはり部長もおっしゃいましたように、住戸だけを直すということはなかなか大変なことかとは思いますが、やはり棟周りの方たちのお話を伺っても、この間が抜けているからずっとここ何年もあいてるのだよねと。何とかここに入ってほしいよねという声もいただいています。でも、それがやはり本町でしたら、いろいろな面でちょっと不便な点なんかがあったりということもあって、どうしても札内のほうに住宅を求むという人が多いかと思うのですが、ここはこういう理由でこのようにお得になっていますよというようなことも、ちょっとアピールできないのかなと考えました。

今、特に本町の住宅、公営住宅にはカメラつきのインターホンなんかみんな自分でつけています。今、詐欺が大変多い中で、古い公営住宅ですと、ピンポンと鳴らすと、絶対あけてみないと、あの小さな穴からは見えるかもしれないのですけれども、なかなか小さな穴ですから、全部が見えるわけはありません。したがって、自分でカメラつきのインターホンを設置している方なんかもありますので、こういうのもあったらいいよねという声も伺っております。

ですから、そういうような、ここはこういうちょっと得なところもあるのだから、でも、周りの人たちは入るときは何もついてなかったのだけれども、ここずっと空き家だったから、こんなふうに優遇されるようなところもあるのだというのもあっていいのではないかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 優遇といいますか、お得感を出すために、民間ですと、家賃を引き下げるですとかということをやってくるのですけれども、公営住宅に限りましては、この家賃算定も法律上定めがございますので、ちょっとそういったこともできないという状況になっております。

ただ、先ほど答弁の中にもありました6倍ですとか、ほかにも4倍ですとか、3倍ですとかという重複して申し込まれた住戸の場合なのですけれども、たまたま同じ団地で同じ間取りで、ちょっと階が違うから一つの場所に応募が集中したという場合にあっては、外れた方に階が違うのだけれども、間取りが同じなのですけれども、どうでしょうかというご紹介を差し上げて、それで希望があれば入居をしていただくというような手だてもとりまして、なるべく空き住戸の数を減らすという手だてもとっております。カメラつきのインターホンというようなお話もありましたけれども、そうしたことが、どこまでできるかというようなことについては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 幕別町としましても、人口も年々減ってきているところでもあります。したがって、この入居条件に対しましても、やはりもうちょっと年齢も引き下げて、単身者でも入れるようなこともできないのか、そういう考えを持って、そして入居をしていただく、空き住宅をなくしていくというような考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 単身者の入居については、これまでもいろんな場面でお話を受けているのですけれども、町内にあっては、旧過疎法の適用を受けていた忠類地域にあっては、収入条件はありますけれども、人数の制限についてはないということで、単身入居が可能となっております。幕別地域にありましては、単身入居を可能、年齢条件、フルにオープンにした場合にあっては、本当に入りたいという方々が場合によっては入れなくなる、入居のチャンスが奪われてしまうという場合もございますので、こちらについては、一応、同居親族要件という要件を引き続き継続して設けているというような状況になっておりますので、この点については何かご理解いただきたいというふうに考えて

おります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 理解できないのですけれども、理解するようにしたいと思います。

では、またこの空き家住宅を、あいている住宅を何とか入っていただくということで、公住の応募内容については広報に掲載されたりしております。また、ホームページにもアップしておりますが、応募の多いところはそれでいいのですけれども、本町地域の場合は、大変厳しい状況にあるかと思えます。したがって、この1回目の募集をかけたときに、応募がなかった場合は、次のとき載せるときに間取りをちょっと書くなりなんなりをしながら、少しアピールをすることもどうかと思うのですよね。正直いって、中もそんなに新しいというか、新築ではないので、なかなか厳しい面もあるかと思うのですけれども、ただ、広報に載せるのと、ホームページに載せるだけではアピールが足りないのではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 確かに、議員おっしゃるように、奇数月の広報紙、それとあわせてホームページに募集の内容を掲載をしております。おっしゃったような間取りの内容がいいのか、ほかの内容が何か載せられないのかというようなことについては、検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、ぜひともこの公営住宅、4年10カ月もあかないようにできるだけ入って、入居していただけるように、努力のほうしていただきたいと思えます。

次、2番目の連帯保証人についてであります。

この質問におきましては、3月の定例会におきまして板垣議員が質問をしており、特別な事情がある場合には特例がある。また、連帯保証人は緊急時の連絡先としての役割も担っており、現行の連帯保証人制度は維持していくとのご答弁でございましたが、本町の公営住宅入居時には、2名の連帯保証人が必要とされておりますが、この連帯保証人の提出は、入居後の確認がなされているのかをお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） まず、公営住宅の連帯保証人なのですけれども、請書を交わす際はお一人選んでいただいているということとなっております。

請書をお受けする場合には、連帯保証人の方の印鑑証明等いただきますので、その方についての実際いらっしゃるといことは確認できておりますが、入居後、交代する場合は、入居者の方から交代しますということで申請を受けて交代するというような仕組みになっておりますので、こちらから特段状況の確認とか、そういうことは行っていない状況でございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 入居するときは確認をするということですが、では、別に何も問題がなく入居して、何十年も入居していただいている場合、連帯保証人の方が亡くなっているということはありませんか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 当然ながら、連帯保証人の方が入居者より先にお亡くなりになるという場合もございますが、そういった場合、基本的には入居者の方から申請を受けて連帯保証人の変更というような手続になるというような仕組みになっておりますので、こちらのほうから一人一人、どこかの時点で確認するというようなことは行っていない状況にあります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、何十年も連帯保証人の方が、例えば私の場合だったら、親の名前を書いていたとしまして、親が亡くなっても、私が届けられない限り幕別町では連帯保証人は私の親になって

いるということになりますね。はい。

では、緊急時のときの連絡先としては、亡くなっているのですけれども、みずから届けないと連帯保証人がかわっていないということですので、緊急のときには連絡先としてはならないのではないかと思います。その点はどうか。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 当然ながら、既にご存命でない方に関しては連絡はとれない状況になりますので、緊急連絡先としては機能しないというような状況になるかと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 機能しない連帯保証人をそのまま載せておくということでしょうか。

やはり連帯保証人という、この連帯保証人ということはすごく重いことですよ。もちろん住宅に入っている人が家賃が払えなかったり何したりしたときは、本人と同じ支払いをしなければいけないということが一番大きなところだと思うのですけれども、以前の答弁でも連絡先の役割も担っている。そして、もしも亡くなった場合、ご夫婦で入っていて、ご主人が亡くなって奥様一人になって、それが亡くなった場合、どこにも連絡がつかないようなことになるわけですけれども、そのようなことはどのように考えていらっしゃるか、お聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 今、議員おっしゃったようなことについては、実際、現場で決していないわけではないのですけれども、ただ、今、課長が説明させていただいたとおり、条例の中で連帯保証人の移動があった場合にあっては届けるという義務が定められておまして、これにつきまして、入居の際の説明の際にも入居予定されている方々にそのご説明をさせているところでございます。実際、現場にあっては、高齢の方が入居の方が多く、高齢になることによるトラブルがあったりして、そのご家族の方に連絡をして、大きなトラブルに発展することなく未然に防げたという事例もございますので、こうしたことから、連帯保証人について定めをしているという状況であります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 連帯保証人ということで、入居を断念したりというようなこともお聞きしましたので、特別な特例もあるということで、大きく包んでいるということもあるかと思っておりますので、今後も民法改正が平成32年に4月1日から民法改正法案施行がされますので、それにしっかりとってやっていただきたいということを申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

では、2番目の結婚新生活支援についてであります。まず、これ結婚支援生活についてなのですが、我が会派では、ただいま東口議員が高齢者支援について質問いたしましたので、私のほうからは均等に若者支援ということで質問をさせていただくというところなのですが、この結婚新生活支援については、国立社会保障・人口問題研究所の調査によりますと、若者が結婚に踏み切れない理由の一つに結婚資金を上げた割合が、未婚男性18から34歳で43.3%、未婚女性が18から34歳で41.9%という結果が出たそうでございます。また、内閣府の調査では行政に実施してほしい取組といたしまして、結婚や住宅に対する資金貸与や補助資金が第3位に上がったそうでございます。ちなみに1位は安定した雇用機会、2位は夫婦がともに働き続けられる職場環境ということで、出たそうなのですが、20代、30代の未婚及び結婚3年以内の男女の調査であります。経済的な理由から結婚に踏み出せない人が多いということで、そうなれば、子供の出生率の低下にもつながり、少子化がさらに加速するおそれがございます。

そこで、少しでも経済的負担を軽くする支援が必要ということで、今、国がこれだけ補助金を出して提供しているときに、活用しない手はないのではないかと思います。この質問をさせていただきました。

答弁では、道内では、はい、と書いてあり、管内では音更町しか行われていないわけでございます。したがって、ご答弁でもありましたが、この結婚新生活支援事業を実施してまいりたいとお答えいた

だきましたので、ぜひとも早急に進めていただき、新しい施策として開始をしていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本真利子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は午前 10 時から開会いたします。

17:12 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成30年第2回幕別町議会定例会
(平成30年6月19日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
14 田口廣之 15 谷口和弥 16 千葉幹雄
（諸般の報告）
- 日程第2 一般質問（5人）
- 日程第3 報告第1号 平成29年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 議案第44号 幕別町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第45号 幕別町保育料条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第46号 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第47号 幕別町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第8 議案第48号 幕別町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第9 議案第92号 幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第49号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

会議録

平成30年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年6月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月19日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 代表監査委員 八重柏新治
企画総務部長 山岸伸雄 住民福祉部長 合田利信
経 済 部 長 萬谷 司 建 設 部 長 笹原敏文
会 計 管 理 者 原田雅則 忠類総合支所長 伊藤博明
札内支所長 坂井康悦 教 育 部 長 岡田直之
政策推進課長 谷口英将 総 務 課 長 新居友敬
地域振興課長 川瀬吉治 糠内出張所長 天羽 徹
税 務 課 長 高橋修二 住民生活課長 佐藤勝博
福 祉 課 長 檜木良美 こ ども 課 長 高橋宏邦
保 健 課 長 白坂博司 商工観光課長 亀田貴仁
学校教育課長 山端広和 図 書 館 長 武田健吾
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
14 田口廣之 15 谷口和弥 16 千葉幹雄

議事の経過

(平成30年6月19日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14番田口議員、15番谷口議員、16番千葉議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問をいたします。

「幕別町中小企業振興基本条例の制定を」であります。

中小企業振興基本条例を全国に先駆けて制定したのは墨田区です。区の職員が町の中小企業を一軒一軒訪問して実態をつかみ、1979年に条例制定したところが、中小企業を励まし、全国的な大きな流れに広がり、北海道では18の自治体で条例が制定されました。

また、平成26年の小規模企業振興基本法の制定を機に、平成28年には北海道で制定するなど、小規模企業振興条例の制定も急速に広がっています。

条例で町の理念を明示することで、町民、中小企業者・小規模企業の間に共通の理解が広がり、協力して地域の中小企業・小規模企業の振興に取り組む基盤となると考えます。

また、担当職員が交代しても、基本姿勢の連続性が担保されることにもなります。

中小企業は、地域経済と雇用の主要な担い手として大きな役割を果たしています。地域循環型経済の持続的発展のためには、中小企業の活動がより一層活発になることが重要と考え、以下について伺います。

1、町内の中小企業実態調査「幕別町経済実態調査」の実施を。

2、中小企業振興基本条例の制定を。

3、平成22年度から地域循環型経済の活性化・定住対策を図ることを目的に進めてきた「幕別町住宅新築リフォーム奨励金制度」を来年度以降も継続して取り組むべき。

4、幕別町が実施している小規模修繕登録制度の業種別実績と改善や拡充の考えは。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町中小企業振興条例」の制定を」についてであります。

経済産業省の中小企業白書によりますと、中小企業・小規模事業者の企業数は380万9,000社と、日本の企業数全体の99.7%を占め、その従業員数は3,361万人と日本の雇用全体の70%を創出しており、中小企業・小規模事業者は、多種多様なビジネス展開で、日本の経済の屋台骨を支える極めて重要な存在であるとされております。

また、地域の中小企業・小規模事業者は、地域経済の発展と地域雇用の主要な担い手として大きな役割を担っており、さまざまな分野の企業が活性化することで、町に活気があふれ、地域経済の安定と振興が図られるものと認識をいたしております。

中小企業振興条例につきましては、道内では、はじめて帯広市が平成19年4月に施行した後、市を中心に制定の動きが広がり、さらに26年の小規模企業振興基本法の施行に伴い、道では北海道小規模企業振興条例を28年3月に制定し、30年3月1日現在における条例制定市町村は、小規模企業振興条例を含め33団体となっております。

ご質問の1点目、「町内の中小企業実態調査「幕別町経済実態調査」の実施を」についてであります。

町内の中小企業実態調査といたしましては、町では、町内事業所における雇用の実態を把握するため、民間事業所のうち、常用の雇用者を有する600以上の事業所を対象として、毎年、「事業所雇用実態調査」を実施しております。

この中では、従業員数や賃金・労働条件、休日・休暇制度、育児・介護休業制度、福利厚生制度など雇用を中心とした調査項目のほか、経営上の課題についても調査しており、平成29年度の調査では、回答のあった事業所のうち30.8%が「雇用の維持」を、22.0%が「施設・設備の老朽化」を、18.9%が「売り上げの減少」を課題として挙げております。

また、商工会におきましても、小規模事業者のための経営発達支援計画に基づき、平成28年度に町内の313の事業所を対象として「地域経済動向調査」を実施し、売上規模や経営上の課題、事業承継、事業者が求める支援などの調査結果が明らかになったところであります。

このようなことから町といたしましては、新たに「経済実態調査」を実施することは考えておりませんが、こうして把握した経営課題等に対しましては、町の各種助成制度の周知に努めるとともに、新たな課題に対しましては、どういった支援ができるのか、商工会と連携しながら研究してまいりたいと考えております。

なお、事業者からの相談窓口といたしましては、商工会の経営相談や経営指導をはじめ、相談や各種セミナー、補助制度の情報提供、人材派遣などを行っております北海道中小企業総合支援センターや経済産業省のポータルサイト「ミラサポ」などの専門の相談支援機関もありますことから、引き続き、町のホームページ等を通じて周知に努めてまいります。

ご質問の2点目、「中小企業振興基本条例の制定を」についてであります。

本町では、これまで既に条例を制定している他市町村の事例を調査・研究してまいりましたが、その多くが、中小企業の振興における基本理念や国、地方公共団体、企業等関係機関の役割などを規定するものであり、具体的な振興施策は、総合計画や他の事業計画に基づき実施をしている状況であります。

本町におきましても、中小企業基本法第6条及び小規模企業振興基本法第7条に規定されている「国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」といった「地方公共団体の責務」を全うすべく、町の総合計画に商工業振興に係る主要施策を掲げ、3カ年実施計画に基づき、さまざまな施策を実施してきたところであります。

主な施策といたしましては、中小企業融資制度や創業等支援事業、プレミアム商品券発行事業、住宅新築リフォーム奨励事業、空き店舗対策事業、小規模修繕登録事業、特産品研究開発事業補助金、さらには企業誘致優遇制度などがありますが、経済環境の変化に伴って直面する課題に対して、随時

見直しを図りながら、機動的かつ柔軟に対応してきたところであります。

今後におきましても、条例制定の有無にかかわらず、中小企業・小規模事業者が本町経済の発展や雇用の確保に極めて重要な役割を担っているとの認識のもと、多様なニーズに対応した具体的で実効性のある施策に取り組むことが何よりも町の責務であり、商工会の理事会や将来の経営者たる青年部との意見交換、法人会、青色申告会との懇談など、機会を捉えて意向を把握し、施策に反映してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「幕別町住宅新築リフォーム奨励金制度」を来年度も継続して取り組む考えは」についてであります。

本事業につきましては、町内の住宅関連産業を中心とした商品券を介した経済循環や町民の消費拡大を図ることを目的に、平成22年度に町内の登録事業者の施工による住宅新築や100万円以上の住宅リフォームを行った方に対し、奨励金として商工会発行の商品券を交付する制度を創設したものであります。

その後、施工業者及び町民がともに利用しやすい制度になるよう、リフォームに係る工事費の下限を平成25年度から50万円に、28年度からは30万円に引き下げるなど、3年ごとの見直し・拡充に努めてきたところであります。

これまでの8年間の実績では、新築は107件、23億3,800万円を超える対象工事費に対して1,070万円の商品券を、リフォームは597件、8億8,100万円を超える対象工事費に対して2,559万3,000円の商品券を発行しており、本事業は広く商店街の活性化や地域振興に寄与しているものと考えております。

今後におきましては、本事業を活用した登録事業者における営業活動や各商店における独自の集客の取組が継続的に行われるなど事業効果を検証し、商工振興策全体の中で本事業のあり方を検討するとともに、商工会とも十分協議をしてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「小規模修繕登録制度の業種別実績と改善や拡充の考えは」についてであります。

小規模修繕契約希望者登録制度は、入札参加資格や建設業許可を有しない小規模事業者の受注機会の拡大を目的に、平成20年度から登録制度を設け、予定価格30万円未満の修繕を対象に実施しております。

平成29年度末における登録事業者数は23社で、平成29年度の発注実績につきましては、発注件数327件、工事金額は1,540万6,948円となっております。

主な業種別の発注件数及び工事金額については、内装で211件、752万1,296円、土木で11件、212万4,440円、建築で36件、203万4,320円となっております。

なお、登録事業者数23社に対し、発注は13社にとどまったところであり、その要因としては、工種によって修繕工事自体がなかったなど、工種間での偏りがあることや、工事の依頼時に事業者との都合が合わなかったなどによるものであります。

今後におきましては、年度途中における発注状況等をこまめに確認し、各担当部署に周知徹底を図るとともに、工事の実施時期等に調整が必要な場合においては、事業者の事情をできる限り配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

また、制度の拡充につきましては、平成29年度において本制度により発注した工事金額は、一般会計全体の修繕料の約15%に当たり、制度を開始した平成21年度と比較して約1.3倍となっているなど、一定程度の効果はあるものと考えております。

このことから、現状における制度の拡充は考えておりませんが、本登録制度について商工会理事会や技能士会総会等において周知を図るとともに、今後とも小規模事業者の受注機会の拡大に努めてまいります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

2017年度の全国で休廃業件数が2万8,000件にも上り、規模が小さい個人の企業、事業者の休廃業は、年々増加しています。日本企業の99.7%が中小企業です。地域の経済及び雇用を支える重要な担い手でありまして、地域に根差した中小・零細企業は、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要な不可欠な存在であります。

しかし、全国的な少子高齢化が進行し、生産活動や消費活動の両面で深刻な影響が懸念され、さらに個人小規模事業においては、需要減や後継者の不在などにより、その取り巻く環境は極めて厳しい状況にあると思います。

また、2019年度の消費税10%の引き上げが行われれば、先行きの大きな不安材料ともなり、今年度の中小企業同友会の全国協議会は、景気調査を悪化と見通すなど、人手不足と消費税の増税の影響が大きいことも指摘しています。こうした状況のもとで、中小企業者のみならず、道と国と、そして自治体と中小企業関係団体など全ての関係者が危機感を共有し、変化に対応しながら一体となって、地域の中小企業の持続的な発展を図ることが極めて重要と考え、質問をいたしました。

1点目の実態調査であります。今回、実態調査を求めたのは、雇用実態調査につきましては、前回の議会で報告あったので存じておりましたが、しかし個人や家庭経営、やはり小さい調査については、なかなか見えていないということがわかりました。

帝国データバンクの2017年度の企業の実態調査であるのですが、企業の後継者問題がかなり深刻な状態になっていることが記載されています。3社に2社が後継者がいないという報告でありました。全国的な後継者不足なのですが、北海道が全国的にも特に高い水準で載っておりました。幕別町でも後継者がいなく、自分の代で畳もうと考えているという声も聞こえてきます。全国で中小企業経営者の高齢化が進み、年齢分布を見ますと、経営年齢者が1995年で47歳だったものが、2015年には66歳へと上がっています。今後、10年間に平均引退年齢が70歳を超える経営者が、全国で245万人になるということが民間調査の中での明らかになっています。そのうち約半数が後継者未定であるということが浮き彫りになりました。

幕別町につきましても、個人または経営者、その状況に対し、どのようにつかんでいるかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（萬屋 司） 中小企業のご関係でございますけれども、本町におきましては、雇用実態調査ということで、雇用を中心とした調査を毎年実施しているところでございます。

答弁にもありましたとおり、商工会のほうで小規模事業者の地域経済動向調査というものを実施しておりまして、この中でいろんな課題ですとか、経営状況、細かい部分につきまして状況を把握しているということでございます。

先ほどお話がありました後継者問題、この中で、91件の方が回答しておりますけれども、その中で15.4%の方、この方が廃業を検討しているという状況でございます。

個人事業主の実態ということでございますけれども、細かくは町としては押さえていない状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはり全国的にも後継者問題が大変重要な問題となっております。やはり、この問題は、実態的にしっかりと見ていかななくては、なかなか地域の実情に鑑みて変わってくる場所もありますので、しっかりと調査が必要ではないかということをお話ししたいと思います。

幕別町、全国でもやはりこのように、本当に半分のところで後継者がいなくて、廃業を迫られているような状態があります。この15%というお話でありましたが、やはり後継者の問題を考えている事業者はもっと多くいるのではないかと思います。廃業を決めているところが15%であって、やりたいのですけれども、なかなかというところはもっと多くあると思うのですが、その辺についての調査・研究については考えがあるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 後継者問題、商業者を見ている中では、あそこに後継者いないね、あそこもないねというのがわかるわけでありまして、かなり後継者がいない。恐らく今のやられている方の代で閉じてしまうのかなという懸念がされているところは、見ただけでもかなりいるわけでありまして。

ただ、細かい数字、実態としては、後継者は今いないけれども、例えば息子が帰ってきてやるかもしれないというようなところがあるかもしれないので、つぶさにはわかりませんが、この辺の後継者対策をどうしていくかということについては、商工会とも十分に話し合いながらやっていきたいと思っておりますけれども、なかなかこれ後継者対策を、ではどうするかということは、その先が見えないわけでありまして。農家であれば、後継者がいなくても、そこにリレー方式で入っていくというのができるかもしれないのですが、なかなか今の町内の商店街を見たときに、がばがばもうかれれば誰でも来てくれるのかなというふうに思いますけれども、なかなか非常に厳しい中での経営を強いられているという実態がありますので、そこが、その今やっている店がやめた後に、誰かが入ってくれるということは、なかなか難しいわけでありまして。それを何とか空き店舗対策事業などで、違う方が入っていただけないかと、こんなこともやっているわけで、もう少し商工会と実態について協議をした中で、対策については取り組んでいきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ひとつ提案があるのですけれども、なかなかこれがそのままというわけにはいかないのですが、北海道の浜中町という町がありまして、人口6,000人ほどの町なのですが、後継者不足を解消しようと、昨年から後継者育成支援として就業交付金制度を設けて若い方の定住が進んでいます。昨年で6名でことしで9名、制度を活用して、地元企業で次期後継者として働いています。

多くのところは、それこそ今、町長が言われたとおり親族の方が、やはり意を決してそういう制度を活用して入ってくるということで、背中を押すという意味では大変いいのではないかなというふうに思っております。やはり引き継いで頑張ろうという若者を応援するような事業ですので、大変応援するところでありまして。もちろんこれ地域の实情に合った対策が必要なため、幕別町ですぐにということにはいかないとは思いますが、こうした今後の対策が、今後やはり北海道では増えてくるのではないかなというふうな思いがあります。こうした対策も、やはり実態をつかんで初めて効果的な対策があるのだろうというふうに思いますので、幕別町も調査を考えていただければというふうに思います。町長も商工会と対応するというお話がありましたので、ぜひその辺は前向きに対応していただければと思っております。

今回、実態調査、後継者対策に絞ってお伺いしましたが、やはり実態調査はそれだけではなくて、多くのところでも町の実情ですとか、それこそ今、置かれている状況を教えてくれる確かな数字にもなりますので、しっかりと細かく調査をしていただきたいというふうに思っております。やはり細かく調査をすることで、国の支援事業にも乗ることに早期に対応して打って出るというメリットもありますので、ぜひ細かい調査をお願いしたいところでありまして、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 調査をやることそのものは、否定するもの何ものもないわけでありましてけれども、問題は調査をした後の対策だというふうに思います。その店に後継者がいないとなったら、それはその店はもう廃業するしかないわけですから、では次に誰かが入ってこない限りは、その店舗は営業できないということになるわけでありまして、今、商工会の中ではある程度商業者の実態というのは捉えているというふうに思いますし、私たちもこの町の中の商店街を見たときに、もう大体あそこはいるね、いないねということがわかるわけでありまして、問題は後継者がいないところに、どう次の方を入れていくかということであるというふうに思います。その点では、我が町においては空き店舗対策事業もやっておりますし、もし起業をするのであれば、新規創業に対する利子補給などの制度も持っておりますので、そのほかのどういった施策が必要かということについては、商工会と協議をしながらやっていくべきであろうというふうに思いますので、その調査をこれからやることは否定は

しないですけれども、それをどう生かすかというふう考えたときには、なかなか生かしどころというの私は難しいなというふう考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 調査をうまく活用するということは、やはり次の基本条例のところに関係するところであります。

関連するので次に移りたいと思いますが、中小企業の振興条例は、全国で29の府と県で実施されております。全国でも230の自治体で制定されています。中小企業と小規模企業の振興条例を、両方やっているというところなどが11の県、そして91の自治体で実施されています。小規模企業振興条例が進んでいるところが北海道とほかに4県、そして自治体では23の市町村で設定されて大変広がっています。

基本条例の制定の背景には、単に制度的な基盤ができたというわけではなくて、多くの中小企業団体が働きかけたことや、2010年度に中小企業憲章が閣議決定されたことにより、条例を制定したところも少なくありません。北海道も一昨年、小規模企業振興条例を制定し、対策に乗り出したわけですが、やはりどのようによく使うのかは、やはり多くの団体と、そしてそれに伴う要は広域連携を考えていかなくは、なかなか我が町だけでと考えたときには大変厳しいというふうに感じています。

近隣では帯広市で中小企業振興条例の特徴が大変具体的で、実際に具体化しているのが特徴だと思います。中小企業にとって地域は生命線、中小企業振興と豊かな地域をつくることは密接な関係にあるという理念で条例づくりがはじまりました。商工会議所や市、そして中小企業やそして同友会と、ゼロからつくる条例づくりということで進めてきたそうです。こうした協議の取組は産業振興ビジョンをつくる政策活動ともなり、そして産業振興会議において、地域ブランド化の推進や研究が進み、小麦など地域特産物を生かした食の産業振興など、ビジョンの具体化にまで進んでいます。やはりここにも帯広市で条例制定が進み、このような取組から施策が具体化に進むだけではなくて、企業が変わってきたという、産業振興会議に参加した委員からお伺いいたしました。やはりこうした取組のもとで、企業、そして取り巻く地域が変わってきたというお話を聞いています。

例えばですが、参加した事業所がみずから経営を見続けるだけではなくて、連携して歩調を合わせて取り組んだことが報告されておりました。中でも農業、商業、工業、そして金融機関や大学などが一緒になって考えてきたことで、大きな成果を生んでいるというお話も聞いております。やはり特に大学や金融機関が、地域貢献として協力を条例に書き込んだことで、何度も会議を重ね、そうした中で連携が進んで、ともに知恵を絞って取り組んできたというお話がありました。そうした中で、金融機関が地域貢献として積極的に融資を行ってきたというお話もあります。やはりそうしたところで他業種への成功や新規創業者が増えるというようなことが、実際に帯広市では起こったというお話をすぐ聞いております。

やはり帯広市の条例には、市だけではなくて十勝全体としても特徴的にのせられて、十勝全体でどのように考えていくかということがのせられております。やはりそこでも幕別町として一緒になって取り組むという姿勢が、大変必要ではないかというふうに思っております。

北海道が示しました小規模企業振興条例には、小規模事業者のみならず、国・道・市町村、小規模企業関連団体などが、全ての関係者が危機感を共有し、経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくことが、大変極めて重要であるということをおっしゃっております。やはり幕別町としましても、条例制定で中小企業とともに地域を考える危機的な状況をともに切り開く、その姿勢を示す意味でも、条例制定が大切だと思うのですが、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 帯広市の例をご紹介をいただきましたけれども、帯広市の場合は、中小企業家同友会が中心となって振興条例をつくった。そのつくる過程の中で、いろんな業種の方が集まって意見

交換、人脈をつくりながら一つの方向性を出したということで、とてもすばらしい取組であったなということは、私は評価をしているわけなのです。

ただ、問題は、そうやって言ってみれば、器ができたけれども、実際にどういうふうに振興していくのだということが一番大事なわけでありまして、帯広市内を見ていると、よその町のことで余り言いたくはありませんけれども、やはり空き店舗がかなり目立っているわけで、条例をつくったから空き店舗がなくなるとか、後継者がいるかということにはならないわけで、私は、実のほうをとりたいたいなということを常々言っているわけでありまして、さまざま振興策をやらせていただいておりますし、またその人脈といいますか、異業種の連携ということに関しましても、「異業種交流若者の集い」というのを立ち上げまして、その中で意見交換であったり、あるいはできれば農・商・工連携に行けばいいなというような思いもあつたり、あるいは女性も入っておりますので、そこで縁が結ばればいいなと、そんなこともありまして、異業種交流の会をやっているわけでありまして、やはり私は、このぐらいの町ですから、やはりスピード感を持って実施をしていくということが必要であろうというふうに思いますので、そこは商工会もそうですし、うちの町にも中小企業家同友会の方もいらっしゃるし、あるいは税のほうの関係になりますけれども、法人会もある、青色申告会もある、こういった方々との交流というのは、かなり頻繁にやられているわけでありまして、私はそういうところに顔を出させていただいておりますので、そういった中で生の声を聞きながら、それを施策に結びつけていくということが一番大切であろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 今、町長が言われたこと、確かにそういう部分もあるのですが、やはりみんなで取り組んで考えていくというのも、それも一つの手かなというふうに思っております。やはり、一つ一つのところを大切にというよりも、全体と一緒に共有して取り組むというところも、やはり地域を考えていく、産業振興を考えるという意味でも、やはり意識的にもなるのかなというふうに思っております。

自分のところとなると、やはり周りのところというよりも自分のところというのがやはり最優先になりますけれども、やはり全体で考えていくとまた違う発想が生まれて違う展開にもなるのではないかなと思っております。

帯広市のところの今お話がありましたが、確かに空き店舗がなかなかというのは、なかなか進まないかもしれないけれども、やはり活性化という面ではかなりすごく進んでいるというふうに思っております。新規事業が増えたりですとか、事業をするに当たってアドバイスやそれに対しての大学や銀行が助けてくれるという意味では、経営する立場としてもすごくありがたいものもあるのではないかと、踏み出すにも大きな一歩になるのではないかとこのように思っております。そうした観点からも、やはり連携を取り組んでいくということが大変重要ではないかとこのように思っておりますので、ぜひそのこともやはり考えていただければと思います。

あと、全国的にやはり人口減少と東京の一極集中が進む中で働き手がない、多くの中小企業が社員確保に苦労しているという指摘もありました。やはり地域の企業等を知ってもらうために、中小企業振興条例を活用して、地域の学校教育の中で中小企業にかかわる情報を伝えるという取組を進めているところもあります。やはり条例をもとにいろいろなところと連携して、教育委員会とも連携してそういった取組もやっているという事例がありますので、ぜひいろいろな取組を考えていただければと思います。

また、人口減少対策の上でも、子育て支援や定住対策もそうなのですが、地域の雇用をどう生み出していくのか、いろいろな手法をもって取り組まなければいけないと思います。やはりそのためにも条例を制定して、まちづくりの振興策に位置付けるということを町として示すべきというように考えますが、再度ですが、どのように考えているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 条例が万能だというふうに、そんなように聞こえるわけでありまして、条例をつ

くったから全てができるのではなくて、町には総合計画というのものもあるわけでありまして、その総合計画の中では施策の方向性を出して、そこに具体的な施策については3カ年実施計画に計上して実行していくと、そういう仕組みもあるわけでありまして、またいろんなところからの意見聴取、意見懇談会であるとかについては、先ほど申し上げたとおり、いろんな場においてやっておりますし、また異業種の交流もやっているということになれば、あえてここで条例をつくって形を整えることはいいのでしょうかけれども、それよりも実際の施策の実現について力を注ぐほうが私はいいのかなと。無駄とは言いませんけれども、条例をつくるのに力を注ぐのよりは、現実の施策の組み立てに時間をかけてやっていったほうがいいのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 条例は、理念条例になりますので、この基本条例は、やはりここからスタートするという意味で立ち上げているところが多くあります。帯広市もほかの自治体も多くはそうなのですが、やはりみんなで取り組む、それこそ産業振興、地域づくりをどのように取り組むかというのを、一体となって取り組んでいるというのが、この条例の一つの大きな狙いであると思います。地域づくりに対しては、全体的に取り組むというお話ありますが、産業振興は実をとるというお話でもありますが、やはりそこも一緒になって全体をもって取り組むということもあっていいのではないかなというふうに思っております。

第6期総合計画で、活発な商工活動の促進を施策の方向性として示しているところでもありますので、やはり多くの協力のもとに活発な産業振興を求めて、次に移りたいと思います。

幕別町の新築リフォームの助成制度についてであります。

町内の住宅関連産業を中心として、地域経済を活性化と町内消費の拡大を図ってやってきた住宅リフォーム助成制度ですが、やはりこれ大きな経済効果を生みまして、十勝管内でも19市町村のうち11の自治体で行われるようになりました。近年では、商店のリニューアル制度が広がりをはじめ、十勝管内でも4自治体で行われるなど、さらに広がりを見せています。

答弁で事業効果を検証し検討するということですが、事業者からも住民からも大変喜ばれている事業であります。ぜひ継続を強く求めるところでありますが、考えについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほどもお話ししましたように、商工振興策、さまざま取り組んでいるところがありますので、そういったそれぞれの施策がどういった効果があるかということを検証しながら、全体としてどうすべきかということを考えていかなければならない。今までやっていたからこれをやるということになりませんので、商工振興策全体としてのバランスの中で、この事業をどうあるべきかということについては検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 答弁にもありましたが、やはりこの住宅リフォーム助成制度、8年間で多くの実績を残してきたと思います。それこそ新築で23億円、リフォームで8億円という経済効果を生みまして、大変町としても事業者にとっても大変大きな力になったと思います。やはりこうした実績からも、継続的に広げることが何よりも重要ではないかと思っております。

この間もリフォーム制度は、何度も利用者が使いやすいようにと改善がされてきたところではありますが、一つ提案がありまして、十勝管内の11の自治体で行われている住宅リフォーム制度ですが、幕別町の補助金額が5%となっております。これが悪いわけではないのですが、調べたところ11自治体のうちに五つの自治体で10%まで引き上げてやっているのです。半分の50%助成している自治体が二つありました。さらに20%というのが一つ、5%が幕別ともう一つというふうになっております。やはり町内の消費喚起という面でも、補助額の引き上げについて考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これについては、先ほど申し上げましたように、全体の中で来年度以降どうあるべきかということは検討させていただきたいというふうに思います。

ただ、この事業が果たしてきた役割というのは、これはもう、これを組み立てた者が言うのはおかしいのですが、かなり幅広い経済循環につながっているということは、これは間違いないことだと思いますし、同じ商品券を活用したプレミアム商品券というのもございますので、これ等も含めてどうあるべきか、商品券の活用についてはどうしていくか、そして商工振興策全体としてどうしていくかということについては、来年次に向けて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ぜひ前向きに検討していただければと思います。

では、次に移りたいと思います。

小規模修繕の登録制度についてであります。

幕別町の小規模修繕制度が平成 21 年度から開始されて、ことしで9年目を迎えたところであります。平成 26 年度のときに、この問題について議会で聞いているのでありますが、発注実績の集計を年 2 回行って、一部事業者の偏りをなくすように発注を心がけるとともに、これまで小規模事業者に対して発注がなかった担当部署においても、制度活用の徹底を図り、さらなる受注機会の拡大を図りたいと答えているのでありますが、担当部署の増加や登録者への発注件数などがどのように改善が図られてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 平成 26 年にそのような形にしまして、年 2 回、今の発注状況を確認して、各部署に周知を図ってきたということでございます。

今現在におきましては、その状況を総務課のほうで確認できるようにというふうになりましたので、今後は、さらに細かな情報を各担当部署のほうに周知を図って、一つの特定の事業者に偏りが無いような配慮をするように指導していきたいというふうには思っております。

ただ、受注件数の関係でございますけれども、答弁書でも申し上げたとおり、修繕工事、その年度年度でばらつきがございます。工種によってばらつきがございます、やはりその年によっては、その工種自体の工事が無いとか、またそれとは別なのですけれども、発注を考えている事業者に依頼をする段階で、事業者自体がほかの工事を行っていて今できないとか、そういった状況もあったということをお聞きしているのです、今後においては、施工時期とかそういうところを事業者とマッチングをうまく行いまして、なるべくそういう頼んだ事業者に、工事をやっていただけるような体制で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 決算のときにも、これお伺いしたのですが、一部事業者への偏りが見られるという先ほどの答弁がありましたが、近々で3年間で登録者で全く発注がなかったところはあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） ここ3年間ということでございますので、平成 27、28、29 で考えますと、2社が受注がないという事業者がございました。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） これに対して改善ができるものなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 先ほど申したとおり、広く登録事業者については、各部署に周知を図りまして、でき得る限り事業者にお声をかけてやっていきたいというふうには思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 発注部署を増やしていくというお話が、前回の答弁であったのですが、担当部署のほうが増えて、修繕をほかの部署のほうでも要請するということが 26 年度であったのですが、それ

は増えてきているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 修繕料を予算上持っている部署ということで、平成 26 年度においては、ある程度限られたところに集中をしていたところがあるかもしれませんが、今は修繕料の予算を持っている部署に対しては、全部に周知を図っているところがございますので、そういったところでは、小規模修繕の制度を利用している部署は増えてきたということはあると考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2 番（荒 貴賀） 金額にして 30 万円ということですので、簡易な修繕が多くなるのではないかと思うのですが、この金額については上がるというようなことについてはならないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） この発注金額 30 万円未満ということでございますけれども、町の財務規則におきまして、30 万円を超える金額、30 万円以上 130 万円までについては、2 社以上からの見積もりが必要になりまして、それにより競争により決定しなければならないということになっております。

また、1 件の工事金額、契約金額が 30 万円未満の場合においては、この見積もりの徴収を省略できるということになっておりますので、特定の事業者に工事を依頼することができるということから、これ 30 万円未満に設定しているという状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2 番（荒 貴賀） わかりました。部署も増えてきているというお話もありました。やはり小さい規模の事業者にとっては、大変この事業でありがたいというお話もありますので、やはり広げる活動ですとか、修繕費の予算確保もそうなのですが、対応していただければというふうに思っております。

最後に、幕別町の財源なのですが、やはり中小企業関係者が納める法人関係税や個人住民税、固定資産税の比重が多く占めているのではないかと考えております。やはり国保や公共料金についても中小企業関係者の比率が高いものがあると思います。やはり中小企業振興だけではなくて、地域経済の振興や幕別の財政にも大きな影響を持つ地元商工業の振興のために、今後もさらなる取組を期待して終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、11 時 00 分まで休憩いたします。

10 : 51 休憩

11 : 00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○5 番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

「町の情報発信が魅力あるまちづくりにつながるよう新たな取組を」

情報技術の普及や飛躍的な進歩によって、情報の発信手段が多様化し、私たちの暮らしや意識が大きく変化しています。幕別町においては広報紙、ホームページなどで行政情報や町の話題を町内外へ発信するほか、登録制の防災情報メールや PR パンフレットなどで情報発信に努めています。

一方で、災害時における避難所の一部変更や新たな事業などについて「対象者への周知が十分ではない」「町の情報に関心がない」といった町民の声を聞くことがあり、改善が必要ではないかと認識しています。

第 6 期総合計画では、町の将来像を「みんながつながる住まいる まくべつ」とし、目標の一つに

「地域や人がつながり行政とともに考え行動する」ことを掲げています。これを実現するためにも情報共有は欠かせません。目標に向かって情報発信の現状を検証し改善していくことが大切です。町民が「住みやすい町」だと感じ、自分の町に愛着を持ち主体的に行動する気になってもらえるような情報発信を目指し、一層の工夫が必要と考えます。

さらに、幕別町では、さまざまな分野で活躍された方々の映像や写真などを、過去の記録として保存しています。特に、高木姉妹の功績をたたえるパブリックビューイングやパレード、報告会など一連の行事については、多くの町民が熱い視線を送り一体感が生まれました。こうした記録映像や数々の写真などは、次世代に伝える貴重な財産であり、まちづくりに活用していくことも大切なことだと考えます。

全国的に動画を活用した情報発信に力を入れる自治体が増えてきました。オホーツク管内津別町は、地域おこし協力隊員が町の広報番組を制作して、ホームページ、公共施設のデジタルサイネージや病院などに設置されたモニターに配信しています。幅広い世代からの支持があり、移住の動きにも結びつくなど、まちづくりに大きな役割を果たしています。

各自治体の置かれている環境や事情によって手法は異なりますが、映像による情報発信は、町をより身近に感じ、関心を持ってもらうために有効だと考えます。

以下について伺います。

1、広報紙やホームページなど情報発信の現状と活用の成果をどのように捉えているか。

2、町内外の幅広い世代に関心を持ってもらえるよう、スマホ対応のアプリや SNS、またテレビのデータ放送など複数の広報媒体を組み合わせ、それぞれの特徴を生かして、情報発信をしてみてもどうか。

3、公共施設にデジタルサイネージを設置し、映像による情報発信を考えてみてはどうか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「町の情報発信が魅力あるまちづくりにつながるよう新たな取組を」についてであります。

本町では、多様化する町民ニーズの的確な把握とタイムリーかつ効果的な町政情報の提供を通じ、町民の皆さんのご理解とご協力のもと、開かれた町政の推進に努めているところであります。

しかしながら、情報技術の飛躍的な進展に伴い、人々の情報入手の手段が多様化するとともに、マスメディアに頼らず、自治体みずから広く情報発信を行う可能性が拡大するなど、行政が担う情報発信手法を取り巻く環境が大きく変化しております。

また、持続可能で活力ある地域づくりを進めていくためには、本町の将来像を見据え、幕別町の優位性や潜在能力を最大限に活用しながら、町内外に積極的に働きかけ、地域経済の活性化に結びつけていく取組が求められております。

さらには、地方分権の進展に伴い、自己決定権が拡大する中、行政における透明性の一層の向上が求められるなど、町民の皆さんに行政情報をわかりやすく提供する広報やホームページが果たす役割は、重要さを増しているものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「広報紙やホームページなど情報発信の現状と活用の成果をどのように捉えているか」についてであります。

はじめに、本町における情報発信の現状であります。毎月発行している広報紙をはじめ、町ホームページや防災情報メール、忠類地域における防災行政無線のほか、各種施策を紹介する冊子や PRパンフレットなどがあり、主な情報の媒体といたしましては、紙媒体が中心となっている現状にあります。

これらの活用の成果につきましては、わかりやすく指標化することが難しいものではあります。町ホームページの年間アクセス件数を例に申し上げますと、平成25年度は18万8,577件でありましたが、28年度には30万件を超え、29年度の実績では27万8,520件となっております。27年度からの直

近3年間のアクセス件数の平均は約28万件という状況になっております。

また、平成23年度から導入している広報モニターにより、毎年、15歳以上の6名の町民の方々のご協力を得て、広報紙やホームページに関するご意見をいただいております。見出しの工夫やレイアウトのあり方などのご意見を参考に、親しみやすい広報紙等の制作に取り組んでいるところであります。

これまで、行政における情報発信は、行政から住民の皆さんへ一方的にお知らせを伝える「お知らせ型の広報」と言われておりましたが、今後はさまざまな広報ツールを活用し、まちづくりに対する関心度を高めるとともに、住民同士や町に関心がある人々のコミュニケーションツールとして「まちづくり型の広報」へと変化してきております。

このことから、今後ともさまざまな媒体で広報したという結果だけをもって満足することがないよう、広報効果や広報内容に対する意見などの把握に努め、全ての職員が広報パーソンとして、さまざまな機会を捉えた積極的な情報発信と、行政に対する町民の皆さんの声の収集に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「スマホ対応のアプリやSNS、テレビのデータ放送など複数の広報媒体を組み合わせ、それぞれの特徴を生かして情報発信する考えは」についてであります。

地方創生の推進が叫ばれる中、定住促進や交流人口の拡大など、多くの自治体が他との差別化を図る取組が進められ、自治体の魅力を広く内外に発信するため、さまざまな広報媒体を用いた情報発信が行われるなど、年々自治体間で競争が激しくなっております。

公益社団法人日本広報協会が実施している「2016年度都道府県市町村広報広聴活動調査」の結果では、ソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNSを広報媒体の一つとして活用している自治体が増加してきており、中でもフェイスブックを広報担当課で利用している自治体は、回答のあった1,712市町村のうち51.5%に当たる882団体となっており、2015年度の同様の調査結果に比べて234団体の増となっております。

また、スマートフォン向け専用アプリにつきましても、広報紙などの行政情報を閲覧することのできる「広報紙アプリ」や子育て支援の情報に特化した「子育てアプリ」といった配信に取り組む自治体が増加傾向にあり、地上デジタル放送のデータ放送を活用した広報活動の取組につきましても、現在、道内では7市町でイベント情報を発信するなど、本格的な運用が行われているところであります。

こうしたソーシャルメディアは、情報収集・伝達の容易さや即時性などの視点から、既存の情報発信手段・情報媒体がカバーし切れない部分を補完するものとして注目を集めており、現在、本町におきましても、広報紙アプリとSNSの導入に向けた検討を行っているところでありますが、SNSについては職員に対する運用の周知や情報管理のあり方などの課題を整理した上で、その特性を生かした情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「公共施設にデジタルサイネージを設置し、映像による町の情報発信をする考えは」についてであります。

デジタルサイネージは、モニターをネットワークと接続して映像を映し出すことで、ポスターやリーフレットなどの紙媒体とは違ったさまざまな表現方法を用いることができるものであり、多くの情報を伝えることには不向きであると言われておりますが、見ている方々に強いインパクトを与えることが可能であります。

町の取組状況といたしましては、役場本庁舎1階ロビーのモニターにおいて、高木姉妹の凱旋パレードの映像などを放映しているほか、札内コミュニティプラザでは、施設の利用状況をデジタルサイネージでご案内しており、百年記念ホールにおいても同様に、デジタルサイネージによる情報発信の準備を現在進めているところであります。

今後におきましても、公共施設に設置しているモニターを有効に活用し、文字や写真では表現し切れない紙媒体とは違った表現や映像をわかりやすく発信するとともに、既存の広報媒体と有機的に結びつけを行い、広報目的に応じて広報対象者に的確に情報提供できるよう、効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 再質問させていただきます。

ただいま行政における情報発信は、お知らせ型からまちづくり型になっているとのことをお話を伺いました。私は、情報発信の役割は、町民が町のことを知ること、これはもちろんですが、そして必要な情報を見つけて行政サービスを受けられることだと認識していますが、同時に目的があると思います。それは情報の共有です。まちづくりを進める上で、町民の理解や協力が欠かせません。町の情報をきっかけに行政と町民にいい関係ができて、さらに町民同士にもつながりが生まれて、町のことを一緒に考えたい、自分たちで何とかしたいという機運が高まっていく。要請して動くこともあるでしょうが、継続していくためには、協働の気持ちが醸成されることが大切なのだと考えていますが、町のお考えをお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃるとおりであろうというふうに思います。町から必要な情報を提供するのみならず、やはり町民が行政、まちづくりに関心を持ってもらうためのツールとして活用してもらおう。

さらには、できることならば、一方向ではなくて双方向のようなコミュニケーションがとれるような、そういう形になれば、私は理想であろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 行く行くは行動に結びついていくということが大切だと思っております。

まず、広報紙について質問させていただきます。

幕別町は、紙媒体が今現在中心になっているというご答弁でしたが、広報紙が届いていないと思われる世帯は、どのくらいあると捉えておりますか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 29年度の実績で申し上げますと、1年間の平均で申し上げますが、住基上の世帯数が1万2,362世帯でございます。それに対しまして、広報紙を発送した枚数ですけれども、1万633ということで1,397配付数と世帯数の差があると。ですから、配付率で言いますと86%という状況になっております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 配付されていない世帯に対しては、公共施設とかコンビニとかいろんなところでとってもらえるようになっておりますが、認識として大体9割ぐらいの方のもとには届いているという認識でおりますか、そういうことを含めて。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 今、現状におきましては、公共施設に実際配付されていない方が自由にとれるように、札内支所ですとか役場ロビー、図書館、そういったところにも配置しておりますが、そのほかコミュニティセンター、幕別北、南、それと札内の北、南に、それぞれ広報紙を毎月10部ほどコミンセンについては置かせていただいております。そのほか平成19年5月からなのですが、町内のセイコーマート5か所にご協力をいただいて、それぞれ10冊ほど広報紙を置かせていただいております。現状といたしましては、なくなったから追加で配付するというような今現状にはありませんが、こういった形で住民の方にも周知をしておりますので、おおよそ今ご質問にもあったように、9割近い方は広報が見れている状況にあるのかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 広報紙の配付については、公区の問題にもなっていくので、ここでは触れませんが、大体9割ぐらいの家庭に1冊はお届けされているという認識でおります。

配付された世帯で、家族全員が見てくれているというのが理想なのですが、日本広報協会が2014年に実施した「広報紙の年代別閲読頻度調査」によりますと、読まれるのは高齢者や子育て世代

を中心として読まれているということで、「全く読まない」「ほとんど読まない」また「読んだことがない」と答えた若年層も、これは全国的なものではないのですけれども、茨城県のある市では約40%、静岡県のある市では約58%に上っているという結果が出ていました。社会状況もいろいろ変わってきて、若年層が行政情報を必要としていないという認識も私は持っているのですが、こういう結果から、そういったことと、あと一方で読まれている高齢者も、ほぼ読まれていると思われている高齢者から、先日の公区長会議で「読まれる広報紙をつくべきではないか」という声も上がりました。こういった認識はお持ちですか、若年層には読む必要性を感じられていない、あと高齢者でももっと改善したほうがいいのかという声があるということをご認識されていますか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 2014年の調査結果、ちょっと今、手元にはないのですが、確かに先ほどの町長の答弁にもありましたように、まちづくりに関心を持っていただくという意味では、比較的若い方には、まだ広報紙を読んでいただけていないのかなというところはあるのかなというふうに感じております。

また、広報紙、行政情報をどういった媒体で見たいかというところ、やっぱり圧倒的に高齢者になっていくと紙媒体で見たいということが根強くまだありますので、この間の公区長会議でも質問ありましたが、さらに関心を持って読んでいただけるような広報紙の紙面づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 私も広報紙を見せていただいているのですけれども、私は、町は行政として知らせるべき内容を網羅して、説明責任を果たしているとは認識しています。

でも、広報紙に幾ら有益な情報を掲載しても、積極的に開いて見ない限り、その情報は入ってこないのが現状です。特に、広報紙は、拾い読みする中で、自分に必要な情報を見つけるという形になっているので、その開くまでが問題だと思うのです。あと、実際、開いてもわかりづらくて情報を見逃してしまったりとか、活字が多くて内容が理解できないこともあります。幕別町でも、毎回表紙に子供の生き生きした表情を中心に載せていたりとか、今月は特集に新規就労者の方を取り上げるなど、何とか見てもらおうと工夫されているのは伝わっております。

ただ一方で、内容のわかりやすさとか親しみやすさに関しては、改善したほうがいいのかと思われるところが見受けられるのですが、この点についての認識はありますか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 答弁でもお答えしておりますが、同じようなご意見を広報モニターに皆さんからもいただいております。最近の事例で申し上げますと、ふと思ったのですが、この12月ぐらいでしょうか、町の各種計画に関するパブリックコメント、意見を募集していますよということを広報紙にあわせて載せさせていただいたのですが、どうしても行政ですから、正確な計画の名称を書きますよね、長いやつも、それではわからないのだと。例えば、この計画は福祉の計画ですという見出しがあって、はじめてサブタイトルで正式な計画があって、はじめてそこに興味を持っていくのだというようなご意見がございましたので、そういったところを参考に、改善していかなければならないというふうに考えてはおります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 今、広報モニターの話が出たのですけれども、広報モニターというのは、平成23年からですね。平成23年から実施しており、年間6人ずつモニターの意見を出しているということなのですけれども、これまで7年間に何人の方が協力していただきましたか。これは、延べ人数ではなくて、実人数でお知らせ願います。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） ちょっと実人数までは、申しわけございません、把握しておりませんでした。ただ、毎年6名の方にご協力をいただいているという状況であります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） どうしてこういう質問をしたかということ、毎回同じ方が連続してモニターになると、よりたくさんの方に意見を吸い上げたほうがいいので、なるべくいろんな方から意見をもらったりだとか、あともし集まらない場合は、行政側から、そういう方面にたけている人に声をかけたりだとかして、お願いするというのも一つの方法ではないかなというふうに思います。

これまで、どんな改善があったのかというのは、平成24年の春の広報紙に、いろいろ具体的な声がかかっているのです。すごいわかりやすいと思うのですがけれども、それ以降、声というのは、これに載っていないような声が出て、実際に紙面に生かされたというのはありますか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） そうですね。24年度からいろいろ、23年度もそうなのですが、ユニバーサルデザインの書体ですとか、そういったことに取り組んできております。それ以降につきましても、ちっちゃいツブ焼きコーナーを広報紙の下に設けてみたりですとか、カラーの紙面を2回から4回に増やすですとか、どちらかというモニターさんのご意見、やっぱりカラーがいいのではないかとというご意見が、比較的多く見受けられたのですが、ちょっと紙面上の予算の関係もありますので、できる範囲でそういった改善に取り組んでいる状況にあります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） カラーにするのは予算的なものもあるので、なかなか全部にカラーということもできないのかなというふうには思います。一番大事なのは、読む人の立場に立った広報紙づくりだと思います。ちょっと行政として、しっかり仕事をされているというのがあらわれる反面、今月号の介護保険とかの改定のお知らせの記事を見ていると、対象は高齢者なのですがけれども、実際に高齢者がこういう小さい字と数字を見るのかなというところでは、とても疑問に思って、ほかはどうなっているのかなというふうに思ったら、自治体によっては、かみ砕いて、もう必要だけを載せているところもありましたし、いろんな方法もあるのだと思います。

ここで、ひとつ読まれる広報紙の具体的な実例を一つ挙げたいと思いますけれども、芽室町の広報紙です。今月号の表紙には、「町民参加型1万8,671人で行く芽室町の総合情報誌、すまいる」と表記しています。誌面の中には、もう町職員がいっぱい出てくるのですね、写真つきで。住民もいっぱい出てきて、今月号は誰が載っているのだろうというふうに思わせたりだとか、コラムや特集などすごい満載されていて、読み物としても楽しめるよう、毎回知恵を絞っていることがうかがえます。幕別町でも、ぜひよりまちづくり型の広報紙になるよう期待しています。

次の質問に行きたいと思いますが、締め切りなんかの関係で広報に盛り込まれないものは、別の方法で情報発信しているのでしょうか、締め切りの関係ですね。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 現状におきましては、広報紙の締め切りに間に合わないという場合は、ホームページに掲載するという現状になっております。

また、忠類地域においては、防災行政無線がありますので、そういったところで周知をしているという状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ホームページもたくさんの方が見てくださればいいのですが、一つちょっと残念なことがあるのですが、ことしの3月号なのですが、2月21日のパシュート競技で、高木姉妹が金メダルを獲得したときのパブリックビューイングの様子が、3月号の表紙を飾ったのです。その2月21日の3日後の2月24日には、菜那さんがマススタートで金メダルをとったのですが、これが盛り込まれていなかったということで、もう少しぐらいおくりてもいいから載せてほしかったというふうな声が上がって、これは頻繁にあることではなくて、4年に1回の特別な快挙なので、今回発行までの工程と内部でこの件についての協議がなかったのか、伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 確かにご指摘の部分でいう記事は間に合いませんでした。ただ、広報紙は、必要な情報を毎月、月のはじめに発送させていただいておりますので、他の情報を住民の皆様にも早く伝えるということもございますので、今回はこのような取扱とさせていただきますところでありませう。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 24日に競技があったわけで、印刷の最終というのが二十四、五日と聞いていたので、何となく仮定して、例えばその競技があるというのがわかっているならば、勝った場合とか負けた場合とか、そういうふうを考えてやるという方法もあったのかなというふうに思っています、柔軟な対応というのが求められるのではないかなと思うのです。一生残るわけですし、町の歴史に、3月号1か月間そういう状態であるので、今後そういったことを検討してほしいと思います。

広報紙の必要性を感じなかったり、関心がないといった人が増え、多くの自治体が読まれる広報紙にするためリニューアルに取り組んでいます。すごい、今、話題になっていますけれども、札幌市の広報なんかは、すごい一新させて、お知らせを別にして、読み物的に発行をしているという取組をしていて、これはいろんな意見があるのですけれども、そういうことでいろいろ今後の広報のあり方については、町としてもう一度いろいろ考えた上で、前進できるような形で進んでほしいと思います。

次は、ホームページについて伺います。

ご答弁で示していただきましたのは、3年前に比べてこの3年くらいは2割くらいアクセスが増えているということでした。自治体の公式ホームページは、多くの情報があふれる中で、非常に信頼できるものですし、有益な情報が満載されています。町もホームページで周知していきますというふうに言うことは多いのですけれども、そこに訪れてくれないと、その情報を得ることはできないのです。なので、例えば何か見るように工夫するとか、誘導するためのルートや話題がなければ見に来てくれませう。

今回、ちょっと調べさせていただいたのですけれども、町の公共施設にインターネット端末が置いてあるキオスクの端末から、町のホームページへの閲覧数を調べていただいたのですけれども、全体的なことも調べる中で、高木さんの今回の競技のときは、もうぐうんと数字が上がったのです。もうそれは顕著にあらわれていて、なので何か話題があると、すぐホームページに来てくれるのだな、即効性があるのだなというのをすごく感じました。

いろんな町の中では、例えば図書館のホームページですとか、観光物産協会のホームページですとか、リンクして行けるようにはなっているのですけれども、リンクしないと行けないので、幾ら本当にいい情報があっても、なかなかそこにたどり着くことができなくて、こうした町の情報をより閲覧してもらえよう SNS で親近感を高めて、ホームページに誘導するという方法もあると思います。

町のホームページの現状について、もし課題があるとすれば、どのようなことだと認識していますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 今おっしゃっていただいたように、やはりホームページは見に行かなければならないと。答弁の冒頭でもありましたけれども、今はいろいろな媒体で情報を入手して、登録をしておけば、勝手に情報が例えばスマートフォンとかに入ってくるという、ICT が進展してきているということでもありますので、現状においてホームページ、広報紙は基本的な広報の媒体だと思っておりますけれども、やはりそれにつなげていく仕掛けというのは、今後必要になってくるのかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 2017年に総務省で行った通信利用動向調査の中に、世帯機器保有量というのがありました。これはスマホ、パソコン、固定電話のそれぞれの保有台数を調べたのですけれども、固

定電話が76%なのですけれども、パソコンが72.5%、そしてスマホが第1位で75.1%という結果が出ているんですね。なので、ネットを利用するときも、パソコンよりスマホで利用するという方が、もうここ最近すごく増えてきたということがわかると思います。

このように近年、スマホを使っているという現状を踏まえて、ホームページのトップ画面に写真共有アプリのインスタグラムで、トップページの写真を募集して掲載されて注目している自治体があるのです。これは三重県の紀宝町というところなのですけれども、みんな気軽に携帯電話からぱちぱちぱちぱちというふうに写真撮りますよね。写真を撮ってそれを現像して応募したら、とにかく大変なのですけれども、そういう形で例えばハッシュタグをつけてタイトルを書いて送信したら、もうそこに一気にその写真が集まってくるという、すごい便利なことを利用して、毎回その町ではホームページのトップ画面の画像を10枚から14枚の外部の人たちの写真をアップしている。それも、集まったら随時更新する方針なので、そんなに大変なことでは、私は大変かもしれないですけれども、できる人は大変ではないかと思えます。

きのうのお話にありました町の花シバザクラの周知につきましても、なかなか町の人は町の花だということがわかっていなかったりする中で、写真撮って送ってくださいというふうにして、幕別町のシバザクラというふうに募集すると、もしかしたらみんなが知らないところで、すてきにシバザクラの花が咲いている可能性もあって、そういう写真を見ることで広がっていくのではないかなというふうには思えます。

ホームページについては、幕別町でも、我が町ならではの親しみやすい発信ができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 確かにいろいろな自治体のホームページを拝見させていただくと、今、事例で取り上げてくださったような取組もされているところが見受けられます。引き続き、町で今できる環境で、ホームページの魅力あるトップ画面ですよね、そういったところの作成は、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） では、きのうも大阪のほうで地震があったのですけれども、災害時や緊急時に防災情報メールで避難勧告などの情報発信をしています。どのくらいの町民が登録しているのか、わかりますか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今現在、細かい数字は持っておりませんが、今、1,000件弱、九百何件ということで、今、登録はいただいております。防災情報メールについては、非常に有効ということで、公区長会議でもその重要性を説明しているとともに、毎月の防災に関する広報を配付しておりますが、その中でも重要性も説明しながら、今後も増やしてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 命にかかわる情報なので、あらゆる媒体、あらゆる機械を活用して、一人でも多くの人に確実に届くようにしなければならないです。最近、地上デジタル放送のデータ放送を利用して、台風とか大雨、大雪など災害の緊急情報を伝える取組をしている自治体も増えてきました。緊急時以外は、お知らせ、広報とした形で暮らしの情報を新着順に発信できるそうです。これは、テレビを見ることが多い方たちにdボタンを押すだけで、例えば地震のときでも素早くどうなっているだろうと確認することができるので、とても有効だと思います。こうした地デジ広報も、その手段の一つとして活用できるのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 答弁でも書かせていただきました。そして、実際、今はテレビ局申し上げていいと思うのですけれども、UHBで6団体、そしてSTVが札幌市です。我々全員で見させていただきました。大変おもしろい取組だなということで、今後、それに取り組むかどうかということ

踏まえて、さまざまな情報の媒体、発信の媒体がありますので、大変に有益なものだなというふうに感じておりますので、今後も引き続き、ちょっと調査・研究をしてみたいというふうを考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ぜひ十勝ですることになったら、はじめての自治体になると思うので、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、対象者を絞って情報発信する自治体も増えてきました。幕別町でも広報紙アプリや SNS の導入に向けて検討しているというご答弁いただいたのですが、土幌町や音更町では、子育て世代向けに電子母子手帳の導入をはじめました。これもスマホから簡単に登録ができて、子供の成長に応じた健診や子育てイベントなどの育児情報が直接本人に行くという形になっているんですね。幕別町は、子育て支援に力を入れています。スマホ対応のアプリを使って、子育て支援をしていく、現在の情報発信を補完する意味での情報発信も必要なのではないかと考えます。こうしたデジタル発信は、今後さまざまな分野で、ますます普及していくと思われます。ぜひ子育て支援に活用してみたいかでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 確かに、今スマホが普及しまして、さまざまな情報がスマホから取り入れられると。今ご紹介いただきました先進自治体の状況もありますので、私どもとしては、顔を見た中で、常に顔を合わせた中でいろいろな情報発信も心がけているところではありますが、そういった状況もありますので、先進自治体の状況を研究しながら、本町にとって、こういった形が子育て支援につながるかということも検討しながら考えていきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） スマホからのいろんな情報発信が続いてあれなのですが、また一つ事例なのですが、中札内村では、村の魅力を発信するために、中札内村映像コンテストというのを行っています。今これはもう長い間なので、2月11日までやっていて、これも SNS から簡単に応募ができます。百年記念ホールでもフォトコンテストをやっているのですが、それは写真にして応募するという形でやっています。

地域資源の発掘というのは、よそ者の視点が大事です。町の状況は、もう本当にそれぞれ違うと思いますが、外部の力もかりながら、積極的に町の魅力を発信してほしいと思っています。移住定住にもつながると思います。このように町内外の幅広い世代に関心を持ってもらうために、今後、新たな手法を考えているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） いわゆるシティープロモーションということだと思います。町の PR 動画を町で行政でつくる場合もありますし、そういった住民の方の参加をいただいて広く発信することだと思います。こういった手法が幕別町としてとれるかということは、今後、考えていかなければならないのですが、そういった形の PR という手法は、今後やはり大切になってくると思いますので、引き続き、検討してみたいというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 町内にもそういったスキルを持っている一般の方がいて、協力してくれるということも話したりしていますので、そういった外部の人材を使って、どんどん情報発信をしていただきたいと思います。

次、行きます。3番に入ります。

コミプラでは、施設の利用状況をデジタルサイネージで案内しており、百年記念ホールでも設置を進めているとのことでした。そして、こうしたものを活用して、映像での発信を考えていきたいとの答弁がありましたが、ここ数年、自治体の情報発信で注目されているのが映像です。その一つが通告にも書きましたが、津別町で取り組んでいる町の広報番組です。町の今を定期的に映像で発信する

ことによって、まちづくりへの参加を促して、移住・定住を促進して、さらに 10 年後、20 年後の財産として記録を残しています。町内視聴率 18%と聞きました。ホームページで見ることもできますし、ぜひごらんになってほしいのですけれども、私も映像を見ましたが、紙媒体ではあらわせない、もう動画ならではのインパクトがありストーリーもあって、楽しくて登場する人たちに親近感を持ちました。

幕別町の場合は、たくさんの記録映像が DVD なんかで保存されています。これを有効に活用し、編集してホームページに載せたり貸し出したり、例えば東京幕別会なんかのときに映像を流したりとか、そういったデジタルサイネージとかを利用して発信するということをして、笑顔でつながるような町を実現してほしいと思います。

新たに広報番組をつくるのは、予算も人材も必要なのですがすぐにはできないかもしれないです。しかし、記録映像の活用は、幕別町でもできると思います。お考えがあったら、お聞かせ願います。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 町の記録映像につきましては、平成 22 年、23 年に国の交付金を活用して 157 本ありました各種媒体を、DVD にしたという経過がございます。古くは忠類の昭和 60 年代の記録映像ですとか、あとは幕別町の開基百年関係の動画があります。今そういった映像は、図書館のほうに記録用として保存しております。貸し出しまでは、ちょっと今、把握はしていないのですが、そういった町の記録、そういったものについては、今後、歴史を振り返るときに、こういった目的でどういうときに流すかということも必要になってくると思いますので、そういった形で活用ができればというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 町のことを知りたいと思う人はたくさんいると思いますし、ぜひそういった活用は、そのまま流すのではなくて、編集して短くして流すということで、いろいろいい映像を使った番組というか、そういうものをつくってほしいと思います。

最後に、多くのことを具体的な事例として挙げさせていただきました。ご答弁にもありましたが、情報発信の重要性は、今後ますます高まってきます。町にすばらしい地域資源があって、どんなにいい取組をしていたとしても、それを知ってもらわなかったら、意味がありません。人や地域をつなぐ情報発信になるよう、よりスキルを向上させてもらって、幕別町ならではの魅力的な情報を積極的に継続して発信していくことを望みます。情報発信の小さな積み重ねが、町の人たちの意識変化を生み出し、町を動かしていくのだと強く思っています。最後の一言お願いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 情報発信の大切さ、これはもう肝に銘じてやっているところでありまして、それも一過性のものでなくて、あるいは情報を何年も前の過去の遺物みたいなことにならないように、常に更新をしていって、新しいものを提供していくということが必要であろうと思いますし、そのためには、まずやっぱり職員一人一人が広報マンになるということが必要でありましようし、また議会の議員の皆さんにも、広報マンの役割も担っていただければありがたいというふうに思います。そういう中で、町民がさまざまな行政情報を共有してまちづくりに生かしていく、あるいは町外に住んでいる方が、幕別町ってすばらしいね、行ってみたいわ、あるいは幕別町の物を買ってみたいわと言ってもらえるようになれば、最高であろうというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

11 : 52 休憩

13 : 00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○12 番（中橋友子） 通告に従いまして、2 点の質問を行わせていただきます。

1、子どもの権利条例を町民みんなのものに。

子供は、家族はもとより地域の宝であり、未来への希望となる大切な存在です。

しかし、全国的に児童虐待やいじめ・体罰など、子供が被害者になる残念な事件が後を絶ちません。要因はさまざまですが、子供の人権を尊重し、安心して生きられる環境づくりが今こそ求められています。

幕別町では、平成 22 年「子どもの権利に関する条例」を制定し、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」をうたい、「子どもの健やかな育ちを支援し、子どものしあわせな町の実現を図る」ことを決めました。

全道で 5 番目に制定され、先進的な取組であり、来年は 10 年目を迎えます。町民への周知や条例を日常に生かした政策の推進を求め、以下について伺います。

①子どもの権利条例に沿ったこれまでの取組と今後の計画。

②町民への周知、学習講演会等の実施で啓蒙を。

2 番目です。ゆとりある学校教育の推進を。

子供の健やかな成長のために学校教育の役割は大きく、高く期待されています。特に一人一人の子供に向き合い、ゆとりを持った教育が望まれています。教員の多忙化は「過労死ライン」を超える実態もあり、ゆとりを持てる現状にはありません。2015 年の全国教員アンケートの結果、教育改革に望むことの第 1 位は「学級定員の少人数化」で、小学校教員の 81.3%、中学校教員の 74.3%が望んでいます。部活動の負担も大きく、ようやく北海道教育委員会は、文科省の方針のもとに、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」を、ことし 3 月に提案いたしました。

現状を少しでも解決するため、次の点を伺います。

①児童生徒の減少期に合わせ、町独自の少人数学級の計画を。

②今後の児童生徒数の推移。

③30 人以下学級に必要な教員数や必要予算は。

④他県に比べおこなわれている少人数学級の取組について、北海道に早期実施の要請を。

⑤道教委の働き方改革提案に基づく対応と、特に部活動休養日の実施について伺います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からご質問の 1 点目につきまして、答弁させていただきます。

はじめに、「子どもの権利条例を町民みんなのものに」についてであります。

本町では、「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、「子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら、成長の過程にある子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援し、未来をつくる子どものしあわせなまちの実現を図る」ために、平成 22 年 4 月 1 日に「幕別町子どもの権利に関する条例」を公布し、同年 7 月 1 日から施行しております。

ご質問の 1 点目、「子どもの権利条例に沿ったこれまでの取組と今後の計画は」についてであります。

本条例では、子どもの権利の保障に資するため、「子どもの育ちの支援」「子育て家庭の支援」「子どもの参画の促進」「子どもの権利の普及」「虐待、体罰、いじめ等からの救済等」の五つの施策を規定しております。

各施策における最近の主な取組といたしましては、一つ目の「子どもの育ちの支援」では、保育所での温かいご飯の提供や空調設備の設置、学校での ICT の整備等により、保育・教育環境の充実を図

っております。

また、埼玉県上尾市、高知県中土佐町、神奈川県開成町並びにオーストラリアのキャンベラ市との相互交流による人材育成や学童保育所の入所対象の拡大など、地域における子供の居場所や活動の場づくりの充実を図っております。

二つ目の「子育て家庭の支援」では、子育てしやすいまちづくりの一環として、新たに父親、母親となる方を対象に、子育て情報を掲載した子育て応援サポートブック「まくはぐ」を配付しているほか、妊娠前、妊娠期、出産から子育て期までの各段階におけるさまざまなニーズに対応した窓口として「子育て世代包括支援センター」を設置し、相談体制の充実を図るとともに、子育て支援センターを中核施設とした交流の場の提供や一時保育、ファミリーサポート事業の実施による相談、支援を行っております。

三つ目の「子どもの参画の促進」では、ナウマン公園大型遊具設置に係る忠類小学校児童会との意見交換会や札内コミュニティプラザ内の交流ゾーンに設置する椅子製作に係る町内小学生との「みんなの椅子ワークショップ」を開催したほか、小学生議会及び中学生・高校生議会により、町政に対する意見の表明など、本町のまちづくりに参加する機会を設けております。

四つ目の「子どもの権利の普及」では、町のホームページで条例に関する情報の掲載や小中学生に毎年配付しておりますリーフレットには、幕別町応援大使のメッセージを掲載するほか、道徳、社会科やホームルームにおいて、子どもの権利に関する時間を設けるなど、子供みずからが子どもの権利に関して興味を持ち、理解を深め、関心を高めるよう努めているところであります。

五つ目の「虐待、体罰、いじめ等からの救済等」では、毎年11月の児童虐待防止月間に合わせて、子供の虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボン運動の推進や子どもサポーター、スクールカウンセラーを設置するなど虐待やいじめ防止に取り組んでおります。

また、「今後の計画は」につきましては、本年度に実施いたします「子どもの貧困実態調査」や「子ども・子育て支援事業計画」に係るニーズ調査により、子育て世帯の経済状況と生活環境や学校・家庭での過ごし方などとの関係を具体的に把握し、子どもの権利の保障に資する施策の充実を努めてまいります。

ご質問の2点目、「町民への周知、学習講演会等の実施で啓蒙を」についてであります。

町民への周知につきましては、条例を制定した平成22年の町広報紙5月から7月号において、条例の趣旨、理念及び内容を周知するとともに、同年6月にはリーフレットを全戸配付したほか、町ホームページでは、条例制定の目的や特徴を掲載し、条例やその逐条解説、啓発用リーフレットやパンフレットをダウンロードし、誰もが自由に閲覧できる内容としております。

また、同年9月には子どもの権利に関する専門家を講師に迎えて、子どもの権利や最善の利益、大人の役割などに関する講演会を実施したほか、平成25年度には町内の全ての小中学校、幼稚園、保育所、学童保育所において、四つの子どもの権利を記載した掲示板を設置したほか、前段で申し上げました各種施策等を通じ、周知に努めているところであります。

なお、本年11月には、国連総会で定めた「世界子どもの日」であります11月20日に合わせ、図書館において子どもの権利に関連する絵本や書籍コーナーを設ける予定であり、今後もこれまでの広報・普及活動を継続するとともに、講演会の開催など、子どもの権利に関する理解を深めるための周知に努め、各種事業を通じて啓発を図ってまいります。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「ゆとりある学校教育の推進を」についてであります。

北海道教育委員会が昨年9月に公表した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、平成20年度に実施した調査と比較して、改善は見られたものの、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については小学校で2割、中学校で4割を超えており、また教頭に至っては、小中

学校ともに7割を超えるなどの課題が明らかになったところであります。

こうしたことから、北海道教育委員会では、本年3月に「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」を策定し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するため、地域や各学校の実情を踏まえた上で、働き方改革の理念を共有しながら取組を進めようとしております。

学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教員が誇りと情熱を失うことなく使命と職務を遂行できるよう、勤務環境を整えることで、元気に子供たちと向き合う時間を確保することができ、さらには学校教育の充実につながるものと考えているところであります。

ご質問の1点目、「児童生徒の減少期に合わせ、町独自の少人数学級の計画を」についてであります。

本町では、個に応じたきめ細かな指導を進めるために、毎年、学校の意向を踏まえながら、教育課程や指導方法の改善等に取り組む指導方法工夫改善や児童生徒の状況に応じた学習指導を行う児童生徒支援など、北海道教育委員会の加配措置を受け配置しているところであり、本年度は小中学校6校に16人の教職員が加配されております。

また、中学校では教科担任以外の教員が空き時間に授業に入るなど、学校独自にティーム・ティーチングを行っているところであります。

さらに、町単独により、小中学校の11校におきまして、特別支援教育支援員を45人配置しているところであり、通常学級における生活や学習に困り感のある子供たちの支援を中心に配置しているほか、学校体育授業支援事業により体育授業のサポートを行っており、町独自で少人数学級の配置を行うことにつきましては、教員の独自採用や教室の確保等の課題があることから、特別支援教育支援員の配置など本町独自の支援策により、児童生徒へのきめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「今後の児童生徒数の推移は」についてであります。

はじめに、平成30年度の小学校の児童数につきましては、5月1日現在で1,423人ですが、今後の推移を住民基本台帳から推計いたしますと、32年度には1,391人となり、本年度と比較しますと32人、2.2%の減、34年度には1,353人で70人、4.9%の減、36年度には1,194人で229人、16.1%の減と年々減少していくものと考えております。

次に、平成30年度の中学校の生徒数につきましては、5月1日現在で755人ですが、児童数と同様に推計いたしますと、32年度には728人となり、本年度と比較しますと27人、3.6%の減、34年度には689人で66人、8.7%の減、36年度には725人で30人、4.0%の減となり、減少傾向にあると推計しているところであります。

ご質問の3点目、「30人以下学級に必要な教員数や必要予算は」についてであります。

本年度の児童生徒数をもとに、町内全ての小中学校において30人以下学級を基準として学級編制いたしますと、小学校では3校で10学級の増、中学校では2校で3学級の増となり、また学級増に伴い増員となる教員は、学級編制基準によらず配置することになりますので、小学校で10人、中学校で3人、合わせて13人の増になります。

また、学級数増に伴う必要な予算についてであります。増員となる教員13人の人件費は、町費で賄うことになり、北海道教育委員会で公表しております教職員給与を参考に、教育職全体の平均給与月額で試算いたしますと、約6,300万円になり、これに共済費を含めると約8,900万円の予算が必要になると見込んでおります。

加えて、学級増に伴う施設改修やICT機器等の整備に要する経費が必要になると考えております。

ご質問の4点目、「他県に比べおこなっている少人数学級の取組について北海道に早期実施の要請を」についてであります。

少人数学級の取組につきましては、平成13年の法改正により、特に必要と認められる場合には、都道府県教育委員会の判断で国の標準を下回る基準を設けることが可能となり、さらに15年からは特例

的な場合に限らず、40人を下回る一律の基準を設定することが可能となったところであります。

こうした背景のもと、北海道では平成16年度から「少人数学級実践研究事業」をスタートし、22年度以降は全ての都道府県で少人数学級が実施されております。

また、平成23年の法改正では、小学校第1学年の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられ、教職員の基礎定数化が図られましたが、その後、法改正による引き下げがないため、北海道では小学校第2学年と中学校第1学年について、国の加配定数を活用し、少人数学級実践研究事業を実施しているところであります。

他府県においては、一部の学年で30人以下学級の取組を実施しておりますが、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるように、そして教職員が児童生徒としっかりと向き合う体制を整備することが必要であり、そのために国が教育予算を拡充し、教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが子供たちの豊かな学びにもつながるものと考えております。

教育委員会といたしましては、十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会、北海道十勝圏活性化推進期成会などの関係機関を通して、引き続き道に要望するとともに、国への働きかけを訴えてまいります。

ご質問の5点目、「道教委の働き方改革提案に基づく対応と部活動休養日の実施について」であります。

学校現場の多忙化の改善は、教員が一人一人の子供に丁寧にかかわりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要かつ喫緊の課題であるため、保護者の理解を得ながら、教員が学習指導や生徒指導などの本来業務に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務をしながら、学校教育の質を高められる環境づくりが必要であると認識いたしております。

北海道教育委員会では、昨年9月に公表した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果を受け、本年3月に「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」を策定いたしました。このアクション・プランにおける取組の方向性といたしましては、これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、みずからの専門性や人間性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら取組を実行していくものであります。

アクション・プランに掲げられた取組といたしましては、1点目として、校務支援システムの導入促進やICTの活用などによる「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」、2点目として部活動休養日の実施や部活動の活動時間の設定などによる「部活動指導にかかわる負担の軽減」、3点目としてワークライフバランスを意識した働き方や学校閉庁日の設定などによる「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」、4点目として調査業務の見直しや勤務時間等の制度改善などによる「教育委員会による学校サポート体制の充実」を掲げているところであります。

本町では、アクション・プランに示された具体的な取組のうち、ICTを活用した教材の共有化やワークライフバランスを意識した定時退勤日の設定、学校の組織運営体制の充実を図るための主幹教諭の配置、メンタルヘルス対策としてストレスチェックの実施など、アクション・プラン策定以前から、既に実施済みの取組もあります。

このほか、小田議員の答弁でも申し上げましたとおり、学校閉庁日については、本年度から取り組む予定としており、順次進めているところであります。

また、ご質問の部活動休養日につきましては、平成22年に北海道町村教育委員会連合会や北海道中学校校長会、北海道中学校体育連盟など関係機関の中で、「週1日程度は休養日を設けること」など部活動指導の見直しに係る申し合わせが行われており、教育委員会においても町内各中学校に対し、「週1日程度の休養日設定」について周知しているところであり、全校ではほぼ実施されております。

教育委員会といたしましては、教員が授業や授業準備に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが、働き方改革アクション・プランに示された取組につながるものと考えており、今後におきましても、北海道教育委員会の動向も踏ま

え、校長会や教頭会など関係者と協議しながら、必要な取組を検討してまいります。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

はじめに、「子どもの権利条例を町民みんなのものに」というところからであります。幕別町が全国の中でも非常に早い段階で、北海道の中では6番目に制定されたということは、それまでそのときは執行者は前町長でありましたけれども、多くの議会や町民の皆さんと議論を重ねた結果、生み出してきたということで、私たちは大変誇りに思っていました。それに基づいて、今ご答弁いただきましたように、さまざまな施策が町の政策として取り入れられて実施されてきたことは、評価をしたいと思います。

さらに、そういった状況を受けながらも、やはりこの子どもの権利条例がどうやって生み出されて、そしていかに町民みんなのものになっているかということを考えてときに、正直、多くの方の財産にはなっていない。かかわる方たちは、それを大事にして政策を打っていただいているわけですが、町民みんなの共有の財産になっているかという、残念ながら知らないという答えが返ってきます。それは、いろんなことを実施されながらも、やはり多くの方たちに、午前の質問でもいろいろありましたけれども、いろんなことを町民と共有していくという観点で、この条例の持つ意味合いというのが脇に置かれてきたとは思いませんけれども、重要視されなかったのではないかというふうに思います。改めて町長に、この条例の経過も踏まえて、その重要性について認識を伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 21年から22年にかけて、本当に多くの町民の方々が参画されて、この権利条例をつくっていただいた、その流れというのは非常に大きなものがあったのだと思いますし、その直後においても、この条例を踏まえてさまざまな事業が行われてきた。これは今も変わらないわけがあります。

ただ、この条例との関係づけというものを説明することがちょっと弱かったのかな、その結果、この条例の持つ意味合いはすばらしいのですが、こういうところに基づいてこういった事業をやっているのですよという一言の説明が足りなかったのかなと、そんな反省はしておりますので、事業は、これ全く絶えることなくやってきているというふうにそう思いますけれども、権利条例に基づくものとしてこういったことをやっている、権利条例を常に意識してもらおうような、そういったPRというものが、これまで不足していた部分があるのかなというふうに思いますので、いま一度、この権利条例の持つ意味合いというものを再認識して、事業実施における関連づけというものをPRしてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 子供にとって優しい町、この権利条例の持つ意味合いというのは語るまでもないのでけれども、この町で基本的、それはもう大人も子供もそうですけれども、基本的な人権が法に基づいて、憲法に基づいてきちんと保障される中で、子供も一人格者、人権を有する大切な、対等な存在だということが、きちっと位置付けられることが大事だと思うのですよね。そういう位置付けを持つと、いろんな意味合いで、子供自身の力もかりて、例えばまちづくりの政策の中にも生かしていくとか、いろんな意味で、子供自身が能力を発揮する場所というものをつくっていくことができるのだと思うのですよね。

町の政策は、そういう点では、例えば子ども議会を開いてきたでありますとか、コミプラの椅子の作成ですとか、参画ですとか、そういう点では非常に生き生きと参加もされていまして、力が発揮されたと思うのです。ただ、残念ながら、この数年間の中に、そういった子供自身の活躍が見られる取組というのは、多くはなかったと思うのですよね。ここをこれからはちょっと力を入れていただきたいというふうに思います。そこで、もうもちろんいろんなところの取組を駆使しながら、よかれと

思うことをやっていかれると思うのですけれども、私も改めて今この権利条例をもとに、全国でどんな取組をしているのかなというふうに見ますと、本当にいろんな取組をされているのですね。

それで、一つだけ紹介いたしますと、うちの町にも大変関係の深いところで、毎年毎年子供の力を発揮する取組というのを、つまり子供会議というのを恒常的に行っているところが幾つかありました。その中で、岐阜県が多治見市というところでもありますけれども、ここは制定されたのが平成15年、早かったですけど、余り変わらないのですけれども、実はこの子どもの権利条例制定するとき以前から、その5年前から毎回子供の参画の中で、権利条例を制定することを子供の意見も取り入れてやると。もちろん制定された後には、実際に子供がかかわって、まちづくりに提言をしてもらうというところまでやって、ことしもやりますけれども、去年までやってきているのですよね。これは、まちづくりにとっても、すごい大きな宝になってきているのだらうなど。その政策の検証評価というのは、私、見ていませんのでわかりませんが、なかなかユニークなテーマで、その町についてのまちづくりに対する提言ももちろんそんなのですけれども、今日の子供の置かれている窮屈な現状といますか、本当に許されないような虐待も含めて、いろんなことあるのですけれども、そういうこともきちっとテーブルにのせて、子供会議の中で子供自身がかかわる人たちと一緒に議論していくと。

例えば、第3回目の会議には、子供会議「むかつくとか切れるとか、こんなときは今どうしたらいいのか」なんていうようなテーマで、そのまま子供の視点で上からの押しつけなんていうものではなく、そのまま出してもらって、そういうのがどンドンどンドン続いていきまして、今ですと、例えば「スマホ、携帯がなくても話せますか」なんていうようなテーマで子供会議をやるのですよね、そして自分たちの中に生かしていく。もちろん学校現場でもいろんな取組はされているのだと思うのですけれども、権利条例を持つ町として、子供の力を発揮する、生かすというような取組は、もう少しこの町でもあってもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、いかかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、多治見における素晴らしい事例を紹介していただきました。お話を聞いていると、それこそ20年前から、子供たちが自主的に取り組んできている、そういうふうに、私は今伺ったわけで、往々にすると大人がお膳立てを整えて、そこに乗かって子供がそのレールの上だけを走るということが多いわけでありますから、そうではなくて、本当に子供が自主的に取り組むということは、本当に大切だろうというふうに思います。それを参考にしまして、我が町で何ができるかについては考えなければならないと思います。

それともう一つは、改めて事業を立ち上げる、そういった行事を立ち上げるというのは、なかなか今、子供は非常に忙しいわけでありますので、果たしてそれがうまくいくかどうかというのは、なかなか難しいなど、困難性もやや感じているわけでありまして、今やられているさまざまな行事だとか活動がありますので、そういった中で、子どもの権利条例の精神というものを、もう少し知らしめていくという、あるいは認識していくという、そんなことももう一面では必要ではなからうかなと、そんなふうな思いもしているところであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） もう一つは、町民全体に広げる、大人側の問題もあります。子供に一番かかわるのは町民全体ですけれども、やはり家庭であり、それから教職員であり、あるいは保育所や幼稚園の保育士だとかも全てそうですね。子供と大人とかかわる人たちが交えて取組をしていくという、今の多治見を紹介させていただきましたけれども、子供だけで取組もしますけれども、そういった一番が関係を持たなければならない、そういうところで積み上げてきているのですね。というのは、やはり大人と子供との考えのずれ、例えば不登校の問題なども、不登校の現実、幕別もあるわけですけれども、不登校に対してその問題が解決、問題があって不登校になるから、「解決されたら学校に戻るべきだ」という設問に対して、「戻るべきだ」と答えるのは大人が7割、これは多治見のアンケート結果なのですけれども、しかし子供は2割切るのですよね。ここに大人と子供のギャップというものも存在するというようなこともあって、そういうことも含めて、やっぱり行きやすい環境をつくるとい

うふうにすることが大事だと思います。そのためには、大人自身もこの権利条例から学んでいくことが大事だと思うのです。その大人の学びの機会をやっぱり町でリードしてつくっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 言うはやすし行うはがたしで、なかなか簡単なことではないというふうに思いながら聞いていたわけです。ただ、やはり町がやっております子どもの権利条例に基づく施策、五つに分けてご説明を申し上げましたけれども、その中の5項目、五つの中の三つですか、これはもう大人側の認識を高めるといった意味合いがあるわけでありますので、そこは新たな事業が立ち上げられるかどうかは別としましても、先ほどから申し上げていますように、しっかりと子どもの権利を認識をするのだ、尊重するのだといったことを、さまざまな事業の中で訴えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 要は、全体としてこの権利条例をこの町の空気のような存在になっていく、そういうことが大事だと思うのです。たくさんお金をかけなくてもできることというのが、生まれてくるのではないかと思いますので、意を用いて取り組んでいただきたいということを申し上げて、この部門は終わりたいと思います。

次に、教育長にお尋ねをいたします。

新しく体制、教育長になりまして、私は教育行政の何を一番中心に、大事にこれからの行政を進めていけるかということに、大変大きな関心を持ちながらおりました。今、教育の中で、何が必要かということ考えたときに、やはり現場からの声が一番大切ではないか、現場で困難があり、それを解消して豊かな子供たち、伸び伸びと育てたいという思いがあれば、そこが一番先に手をつけなければならない部分ではないかというふうに思いまして、今回は、少人数学級に特化しながらお尋ねをするところです。

まず、質問の1点目でありますけれども、ゆとりのある学校教育の推進ということであります。北海道が発表いたしました勤務時間60時間を超える者が、小学校で2割、中学校で4割ということは、北海道が出した学校における働き方アクション・プランの中にも示されておりました。ただ、全国的には、この60時間どころか80時間を超える割合として、もう少し高い数字、中学校であれば50%を超え、小学校も40%近くになっている数字が出ております。幕別町の現状というのは、押さえていらっしゃるでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 町内の学校の教員の方の現状ということでございますけれども、本町におきましては、個々に勤務時間を正確に捉える仕組みがございませんので、正確なことは押さえておりませんが、北海道で調査した状況と同じような状況にあるのではないかと考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） なかなか難しいのではあろうとは思いますが、幕別町内の教職員の方たち、管理職の方もいらっしゃって、限られた調査ということになるので実施しようと思ったらできないことではないのではないかなというふうに思うのですけれども、もし何かそういった働き方の時間を調査するに当たって、障害になるようなことはあるのでしょうか。もし、そういったことが解消されるのであれば、今すぐということではありません。実態調査をやられることが大事ではないか。現実にどんな労働状態で働いているかということを押さえて、はじめて手が打てるというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 調査をしたほうがいいのではないかとというようなお話であります。本町も含めて、これ管内も含めて全道的な状況かもしれないかもしれませんが、先生方の勤務時間について1週間の勤務時間は7時間45分ということで定まっておりますけれども、実際に1日の勤務、時間外も含めて、

何時から何時までにタイムカード、うちの学校の場合で言いますと、タイムカードが学校にあるということもございませんので、基本的には校長、教頭の管理職がそれぞれの先生の勤務状況について、勤務時間について把握をしていうということにはなりますけれども、例えば部活動の指導をしている先生が、外の部活をやった後に、校内に戻らないで直接帰宅ということもございますので、そういったことも含めて、正確な実態を押さえるというのがなかなか難しい、先生方の勤務実態を押さえるのが現状難しい状況にあります。

さらに、これ実態調査を町独自でやるということになりますと、これまた先生方にご負担をおかけするということになりますので、そこは学校のほうとも相談をしながら、現場の意見もお聞きしながらということにはなろうかと思っておりますけれども、そういう状況で、現状としては難しいという状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） そんなに難しくないとおもうのですよね。学校に来ている先生、何時に出ていって、部活、おうちに帰っている時間は、もちろんそれは勤務終わりですから、何時に着きましたということだけ、自主的に報告していただければ、それを足せば出るのではないですか。ですから、そんなに難しく考えないで、対策をとるために実態を押さえる、これはやっていただきたいとおもうのです。帯広は、帯広独自に改革アクション・プランとは言いませんけれども、立てたのですよね。ご承知だと思いますが、どうですか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 実態調査の関係ですけれども、実は今回の道の調査の段階で、本町の札内中学校も調査対象になってございまして、札内中学校の部分についてはあるのはあるのですけれども、そこは後で部長のほうから答弁させます。

ただ、今お話の全体の実態調査ということになれば、当然これ先ほども言いましたように、管理職のほうで把握をしてございますので、学校現場とも協議しながら調査を行うかどうかも含めて、検討させていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 先ほどの北海道教育委員会が調査をいたしました「平成29年度教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取組項目等の取組状況調査」という中で、町内の中学校が1校対象になってございまして、その中で一般的にこれ「過労死ライン」という言葉でもありますけれども、80時間、1か月当たりの時間外労働が月80時間超、それを週当たりの労働時間にいたしますと、週当たりで60時間超、さらにこれを時間外労働にしますと、これ一般的には週当たり20時間超ということと判断をしているところでもありますけれども、この週20時間以上の教諭の割合というものが、これ2回に分けて調査をしております、第1期目ですと、教職員の中の割合といたしましては、48.4%が週20時間以上、時間外労働をしていると。2期目になりますと、この割合が33.3%ということでありまして、全道的、全国的な傾向と、うちの町も近いのかなという判断をしているというところがあります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） この数字であれば、全道が示したものと、部長おっしゃられるように相違は余りないと思っております。いずれにしても48%といえども、多忙化の現状には変わりはないと思っております。それで、多忙化を解消するためにアクション・プランを立てられたけれども、現実には実際の先生方が携わる仕事そのものの量がいろんな意味で解消されていかないと、本当の意味の改革はできないとおもうのですよね。

私が一番最初に出した少人数学級というのは、子供の人数が減らすことによって、どういう効果が出てくるか、先生方に対する負担がどうかという点で調べてみまして、それでまずは望まれている少人数学級に何とか町としてできなかなというふうに思いました。

それで、今、例えば小学校で1日の先生が授業を持っている時間というのは、4時間25分だという

ことであります。文科省は、1時間の授業に対して、さらに1時間の準備時間が必要だということが言われています。4時間25分に対する準備時間が同じく4時間25分ということであれば、ここで8時間50分という、ここでもうその勤務はオーバーしてしまいますね。ですから、一人の先生が対応していたのであれば、本当の意味の改革はできない。

そこで、もちろん授業時間というのが、少人数学級になって変わっていくということではないと思います。しかし、負担感というのが全然違うわけですから、そういう意味で、その負担を減らして、ただでさえこういう現状であるのを、ゆとりを持って教育に当たれるようにするべきではないかというふうに思っています。

お答えでは、今後、小学校、中学校とも、それぞれ児童の減少期に入り、6年後、小学校は16.1%減りますよと。それから中学校では4%の減ということでありまして、小学校では229人、中学校では70人、これどんどん減っていくわけですね。そこで、もちろん幕別町の場合ですと、いわゆる児童生徒の多い学校、札幌内、幕別というふうに限られてくるのだとは思いますが、そういったところで少人数学級を実施することができたら、緩和策につながるのではないかと考えています。

そこで、3番目の質問のところに行きますけれども、そのために必要な予算、あとあるいは教員数ということをお尋ねしましたら、小学校で10人、中学校で3人と、人件費で6,300万円、共済費入れて8,900万円ということでありました。教育にぜいたくはなしという教育長さんも過去にいらっしやいまして、こういう点でお金を使っていくということについては、私は大事なことではないかというふうに思います。

しかし、ことし実施されている同じ管内の町では、こんなに予算を組まないでやっている、新聞報道でありますから、どこまでかというのはわからないのですが、今、十勝管内で独自に30人以下学級をやっているのが、上士幌町、音更町、芽室町が実施されていますね。上士幌と音更は2年前、芽室町はことしの4月からです。それで、芽室町のことしの4月の予算を見ますと、教員10人採用して3,835万円の予算でやるということになります。幕別町は13人で、その倍近くなるというのがどういう計算でなったのかなというふうに思うのですけれども、ただ教員の方たちの賃金も安かったらいいということではありませんから、この点はそういう試算だなということを受けとめながら、工夫をしていけば、踏み込むことができるのではないかなというようなこともあって、他町村の事例も大いに学びながら検討する余地があるのではないかと考えています、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 他町村の事例のお話をお伺いしました。おっしゃるとおり他町村で30人、35人学級等を実施しているような事例はございます。その中で、それほど予算がかかっていないのではないのではないかとのお話ですけれども、例えば、芽室、音更等の場合も同じなのですけれども、職員、教諭ですね、教員については臨時職員ということで計上をしております。実際に臨時職員ということで対応しているということでございます。金額が本町の先ほどの積算については、あくまでも正規職員で見積もりましたので、ある程度、正規職員の平均給与で積算をしておりますので、ある程度の金額になってございますけれども、他町村の場合については、先ほど申し上げましたように臨時職員で積算しているというようなことがあって、額も少ないということでございます。

ただ、少人数学級を実施するということは、学級が増えることによって、担任を置かなければならないということがございます。学級が増えた分だけ、担任を増やさなければならない。担任を持つということは、臨時職員でいいのかというようなこともございますので、基本的には正規職員で積算をいたしましたところであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 基本的な考え方としては、そうなのだろうと思います。責任も持っていただくし保障もするというのが大前提だと思います。だから、安い方がいいというふうにも思いませんし、必要な予算というのは、その30人以下学級、少人数学級のいわゆる価値、それだけ投資をしてもやる

価値があるかどうかという判断が、やはり教育のプロとして求められるのだらうと思うのですよね。私は、ぜひそのところは本当に検討していただきたい。というのは、どんな教育も、ゆとりのないところから生み出されてこない。子供を育み、日本の学校の場合は、特に学習、勉強を教わるだけではなくて、行事があり生活があり部活がありというトータルでの教育になっていきますよね。そういう意味では、本当に、後段部活のことも取り上げますけれども、どの面からもきつきの状況の中で、今、国は35人は小学校1、2年、中学校の1年だけでありますから、そこでとどめられてしまっていると。3年生、4年生、5年生、6年生は、もうマンモスの体も大きくなっていく中できつきの状況の中で先生方が汗かいてられるということでもありますから、やはりその辺の現場の声をいち早く受けとめて対処に向けていただければと思います。研究していただく余地はありますか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 少人数学級の関係でございますけれども、本町の場合は、確かに少人数学級、町単独では実施してございません。例えば音更の場合ですと、先ほど言いましたように、臨時的教諭を採用して、その中で少人数学級を選択するのか、あるいはチーム・ティーチングを選択するのかというような弾力性を持たせた運用となっているようでございます。

それを言えば、うちの町は道教委の加配あるいは特別支援教育支援員を手厚く配置することによってチーム・ティーチングによって、きめ細やかな指導をするということで、効果的には少人数学級と同じような効果が得られているのではないかなというふうに思っております。確かに少人数学級、これ大事なことだと思います。私もそこは十分に理解をしているところでありますので、そのことにつきましては、引き続き、道なりに要請をしていきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 学級を多くしていくこととチーム・ティーチングというのは、幕別町はチーム・ティーチングというのは、十勝管内の中でも全道の中でも早くに取り入れられて頑張ってきた経過はありますが、クラスをもう一つ増やしていく効果というのは、もう今、時間ありませんからお話ししませんけれども、十分にありますので、その少人数学級の研究を重ねて求めていきたいと思えます。

国のほうには要請していただくということでもありますから、省きます。

部活のことでもありますけれども、72日間、休みに入るということで、北海道は計画を立て、3年間で目標を達成するよにということでもあります。そのとおりに、今、目標を定めて動かれるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 73日かと思えます。北海道のアクション・プランについては73日になろうかと思えますけれども、本町の場合は、先ほどご答弁でも申し上げましたとおり、まずは週1日の部活動休養日を設けるということで、52日になりましょうか。まずはできるところからということで、週1日ということで考えております。

その後、これは北海道アクション・プランに倣って、さらに増やしていけるようなことで学校現場とも協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 北海道は、さらにそれに12日間、つまり月1回の休養日、さらにきのうも小田議員との質問でありましたけれども、学校閉庁日の9日間を足して73ということですね。これ実施していくためには、指導体制というの、実際ただ休んでいただくというのももちろんそうなのですが、その検証もする必要があるでしょうし、それからアクション・プランの中では、顧問の先生の休みを増やすと同時に、負担軽減で複数指導制ですとか、それからどうしても大会があるとか、中体連であるとか、そういうときに練習が集中して延びるということもあるので、そういった関係との調整も行ってはじめて成し得る計画になっているのですけれども、そういうところにも踏み込んで改革に向けられているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 中体連等、どうしても練習を休めないというような場合もございます。大会前には、どうしても保護者等の意見もございますのでなかなか休めない場合がありますので、おしなべて年間通して週1日は休養日をとろうということで助言をしているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） スタートしたばかりでありますので、時間も来ましたから、こういったプランの中に盛り込まれている指導體制、そして73日間、さらには平日は1日2時間ないし3時間、それから休日は半日、たくさんの決め事がございます。そういったものが一つ一つきちっと実施されるように組み立てていただくことを、指導していただくことを求めて質問は終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

14:00 休憩

14:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） 通告に従いまして、質問を行います。

「高齢者が安心して暮らせる政策の充実を」についてです。

高齢社会が著しく進み、幕別町において高齢化率は30.9%（2017年）にのぼっております。これからの傾向は進んでいくと予測され、高齢者への福祉政策は喫緊の課題であると言えます。

幕別町は高齢者保健福祉ビジョンを策定し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を推進していくとしています。

2017年4月、介護予防・日常生活支援総合事業を開始していますが、必要とする高齢者に十分対応できているのか、また、高齢者が安心して暮らせる政策の充実を求めて、以下のことについて伺います。

1番、介護予防・日常生活支援総合事業の利用状況について。

①要支援の認定者と事業の利用者数は。

②サービスを提供する体制は整っているか。

2番、後期高齢者医療制度についてです。

①健康診断目標値の実現の手だては。

②今年度より所得割の軽減がなくなるが、影響する人数と金額は。減免措置の復活を広域連合や国に対して求めること。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

「高齢者が安心して暮らせる政策の充実を」についてであります。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築の実現を目指しております。

この地域包括ケアシステムは、保険者である市町村が、地域の特性に応じてつくり上げていくことが重要であるとしており、全ての市町村が介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業を実施することとされ、本町においても、平成29年度から予防給付のうち、「訪問介護」及び「通所介護」を新総合事業に移行し、それぞれ「訪問型サービス」「通所型サービス」として提供してござい

す。

また、本年3月には平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とする「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2018」を策定し、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めているところであります。

ご質問の1点目、「介護予防・日常生活支援総合事業の利用状況について、要支援の認定者と事業の利用者数は、サービスを提供する体制は整っているか」であります。

一つ目の「要支援の認定者と事業の利用者数は」についてであります。

はじめに、要支援の認定者数につきましては、本年3月末時点における要支援1の方は243人、要支援2の方は214人の合計457人です。

また、基本チェックリストにより新総合事業のサービスを利用することができる事業対象者と認定された方が44人です。

次に、事業の利用者数につきましては、本年3月の利用状況で申し上げますと、「訪問型サービス」の利用者数は、要支援1の方が30人、要支援2の方が29人、事業対象者の方が3人の合計62人、「通所型サービス」の利用者数は、要支援1の方が79人、要支援2の方が69人、事業対象者の方が31人の合計179人です。

なお、このうち両方のサービスを利用している人数は、要支援1の方が8人、要支援2の方が8人、事業対象者の方が2人の合計18人となっております。

二つ目の「サービスを提供する体制は整っているか」についてであります。

「訪問型サービス」と「通所型サービス」につきましては、既存の訪問及び通所事業所において従前どおりのサービスが提供されておりますことから、新総合事業の移行に伴い、サービスが利用できない、不足しているという状況は生じておりません。

また、新総合事業では、高齢者の多様な要望に応えるため、「訪問型サービス」と「通所型サービス」のうち、個人やボランティア、町内会、老人クラブなどの地域住民が簡単な生活援助や自主的な通いの場を多様なサービスとして提供できることとなり、現在、幕別町社会福祉協議会において、今年度内を目途に新たな通所型の多様なサービスの構築を進めているとお聞きしております。

今後も社会参加や助け合い活動につきましては、高齢者自身の介護予防にもつながることから、地域の実情に応じて住民が主体的に参加、活動できる地域づくりに向け、さまざまな関係機関等と協働し取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「後期高齢者医療制度について、健康診断目標値の実現の手だて、所得割の軽減がなくなるが影響する人数と金額、減免措置の復活を求めること」であります。

一つ目の「健康診断目標値の実現の手だては」についてであります。

北海道後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者の健康の保持増進のため、「保健事業実施計画」を策定しており、平成27年度から29年度までを計画期間とする「第1期計画」及び30年度から35年度までを計画期間とする「第2期計画」のいずれにおいても、後期高齢者健康診査に係る受診率の目標値を15%と定めております。

本町では、後期高齢者健康診査の受診率の向上を図るため、平成27年度から受診券を対象者全員に送付し、個別に受診勧奨を行うとともに、新聞折り込みでの健診リーフレットの配布により、受診率につきましては、27年度が14.69%、28年度が16.89%、29年度は18.90%と年々上昇し、広域連合で定める目標値15%を上回っている状況であります。

今後も、受診可能な医療機関の拡充やまくべつ健康ポイントラリーを活用した受診勧奨に努めるなど、更なる受診率の向上を図ってまいります。

二つ目の「今年度より所得割の軽減がなくなるが、影響する人数と金額は。減免措置の復活を広域連合や国に対して求めること」についてであります。

後期高齢者医療制度では、法施行令に基づき、被保険者の世帯所得に応じて均等割の軽減割合を2割、5割、7割とする軽減に加え、平成20年度からの制度移行に伴う激変緩和の観点から、国の予算

措置により、均等割で7割軽減を受ける方につきましては、世帯所得に応じて、さらに軽減割合を8.5割、9割とする特例措置が講じられております。

また、所得割につきましても、国の予算措置により、一定の所得以下の方を5割に軽減する特例措置が講じられておりましたが、高齢化の進展に伴い軽減措置に係る国庫負担が多額となり、29年度に軽減割合が2割に減少し、30年度で特例措置が廃止されたものであり、その影響につきましては、30年度において2割軽減の特例措置が継続していた場合として算出いたしますと、軽減対象者数は568人、軽減額は498万3,000円となります。

町では、これまでも特例措置として講じられている保険料の軽減措置につきましては、国の責任において継続するよう北海道町村会を通じて要請を行っているところであり、今後も後期高齢者医療制度の安定的な運営が行われるよう、国に対し、要望してまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 昨今、国全体の政策として、高齢者の介護と医療の分野で、非常にシビアな給付の抑制と負担増が行われてきております。

必要な人が必要に応じて、介護サービス、医療サービスを受けることができる、そういった観点から再質問を行っていきたいと思います。

まずは、新総合事業についてです。

新しく新総合事業に制度が変わることによりまして、要支援の認定者、要支援1、要支援2だけでなく、認定を受けてなかったとしてもそのサービスが必要であると、いわゆる事業対象者であるというふうに認められれば利用できるというふうになった制度であります。

要支援の認定者の人数が457人で、今言いました事業対象者の人数が44人、合するとおおむね500名ぐらいですね。新総合事業の事業の利用者数が、重なりは多少ありますが延べで240名程度。サービスを利用することのできるという人のおおよそ半数が、サービスを実際に利用しているということだというふうに思います。

1点お尋ねしたいと思います。

新総合事業のはじまる前後で、要支援の認定者の数、どのように増減といたしますか、推移があったと思いますが、どのように推移しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 新総合事業の制度に移行する前と後で、認定者数の推移ということでありましたけれども、先ほど町長の答弁にありました移行後の数字というのは平成30年度3月末の数字でありまして、それと同期ということで、前年の29年度3月末、この数字でお話しさせていただきますと、要支援1が291名、要支援2が236名の合計527名となっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） わかりました。もしかしたらということで、不安といたしましょうか、サービスを十全に、希望する人たち全員に、何といたしましょうか、希望する人全員に受けさせるために、入り口を狭めているというのですかね、というふうなことがないだろうかというふうな懸念でありました。

527名が現在は457名に減っているということですね。

サービスを全員に受けさせるために、要支援者の認定を、言葉はよくないですが、絞っているというのですかね、そういうふうな傾向があったりしないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 数字のほうなのですけれども、前年度3月末で527名、今回が事業対象者を含めると501名ということなので、それにしましても、単純比較すると26名の減というところではあるのですけれども、お話しいただきましたように、認定しづらくしているですとか、そういった制限というのは私どものほうでは一切しておりませんで、制度移行前、移行後を含めまして、認定方法

については一切変わっていないという状況であります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） わかりました、ありがとうございます。

先日、町内で、高齢者施設を実際に営んでいらっしゃる、運営している方とお話しする機会を持つことができました。その方は、幕別町の福祉に対して何か求めることはありませんかというふうに、私、聞いたのですが、高齢者福祉について幕別町の職員は一生懸命頑張ってくれているというふうに、イの一番に言ってくださいまして、そのように語っておられました。

ただ、幕別町がという話でなく、高齢者の人数と、いわゆるサービスを提供する側の施設というのですか、事業者、事業所の数にアンバランスがあると。サービスを受けられない高齢者が少なからずいるのだというふうに、その営んでいらっしゃる方の実感として、そのように言うておりました。なので、幕別町のことだけでなく、全体的な話だというふうに感じますが。

それと、あともう一つ、人材の確保というのですか、これも大きな課題であると。

あともう1点、答弁の中にもありましたが、いわゆる2025年問題ですね。団塊の世代が一斉に75歳以上になって、後期高齢者の数が最も大きく膨らむということが予想されておりまして、2018年ですから、あと7年間。それまでに、受け入れ体制を備えておかななくてはいけないというふうに感じるところであります。

こういった全体的で長期的な課題の解決にこそ、行政の力が必要なのではないかなというふうに思っています。現在及び将来の課題の解決のために、さらなる取組を求めたいなというふうに思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） お褒めいただきまして、ありがとうございます。

サービス提供する側とサービス受ける側の量の問題ということもあるというお話だったのですけれども、最近、特に新総合事業に移行しまして、規制緩和、緩和した基準でのサービスという提供が帯広市ですとか、そういったところで実際に行われておりまして、規制の緩和の内容としましては、大体、軽度な生活援助に特化したということなので、料金を安く抑えるというようなことでサービスの提供という形をとっているみたいなのですけれども、そういった形をとると、例えば、単価を抑えることによって逆に事業所の報酬が減ったということで、採算性の低さから利用者からの依頼を断ったりだとか、そういったケースもあるというふうに聞いておりまして、私どもとしましては、そういったことがないようにということで、また以前からのニーズ調査の中でも最も多かった声が、現況のサービスを維持してくれれば問題ないというお話だったので、そういった意味も含めまして、本町としては、単価を従前どおり設定することでサービスの質と量を確保しているということでもあります。

現状についてはそういった形なので、今のところ、サービスを受けられなくなるような状況ということではないのですけれども、今後、2025年に向けては、利用者がどんどん増えていく中で、当然、サービス提供が追いつかない部分もあるのかなというふうには考えておりまして、介護人材不足については、何度も議会のほうでも御答弁させていただきましてけれども、国、道を含めて、広域的な取組で人材不足の対応をしていきたいというふうに考えておりまして、今も定住自立圏への中で、そういった研修・講習を広域的に行うことで人材の確保を行っていこうというようなことですか、あとは、道社協のほうで、例えば、介護福祉士の養成施設に進学する際には貸付金、貸付金も施設に数年間勤めれば返還無償というような形で、いろんな形で人材不足に対応しようということでは取り組んでいるところでもあります。

本町の現状につきましてということなのですけれども、昨年、私どものほうで、町内の事業所向けにそういった実態調査、アンケート調査を行って、状況を把握した中で、こちらとしてとれる対応をとるということで考えていたところなのですけれども、実際ちょっと、昨年度、いろいろ準備の都合がありまして、実施はできなかったのですが、ことしですね、今ちょうど事業所向けに、実態調査、アンケート調査というのを行っておりまして、町に対する要望ですとか、今の現状、そして、どうい

った部分で人材不足を生じているかというようなことを、今聞き取りをしている最中でして、そちらをとりまとめた中で、その内容を踏まえて、町としてできるものがあれば、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 実態調査に取り組もうというふうに検討されているということで、素晴らしい取組だというふうに思います。ぜひ、着実に前に進めていただきたいと思います。

続きまして、健康診断、健康診査といいたいでしょうか、の目標の値のほうに移りたいと思います。

道の目標値15%のところを、直近の数字で18.9%ということで、もう既に目標を突破しているということでありました。どのような受診勧奨を行っているのか、つまびらかに承知しているわけではありませんが、一定の成果が出ているというふうに受けとめております。

今、答弁の中でも説明ありましたが、何といいたいでしょうか、一定の成果ですね、目標を突破している取組の要因といいたいでしょうか、何かございましたら伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 町長の答弁のほうでもございましたけれども、この制度、20年度から後期高齢者医療制度がはじまっております、起点になりましたのは、平成27年度から健診に必要となります受診券というものがありますけれども、こちらのほうを当初は希望者のみという形で配布をしておりましたが、27年度から受診対象者全員に送付をするようにいたしまして、そのことが大きく要因になりました、26年度が8.38%だった受診率が、27年度では14.69%と、倍まではいきませんが、大きく受診率が上がった要因であります。

その後も、対象者全員に送っておりますことに合わせて、さらには受診勧奨を少し強化したり、あるいは、受診環境を整えるようなところにも努めまして、毎年2%弱になりますけれども、増加しているところでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 2%ずつ上がっているというのは、素晴らしい取組だというふうに思います。

健康で安心して長生きできる、高齢者が、そういった地域づくりのために健康診査、大変有用な取組だと思っております。さらなる受診率向上のため、より一層努めていただきたいというふうに思います。

次ですが、後期高齢者医療制度の保険料であります。

この保険料、まずもって高すぎると言わざるを得ません。2016年だったというふうに思いますが、2年前に特例軽減が廃止されて、そのときに、場合によっては、それまでの保険料から10倍になるというような試算を出された、そういった被保険者も、全国的な話ですが、おりました。

そこにきて、さらに今後、所得割の軽減がなくなっていく。痛税感と言いたいでしょうか、低所得者の担税力の限界にきているのではないかとこのように考えますが、どのように捉えていらっしゃるでしょうか、伺います。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） まず、保険料については、政令のほうの、いわゆる本則という措置と合せまして、国の予算措置に伴いまして軽減特例措置ということで拡大をしてきているものでございますが、28年度以降、国の予算措置で拡大しているものを、経過措置を設けて縮小しているところでございます。

保険料の負担ということもありますけれども、一方でその要因となっておりますのは、医療費の増加ということがございます。幕別町におきましても、年々、後期高齢者につきましては増加している一方で、医療費も比例して増加しているところでございます。そのことがやっぱり要因でございますので、かかる医療費、それを賄うための保険料というところでは、やむを得ないものというところも理解しなければいけないと捉えております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 後期高齢者医療保険制度と言っていますから、被保険者から保険料を徴収して、被保険者へと何かあったときに還元していくという、保険制度、保険の方式のように体制が整えられておりますが、これ、社会保障なのですよね。

国民皆保険の一環であり、全員が加入できて、全員が給付を受けられるというふうな制度になるために、大幅な公的支援をするということは必要があるのではないかとこのように強く思うところがあります。

昨今、公的介護保険とか公的医療保険の「公的」の部分がぐっと薄められて、まるで自治体の課題であるかのように、地域の課題みたいなふうにトーンダウンしているのではないかとこのように感じます。

この公的保険については、国全体の課題であるという、社会保障であるというふうなことに對して、やむを得ないというふうには言わずに、ぜひ、何とかいいまいしょうか、給付は全員平等に、お金というのですかね、財政は応能負担というように、税方式になるように求めていくべきではないかと考えますが、改めていかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） まさに、後期高齢者医療制度というのは皆保険、国民皆保険ということで、75歳以上になりますと全員加入。その中は、被保険者の保険料が半分、さらに公費が半分、さらに被保険者の保険料につきましては、均等割の中では所得、能力に応じて、2割、5割、7割といった中で、その人の負担能力に応じた保険料が定められていると。こういった状況の中で、保険制度が成り立っていると。これは、後期高齢者医療保険だけではなく、国民健康保険も同様に、被保険者の負担能力に応じた中で、所得が低い方については、より低い保険料を設定する中でやっているという状況であります。

確かに、負担は少なくというようなこともありますが、国に対しては、町といたしましても、被保険者の軽減がこれ以上負担にならないようということで、これまで町村会を通じながら、負担の軽減を求めてきております。

私ども、国の負担があつてこそ被保険者の負担が軽減されるという思いはありますので、今後においても町村会に對しまして負担の軽減は求めてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 町村会を通じて要請を行っている、これまでと引き続きというふうな答弁ございました。

ぜひ、今後も、より強く広域連合や国に対して求めていっていただきたいと思っております。

この高過ぎる保険料の問題であったり、高齢者の福祉の問題、喫緊の課題だということふうに思っています。より一層の工夫・手だて・努力を求めて、私の質問終わりたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問をいたします。

1、性の多様性を尊重する手だてを。

日本では性の多様性の実態は、「LGBT」という言葉を通じて急速に広がってきました。Lはレズビアン（女性同性愛者）、Gはゲイ（男性同性愛者）、Bはバイセクシュアル（両性愛者）、Tはトランスジェンダー（性同一性障害、今は性別違和感というふうな表現もされておりますが、含めまして、自分の性別に違和感を感じている者）の頭文字です。最近の2015年、電通の調査では、調査では、全人口の約8%、13人に1人の割合で存在していることが分かっています。

人間の性別には、既存の性別観ではなく、生まれ持った体の性別、自分が認識する性別、恋愛対象としての性別、言葉や服装などの表現としての性別など、複数の物差しがあります。

また、性別違和感を感じはじめる時期には個人差がありますが、幼いころから感じてきたという調査（岡山大学・中塚幹也教授）があります。特に思春期になると、大人の体へと変化する2次性徴がはじまり自分の体について嫌悪感を覚えると、メンタルヘルス上のさまざまな問題につながってしまうこともあります。

「LGBT」の人が、差別や偏見を受けることなく、自分らしい生き方ができるように、全国で行政が対策を進めはじめています。

よって、幕別町としても対策を講じるよう、次の点について伺います。

- ①「LGBT」への人への認識を高めるため職員研修を行うこと。
 - ②町民が安心して相談できる窓口を設けること。
 - ③性の多様性の正しい知識が町民に根づくよう、公共施設に「LGBT」に関するポスターの掲示や、講習会を行うこと。
 - ④小中高校で教職員への研修を行い、科学に基づき子供たちに説明していくこと。
 - ⑤図書館や保健室に、「LGBT」に関する蔵書の整備を行うこと。
- 2、若者、大人の引きこもり支援の手だてを。

「ひきこもり」は6か月以上自宅にひきこもって、社会的参加をしない状態が持続すること、精神障害が第一の原因とは考えにくい状態を「ひきこもり」と呼んでいます。

かつては、不登校からひきこもる人が多かったのですが、今は、30代、40代からひきこもる人が増えています。

職場の人間関係などでのつまづきがきっかけになった人など、さまざまな要因が背景になって生じ、少なくとも最近の調査では、100万人以上と推計されています。

こうした状態を変えていくには、第三者の手助けが不可欠と言われています。

よって、次の点について伺います。

- ①「ひきこもり」の実態調査を行うこと。
- ②電話相談・訪問相談・グループ相談会など、相談支援の充実を図ること。
- ③親の学習会・家族の集いなど家族への支援を行うこと。
- ④居場所づくり、就労・ボランティア体験など社会参加の手だてを講じること。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からは質問事項1の4点目、5点目以外のご質問につきまして、答弁させていただきます。

はじめに、「性の多様性を尊重する手だてを」についてであります。

現代社会は、さまざまな個性を持つ人々で構成されておりますが、誰もが皆、個人として尊重され、みずからの個性と能力を十分に発揮する機会が確保される必要があります。性別という枠を超えた人権尊重の必要性が指摘されはじめている現在、性の多様性を受け入れ、それぞれの個性を尊重し、誰もが、自分らしく生きることのできる社会を、実現していくことが求められているところであります。

また、札幌市を含む全国七つの自治体では、性の多様性を尊重する方策として、性的指向や性自認を持つ人が、互いを人生のパートナーとして公的に認証する「パートナーシップ宣誓制度」を導入しているところであります。

ご質問の1点目、「「LGBT」の人への認識を高めるため職員研修を行う考えは」、ご質問の2点目、「町民が安心して相談できる窓口を設ける考えは」と、ご質問の3点目、「公共施設に「LGBT」に関するポスターの掲示や講習会を行う考えは」については、関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

本町では、LGBTに関する専門窓口を設けておりませんが、人権に関する相談として、住民生活課がその窓口となり、相談内容に応じて関係する各担当課との連携を図りながら、対応することとしてい

るほか、役場、札内コミュニティプラザ、忠類ふれあいセンター福寿において、定期的に人権擁護委員による特設人権相談を開催しております。

しかしながら、LGBTに関する認識については、まだ十分な状況ではないことから、特定の担当職員のみならず、全職員がLGBTに対する正しい知識を持ち、LGBTの方々が抱えている課題についても共通理解を図りながら、適切に対応する必要があるほか、町民一人一人が正しい理解と認識を持ち、地域全体で共生社会を構築していくことが大切であると考えているところであります。

このような取組を進めるためには、国及び北海道と連携するとともに、1自治体のみならず、十勝全市町村が一体となって広域的に取り組むことが、より効果的であると考えられることから、今後は、「十勝定住自立圏共生ビジョン」において、十勝全体の共通課題として捉えるよう提案し、職員研修や住民向けの講演会等の共同実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「若者・大人の「ひきこもり」支援の手だてを」についてであります。

国では「ひきこもり評価・支援に関するガイドライン」に基づき、さまざまな要因の結果として社会参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって、概ね家庭にとどまり続けている状態を「ひきこもり」と定義しております。

また、国では「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成21年度及び27年度に「ひきこもりに関する実態調査」を実施しており、15歳から39歳の「ひきこもり」の推計数は、21年度調査の69.5万人に対し、27年度調査では54.1万人と15.4万人減少しておりますが、ひきこもりの長期化、高齢化の傾向を踏まえ、本年度、新たに40歳から59歳を対象として調査を実施することとしております。

ご質問の1点目、「「ひきこもり」の実態調査を行う考えは」についてであります。

「ひきこもり」は、本人や家族にとって大きな負担となるだけでなく、将来における労働力の減少や社会的負担の増大につながるものが懸念され、社会全体で対応すべき課題とされておりますが、社会との関係性が失われていることから、その実態については把握が難しい状況にあります。

このため、国や他の自治体の実施しております「ひきこもり」の実態調査についても、ひきこもりの当事者や調査対象世帯を限定することが困難であり、また、プライバシーなどの問題もあることから、調査対象者は無作為によって抽出され、その調査結果から得られた量的データをもとに、ひきこもりの行動類型や生活実態など一般的な傾向を把握する調査となっているものであります。

こうしたことから、本町といたしましては、国等の実態調査で導き出された傾向を踏まえ、ひきこもりの相談の機会を通じて、当事者やその家族との個別のヒアリング調査により、当事者一人一人の状況に応じた支援に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「電話相談・訪問相談・グループ相談会など、相談支援の充実を図る考えは」についてであります。

本町では、健康相談、生活相談、納税相談など窓口来庁時や電話相談において、家族の「ひきこもり」の相談を受ける場合があり、その内容に応じて各担当課と連携して、電話や訪問による相談支援につなげているところであります。

昨年8月には、道が設置しております「北海道ひきこもり成年相談センター」主催による「ひきこもり支援研修会」に、各担当課から6人の職員を参加させたところであり、本年10月には、本町を会場として研修会の開催が予定されておりますことから、より多くの担当職員を参加させ、資質向上に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年9月には、町内において、女性を対象とする「ひきこもり当事者の会」が発足し、町では職員が会の立上げ準備からかわるとともに、会場の確保や会合にも出席するなどしているところでありますが、今後とも、当事者の会に参加している方々の悩みや意向を把握しながら、町としてできる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

さらには、相談したいときに気軽に何でも相談できる窓口、いわゆる「よろず相談窓口」を福祉課に設けている旨の周知を徹底するとともに、より専門的支援が必要な場合には、道が設置している「北

海道ひきこもり成年相談センター」へつないでいくなど、相談支援の充実に努めてまいります。

ご質問の3点目、「家族への支援を行う考えは」についてであります。

親の学習会や家族の集いについては、ひきこもりに対する同じ悩みを持つ家族が交流することで、孤立感を和らげ、安心感を得ることや、今後の生活を考える場となり、ご家族の方々にとって大変重要な役割を果たしているものと認識しております。

前段で申し上げました「ひきこもり当事者の会」については、家族も参加できますことから、家族の参加を勧奨するとともに、本年、本町で開催される研修会については、親や家族がひきこもりに対する理解や具体的な対応を学べる機会となりますことから、参加を促してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「社会参加の手だてを講じる考えは」についてであります。

ひきこもり当事者に対する社会参加への手だてについては、当事者自身が社会に一步を踏み出すという気持ちになることが大切であり、どういった経過をたどって活動の範囲を広げ、社会参加につなげていくことがよいのかについては、「ひきこもり当事者の会」の方々の意見を聞きながら支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 野原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の4点目、「小中高校で教職員への研修を行い、科学に基づき子供たちに説明していく考えは」についてであります。

平成15年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定されて以来、近年、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきております。

こうした背景から、文部科学省では、平成22年に、性同一性障害をはじめとした新たな課題について、学校において適切に対応ができるよう、今後、必要な情報を提供していくとともに、児童生徒の実情を把握した上で、心情に十分配慮した教育相談を行うよう通知の発出がされたところであります。

さらに、文部科学省では、平成26年に、学校で把握している事例を任意で回答する状況調査を実施し、調査の結果、全国で606件の報告があったことから、28年には、教職員向けにLGBTに係る理解と、児童生徒に対するきめ細やかな対応をまとめたパンフレットを作成し配付しております。

町内の小・中学校におきましては、国などの資料や通知をもとに、職員会議や校内研修等により、LGBTに対する適切な理解を深めているほか、本年度は、十勝教育研修センターによる研修講座の中にLGBTに係る講座が組み込まれておりますので、一定程度の研修は実施されているものと認識いたしておりますが、教育委員会といたしましては、十勝教育研修センターや十勝教育研究所などと連携を図りながら、教職員の研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、学校におけるLGBTに係る取組といたしましては、保健体育や学級活動での性教育として取り扱っているケースがほとんどであり、そのほか「命の学習」といった形で取り組んでいる学校や、生命の尊さや男女の相互理解、人権問題を学習する機会を通し、総合的に取り組んでいる学校もあります。

義務教育の9年間は、児童生徒が心身ともに急激に成長する時期であり、小学校中学年以降、特に中学生は思春期を迎え、体の変化と心のバランスが崩れるなどデリケートな時期でもあります。

こうした状況を踏まえ、児童生徒に伝える情報は、発達段階を十分に考慮し、適切に伝える必要がありますことから、今後におきましても、小中学校長をはじめ教職員やスクールカウンセラーとも連携を図りながら適切に対応してまいります。

なお、高校の教職員に対する研修につきましては、町が所管する高等学校が存在していないことから、研修の実態は把握しておりませんが、国や道からのLGBT等に関する通知や資料は、道立高校のみならず、私立高校にも発出されており、高校の教職員におきましても、各学校での校内研修や北海道

教育委員会、日本私学教育研究所等の研修により、LGBT に対する理解を進めているものと考えております。

ご質問の5点目、「図書館や保健室に「LGBT」に関する蔵書の整備を行う考えは」についてであります。

はじめに、町図書館の蔵書整備につきましては、住民の皆さんの多様な知的要求に応えるため、さまざまな分野の図書を幅広く収集するよう努めており、「LGBT」に関連する図書につきましては、現在45冊所蔵しているところであり、今後におきましても、人権や人の尊厳に配慮しながら、時事に関連する資料や時機を捉えた図書の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校図書館についてであります。児童生徒や教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるように、各学校において選定しており、現在、LGBTに関連する蔵書は、小学校で4校12冊、中学校で2校3冊を学校図書として所蔵しております。

また、保健室に「LGBT」に関連する図書の整備を行うことにつきましては、保健室が比較的限られた児童生徒により利用されることを想定した場合、プライバシー保護の観点から、現時点においては、一律に整備することは難しいものと考えておりますが、学校と協議をしながら教職員が各種研修会等を通してLGBTを適切に理解し、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 質問の途中ですが、この際、15時10分まで休憩いたします。

15:02 休憩

15:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野原議員。

○11番（野原恵子） では、再質問を行います。

1ですが、教職員の研修をとということですが、今、日本でもこの性的マイノリティー少数者の権利を守る、この動きが急速に広がってきております。

LGBTは普通ではない変わった人たち、こういう認識がまだあるのではないかということから、こういう運動が大きく広がってきておりますけれども、社会の中で困難を抱えて生きている人たち、こういう認識が変わってきております。

一般認識として、男として生まれたら、男として育ち、男として振る舞い、女として生まれたら、女として育ち、女として振る舞う、このどちらかが普通という考えが、一般認識とされています。この枠から外れる人は、居場所を失ってしまう、こういう状況がまだまだあります。

大事なことは、性的マイノリティーの人たちを特別扱いにして、手を差し伸べるというのではなく、性的指向や政治への偏見や無理解をなくし、生きづらさを生み出している社会の認識を変え、性の多様性を認め合う社会をつくることです。

このLGBTになる要因については、まだ科学的には解明されておられませんけれども、さまざまな事柄が複雑に影響し合って、その人にとっての性のあり方を決められていると言われております。

自然界では、ほとんどの動物において、同性間の性行動が認識されておりますけれども、日本の動物園でも同性のカップルが確認されていることも報告されております。

また、国連では、近年、LGBTの人権について積極的な議論がなされてきております。

2012年になりますけれども、国連では、LGBTの人権問題の論議がはじめられまして、潘基文（パン・ギムン）国連事務総長がスピーチを発表しております。このスピーチを読んだときに、私も本当にそうだなと思いました。一部分ですが、ちょっと読みたいと思います。

「性的指向や性自認の話は、大っぴらに話すことではないという人がいます。私にもよくわかりません。私たちの世代の多くは、このようなテーマを議論するようには育ってきませんでした。しかし、

私は語るようになりました。なぜなら、性的指向や性自認の話とは、命にかかわる話だからです。そして、国連憲章と世界人権宣言のもとで、世界中の全ての人々の権利を守ることが私たちの責務だからです」。このようにスピーチしております。

確かに、私たちの世代は、大っぴらにこういうお話はすることはできませんでした。けれども、これは人権問題だという認識を深く私たちは学ぶ必要があると思います。その視点から質問をしていきたいと思います。

そういう中で、LGBTの当事者から、自分らしい生き方をしたい、差別や偏見を減らしてほしい、そういう声を挙げ、社会に働きかけはじめております。

また、性の多様性を認め合う社会をつくっていくために、性別と並んで、性的マイノリティーの人権の配慮や差別の禁止を、男女共同参画推進条例に定めている自治体が出てきております。京都府の長岡京市などでは、そう定めております。

幕別町では、条例を制定されておられません。けれども、第6期幕別町総合計画で、男女共同参画社会の促進の施策を定めております。施策に、マイノリティーなど、あらゆる人の人権について配慮することを含め、その推進に取り組んでいくことを求めたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私も、認識が十分かという点、実は野原議員とは余り世代が違いますので、不十分かというふうに思います。

パートナーシップ宣誓ですね、これは札幌市でやりましたけれども、こういったことを通じて、じわじわと認識が深まってきたという状況にあります。

ですから、恐らく町民の皆さま方、あるいは十勝に住んでおられる方、道民もそうでしょうけれども、さほど認識が深いのか、十分わかっておられるのか、こういう方たちの悩みだとかをわかっておられるかといったら、十分でないというふうに思いますので、そこはしっかりとこういう方々がいるのだ、そしてどういう悩みを持っているのだ、そしてその人たちの人権というものを尊重しなければならないのだということをしっかりと我々が認識できるような、そういった社会になっていかなければならないだろう。

ただ、具体的な事業については、これはなかなか難しいわけで、やはり町民2万7,000人がそういう認識を持ったとしても、やっぱりそれは解決するものではない。

やはり日本国民全員と言ったほうがいいでしょうかね、そういう多くの方が認識を持つことが一番大切でありますので、少なくとも我が町においては、十勝定住自立圏というものがありますので、そういう中で、十勝全体の認識を高めていく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） もちろん、そのことは私も大事だと思っております。

けれども、自立圏の中での研修というふうになりますと、なかなか人数が限られてくるのではないかと思いますよね。ですから、町独自でも広く研修の機会、まずは職員から研修を進めていく、そこが大事だと思うのです。

まだまだ認知がされていない、理解が進んでいないというところでは、1回とか2回の研修では、なかなかそれは認識されないと思います。

広くやはり職員も、もちろん職員からはじめまして、それから住民にも、そういう中でそういう研修が広がっていることによって、当事者が安心してカミングアウトもできるですとか、そういうこともできる方向になると思いますので、まずはそういう認識を持つということが、施策を進めていく上での基本になると思いますので、そういう手だても講じていく必要があるのではないかとということで、今回、職員の研修もということを入れさせていただきました。その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 定住自立圏と申し上げたのは、定住自立圏で職員向け、一般も含めて、職員向けの研修というのは年に何回かあります。一月に1回あるかといったら、そこまではないのですけれど

も、そういった案内は各市町村に来まして、そして職員研修を実際にやっているという実態がありません。

ですから、そういう中に、こういった研修、お題目の研修を含めることは、私は可能でなかろうかなと思いますので、そこは事務局のほうに要請をしまいたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 13 人に 1 人ということも、調査結果の中でだんだんわかってきております。そういう中では、これだけの人口の中で試算すれば人数が出てくると思います。

そういう中で、ただどういう人たちがどうだというのは見えてきませんが、内在していることは確かですので、しっかりと研修を含めて町民に対応できるような、そういう手だてが必要だというふうに思いますので、ぜひその手だてを講じていていただきたい。

そして、この男女共同参画の推進のためにも、人権問題として取り上げて施策の中に生かしていく、そういうことを進めていていただきたいと思います。

次に、相談窓口なのですが、住民生活課人権擁護委員で対応するというふうに答弁されております。

LGBT の当事者は、まだまだ偏見や無理解がある中では、専門の相談窓口でなければ相談できないという、そういう思いがあると思います。

全国青年司法書士協議会で、電話相談会をはじめ開催したという結果が、この 2 日ぐらい前の新聞で、私、知りました。

そこで一番相談があったのは、「どこに相談したらいいかわからない」この相談が多く寄せられたということなのですね。

ですから、この役場の窓口でも、今、答弁ありましたけれども、そういうところでは、ここはこういうことを相談する窓口ですよというふうにならなければ、相談もなかなかできないのだという状況が、こういう相談の中でも明らかになっております。

それで、LGBT に関する相談窓口を独自に設けまして、広報などでも、安心して相談できますよという、そういう手だてが大事ではないかと思っておりますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 一つの町に、そういう窓口が設けられれば、それは素晴らしいことだというふうに思いますけれども、やはりこれは先ほどから人権問題ということを書いておられるわけで、これは人権問題ということは、幕別だけの問題ではなくて、これは十勝、北海道、日本全国の問題でありますので、そこはより専門的な方が配置されているところに相談をしないことには、問題の解決にはつなげていかないわけでありませう。

それで、こういった専門窓口というのは本当にはないのですね。道内を見ても、本当にはないのですよ。

人の町というか、札幌市に LGBT ホットラインという相談窓口がありますので、そういったところにつないで、こういったところで相談を受けますよといったことをつないでいきたいというふうに思いますし、また、これは十勝的にそういった相談窓口をつくるべきだというふうになれば、そこは私どもも協力してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） まずはそこに相談をして、やはりこういう問題は専門の知識が必要になってくると思うのですね。

まずは、相談窓口に来て、こういう相談があります、悩み事があります、そこを窓口で受けて、その相談によって、どうですとか、保健所ですとか、そういうところにつなぐ、そういう意味で、相談しやすい体制をつくるという意味での相談窓口でありまして、そこで解決をしていく、そういうことは、なかなか小さい町では私も無理だと思います。

ですから、入り口として、そういうところに相談できる窓口があるのですよということを周知していく、そしてそれを専門のところにつなげていく、そういう意味での相談窓口であれば、そういう方も安心して相談できるのではないかと、そういう視点での相談窓口ですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、次のひきこもりの関係での答弁でもお答えしたように、いろんな相談の中で、わかるということも実はありまして、そういうことからすると、そういうところで、わかってつないでいくということもありましようけれども、やはり何でも相談というか、よろず相談ということで、福祉課に何でもご相談くださいというような看板を掲げて、周知をしていくということがいいのではないかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） それでは、福祉課の何でも相談というところに、例えばこういう相談もあります、こういう相談あります、そういうこともきちっと明記した何でも相談なのか、漠然とした何でも相談なのか、その辺が明らかにされないと、やはりこういうLGBTとか、ひきこもりもそうですけれども、これはなかなか相談できないという、例えば道路を直してくださいとか、そういう問題とは違います、人権問題にかかわることなので、そういうところもしっかりと明らかにした相談窓口ということが大事だと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、どういう表現をするかは、かなり微妙な問題だというふうに思いますけれども、気軽に相談してみようという、そういった表現が必要なのかなと。

今ここで、どういった何でも窓口とかという、そういう具体的な表現はできませんので、これはかなり神経を使って、表現を考えなければならぬというふうに思っておりますので、おっしゃる意図は全く私も意を同じくする者でありますので、そこは十分配慮した言葉使いで案内をしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） そうですね、町民が職員にこういうことを相談したいというふうに思えば、どういう窓口でもやはり相談はできると思うのですが、なかなかそういう信頼関係を構築するというには、いろいろ時間ですとか、そういういろんな問題があると思うのですが、やはり全体的には、町民が安心して役場に行って職員に相談できる、そういう体制が大事なかなというふうに思います。

次に、ポスターなのですけれども、これは公共施設やなんかにポスターを張るということなのですけれども、町で独自につくるというのはちょっと難しいかなと思うのですが、こういうポスターを、性的マイノリティー、LGBTの団体やなんかでつくってるところもあるのですよね、そういうところも活用して張れるのではないかと思うのですけれども、なぜこのポスターかといいますと、やはりそういうポスターを見ることによりまして、LGBTの方たちが、あ、こういうところに、いざとなれば、相談窓口も同じなのですけれども、安心して自分たちの思いを、こういうところを通して、このポスターを見ることによって、安心感が生まれる、町としてはこういうことに取り組んでいるのだ、そういう安心感を持つという一つの力にもなるというのが、このLGBTの関係者の方々の意見でもあるのですね。

ですから、そういうポスターをそういうルートからきちっと取り入れて、公共施設に張る、そして、小学校、中学校にも通じるのですけれども、そういうところに張りだして、安心感を持ってもらう、そういう手だてもやはり必要ではないかということで、こういうポスター、それからリーフレットやなんかも参考に。さっき、学校現場ではリーフレットがあると言っていますけれども、そういう手だても必要ではないかということで、ポスターの張り出しも必要ではないかと思ひまして、質問をいたしました。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町でポスターを独自につくるっていうのは、なかなか難しいというふうに思いますけれども、でき合いのもの、そういう関係団体がつくったものを掲示することについては、全く問題はないというふうに思いますし、ただ、ポスターだけが唯一のお知らせではありません。

きのうから広報の問題をたくさん出していただいていますけれども、一つのツールでありますので、

ポスターもありましょうし、ホームページもありましょうし、なるべく町民の皆さんであつたりが理解したり、あるいは、当事者は安心して相談できるのだというふうに思ってもらえるような、そういう周知の仕方をしなければならないなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） そのとおりだというふうに思います。

学校のほうで質問をいたします。

教職員では、既にアンケート調査によると、全国的に六百何十人かの子供たちから、そういうアンケートが返ってきたという答弁がありました。

それで、今、教職員の中でも研修が進んでいるということでしたけれども、小学校の中学年、思春期に入ってから学校の中でも、性教育ですとか、人権にかかわって教育するとか、そういうこともされているということなのですが、そういう悩みを抱えている、思いを持っている子供たちのアンケートによりますと、小学校の低学年から自分の性的違和感を感じているというアンケートもあるということで、やはり小学校の低学年から、その子供たちの年齢に合ったきちんとした教育をしていくということが必要だと思うのですが、私は、性教育という立場ではなくて、人権としての教育をきちっと教育現場で行っていくことが大事だと思ひまして、その点も教育委員会のほうからも、どういう教育をされているのか幕別町で把握いたしまして、人権としてのこの LGBT の教育を行うよう求めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほどお答えしましたように、学校におけるこの LGBT に関連する教育といたしましては、保健体育ですとか、そういった関係で、それとか性教育の分野で指導している例がほとんどでありまして、そのほかにも総合的に指導している例があるということでございます。

これについては、野原議員おっしゃるように、発達段階に応じていろいろな場合があると思います。

先生方がまず研修等により LGBT を正しく理解して、発達段階に応じて、そういうお子さんがいらっしやったときに、適切な相談ができる、支援ができる、そういった体制づくりがまずは大切なのではないかなというふうに思います。

ですから、一律的に指導するというよりも、そういった子がいる場合についての相談体制、支援体制、そういった環境づくりがまずは大切かなというふうに思いますので、まずは先生方の研修が一番なのだろうなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 先生たちがそういう認識を持つということも大事ですが、子供たちが、どういう子供たちも、そういう認識を持つということで、そういう思いを持っている子供たちを排除しない、子供たちが子供たちを排除しない、そういうことも大事だと思いますので、そういうふうに違和感を持っている子供たちに対応するだけではなくて、全体でそういうことを進めていくということが大事だというふうに、私は思っております。

また、蔵書の問題ですが、小学校が 10 校の中で 4 校、中学校が 5 校ある中で 2 校ということでしたので、やはり全校でこういう蔵書を置くということが大事だと思ひまして、そのところも検討していただきたいと思います。

次は、ひきこもりについて質問をいたします。

ひきこもりについてですが、その実態調査を行うことということですがけれども、答弁の中では、なかなか難しいというお答えがありました。

この 2 万 7, 0 0 0 人の人口の中で、ひきこもりの方というのは、全国的に見てもだんだん今増えてきているということです。

それで、なかなか実態調査は難しいのではないかというお答えでしたけれども、実態調査を社協とか民生委員ですとか、そういう方を通じて実態調査、秋田県ですね、それと社協の協力を得て実態調査を行っているということもあります。ですから、幕別でも、全部の人数を把握するという事は、

なかなかこれ難しいと思うのです。

そういう中では、できる限り、どういうところにどういう人たちがひきこもっているかというのは、民生委員とか児童委員でつかめる範囲でつかんで、きちっと対処していくことが必要ではないかというふうに、私は思っております。

その点は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員がおっしゃっている実態調査の意味が、私はよく理解ができない。どういう内容の調査をやるべきだと言っているのか、よくわからないわけで。実は、当事者の会ってありますね、当事者の会だったら、どういう理由で私はそういうひきこもりになったのだということで、一つ一つその問題を、課題を解消していくことによって、社会に出て行く、参加ができるということができるようでしょうけれども、調査をやって、何を調べるのかなというところが、実のある調査になるかどうかというところが、私は非常に疑問であって、要するに、ひきこもりだということを言いたくないのですよね。言いたくない人が、ちゃんと正直に答えてくれるのか、特定されるということ嫌うと思うのですよ。

それよりは、私は、当事者の会のところに行って、どんな方がいるかは、ちょっと詳細はわかっておりませんが、いろんな原因によってひきこもりということになっているわけですから、その抱えている課題をしっかりと聞いて、それを支援につなげていくことが、私は実効性のある施策に結びつくかなというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 実態調査がなかなか難しい、そうであれば、ひきこもりという押さえというのですか、町の認識としては、ひきこもりという人たちはどういう人たちなのか、どういうふうな認識を持って対処していこうとしているのか。

実態というのは、まずは人数からはじまると思うのですけれども、そういう中で、そういう人たちが幕別町にこういう人たちがいますよ、それであれば、ではそういう人たちに対してどういう対策をとっていくかという、最初は人数だけであっても、そこからそういう人たちにわかった範囲で、広報紙なりなんなりで働きかけて、対処をしていくということが大事だというふうに私は思うのですよね。

ですから、そういうところでの実態調査、確かにそういうことを明らかにしたくないという人もいるかもしれませんが、明らかにしたくない人は、そこは置いておいていいと思うんです。明らかにできるところから明らかにして、そしてそういうところにどういうふうな対策が必要かということをしていかなければ、ただ働きかけがなかったら、ひきこもって、それでずっといるということにつながるのではないかと、私は思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 個別の働きかけができるのであれば、まだ苦労はないのではないかなというふうに思うわけですよ。

結局、ひきこもってるんだか、ひきこもってないんだかわからない方がいるわけですよ。潜在的と言ったらおかしいですね、わからない、隠れている方がいるわけですから、人数を把握することにどれほどの意味合いがあるのかなというふうに考えるわけで、それよりも、最終的な目標というのは、社会に出てしっかり働いていただく、ほかの皆さんと同じように働いていただくことにあるのだらうなと思うのですよね。

そのためには、その方が持っている課題だとかを解消してあげて、社会参加といいますか、社会に出て行くことが必要でありましょうから、やはりそれは、現実どんな問題を抱えているかというのを聞くのは、当事者の会が一番なわけですよ。

ですから、私は、そういうところから解決の糸口をつくって行って、政策に反映していくのが、一番実効性のある取組かなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） それでは、幕別町で当事者の会をどのように組織して、そして対処していきたいというふうにお考えでしょうか。

今、答弁の中では、女性の当事者の会が一つあるというだけです。それで、今、全国的にひきこもりの方が増えている状況の中で、実態がわからない、では、相談に来る。相談に来れたら、それはひきこもりから一歩足踏み出したということになるのですよ。相談もできない、そういう人たちがいるというところに、どうやって光を当てていくか、これが今問われることではないかと思えます。その点いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かにおっしゃることは、そうです。ただ、当事者を、例えば、私がひきこもりの方に話をするのと、当事者、同じような悩みを持つ方が話をする、あるいは親を通じて話をするこのほうが、はるかに説得力があるわけですよ。

そう考えれば、私は、当事者の会、帯広にもあるということでもありますので、そういったところに、まずは親が参加してもらって、そこを糸口にしていくのが一番いいのかなというふうに思います。なかなか本人に対して直接接触するということは、これ、できませんので、ただ、情報だけは提供するような対策をとっておいて、そして、当事者の会に親を通じて、本人が一歩でも参加してもらえらるような、そういう方法が私はいいいのではなかろうかなというふうに思いますけれども。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） では、その情報はどうやって伝えるのですか。そういう情報を提供するそういうような手だてがなければ、情報も伝わらないと思うのです。だから、そういう手だてが、幕別町は本当に遅れていると思うのですけれども、北海道の雨竜町の公式ホームページでは、こういうことをされているのですけれども、ひきこもり家族交流会、これは平成 30 年、ことしです。

ここには、ひきこもりについて正しく理解したい、ひきこもりについて情報が欲しい、受診が必要かなどと思っている方はぜひ参加してください。ひきこもりは、甘えや怠けではありません。家族だけで悩まないで相談しましょう、こういうことを書いてあります。そして、青年等のひきこもり問題を抱えている御家族で、同じ境遇の方と話したい、心配や悩み事を相談したいと思っている方、そういう方は、保健所とかそういうところに通じるような手だてをとります、ですから相談してくださいと、こういうホームページがあるのです。

町では、こういう手だてもなく、実態調査もなく、実態調査はいろんな意見の違いはありますけれども、そういう人たちに、こういう手だてをとっていますよという発信を幕別町でやっているのかどうか、そういうところから、やはり道は開けると思うのですが、私も、家族の親の方から、家族の会はないのですかと、幕別町に聞いたら、ありませんと言われた。では、どこに相談すればいいのでしょうか。そして、親の介護を抱えて、ひきこもりの子供を抱えて孤立していると、相談するところもない、どうしたらいいのでしょうかという相談も受けているのです。

だから、そういう人たちに光を当てて、相談窓口があって、そしてそういうところに連携をとっていく、そういう手だては町はとっているのかどうか、そこが大事だと思うのですが、町長、笑っていないで、ちゃんと答えてください。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私が思っているのは、全くそのとおりなのですよ。というのは、今やっていますけれども、遅ればせながら、そういう対応をとっていききたい、取組をしていききたいということでありまして、全く見本になることだというふうに私は思っています。そういう意味でさっきから言っているつもりだったのですが、ちょっと伝わらなかったようであります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） それでは、これから町としては、そういう引きこもっている当事者、家族の方たちに対して手だてをとっていき、まだとっていないけれども、これから対策を立てていくということなのですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今まで、札内にできました当事者の会の立ち上げについて、職員も入って行って、一緒に協力しながらやってきた。会場の確保なども町職員のほうでやったりもしていたわけで、これからまさに活動が本格化していくわけなので、その中で、今言ったようなお知らせの部分もしていきたいということでもあります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） それでは、これからその当事者、それから家族の方、そういう方にも対処していきたいということですね。

それで、私、答弁の中で気になっているところがありまして、当事者の会に親も参加できますと、そういう答弁がありました。私は、ひきこもりの家族を抱えている方には、当事者は当事者の悩み、家族には家族の悩み、一緒には悩み事は相談できないのですよね。ですから、一緒に相談しますよという、こういうことでいいのか。本当にひきこもりを抱えている家族の心情とか、そういうところがちょっと欠如しているのではないかとというふうに思いました。

確かに、当事者は当事者、家族は家族、そういう悩みがいっぱいあって、長期的に相談を受けているそういう結果を見ますと、やはり別々に対処して、それで親はどういう援助ができるのか、そして当事者はどうやったらそこから一歩社会に出て行かれるのか。

このひきこもりの解決は就職、仕事をする、それだけではありません。社会に出て行って、家族以外の方たちと交わって、社会の中で共生をしていける、そこまでがやっぱりひきこもりから脱したということにつながると思うのですが、そういう手だてが町としても必要ではないかということなのですが、その点はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 家族も参加できると言ったのであって、家族も一緒に参加しなさいというふうに言っているわけではないので、そこは当然その家庭家庭の事情ありますから、一緒になって話を聞いてこようという場合もありますし、親が行ってこようと言っても、いや、俺は行かないんだ、私は行かないんだという場合もありますから、私は少しでも家族の不安だとかを和らげるために、家族もそういった会に参加していろんな話を聞くことによって、少しでも、一歩でも進めればと、そういう意味で、家族の方も参加できますよというふうに申し上げたわけであります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） それでは、そういう方々に寄り添った対策を立てていく。今は、女子だけの当事者の会ですね。やはり、女子だけというのは、本当に必要だと思うのです。これもアンケートなのですが、女子会の中で、本当になかなか自分の思いを伝えられない、だけれども、女子だけであつたら、自分の思いも伝えて、そしてお友達もできて、そういうところに参加することによって、心が軽くなったとかということも、アンケートの中で明らかになっております。女子会ということで、つくっております。

そうすると、男性のひきこもりの当事者の方たちのそういうことも、きちっと援助してつくっていくということも、そういう人たちをどこにどのようなところで、全体ではなくても一部分でも、そういう方がいたら、そういう方に働きかけて、やはりつくっていくということをしないと、自分から、みずから足を踏み出してそういった会を立ち上げると言ったら、もうひきこもりから脱しているという、さっきも言いましたけれども、そういうことにつながるわけで、そういう家族とか当事者にはなかなか解決できない場合に、第三者の働きかけが必要だということが、アンケートですとか、専門の相談を受けている人たちの中で明らかにされているので、第三者の働きかけとして、町の働きかけが必要ではないかと、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） どうも今日のはかみあっていないので、それは必要であります。必要だという思いで、答弁もさせていただいているわけでありまして。ただ、やはりはじめの糸口というか、きっかけ

というのは、当事者の方の話聞くということが一番近道だと思うんですね。

わからない者同士、協議して相談しても、全く一歩も出られないわけですから、そういう中で、職員が会の立ち上げから、会議にも入りながら、どういう悩みを抱えているのかということ、そして、それをどう解決すればいいのかということ、今探ろうとしているわけで、最終的には、野原議員がおっしゃるように、女性の会もあればいいでしょうし、男女合同の会も、男性の会もあればいいでしょう。

ただ、まさしく今、我々も一歩を踏み出そうとしているわけで、そこはちょっとスピード感と常々私は言っていますが、これは非常にデリケートな問題なので、スピード感ではいけない問題なので、そこは一歩一歩、私は悩みをしっかりと聞きながら、慎重に進めていかなければならないというふうに思っております。

最終的には、今言ったように、大きな組織あるいはたくさんの方が参加できるような組織になればいいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 具体的にどういうことを、例えば今は住民福祉課で対処しているということで、そういうところで、やはりひきこもりも LGBT もそうなのですが、担当する職員はそういう問題が起きたときに、知識をしっかりと身につけているとは思いますが、しっかりとそういう知識を研修も受けて、そういうところにつなげて、そして組織化していく、そういう点がどうしてもこの答弁の中からはっきりと見えてこなかったものですから、かみ合わない町長は言いますが、やはり答弁の中では、そこが見えてこなかったということで、具体的な手だてをきちっととっていく、一つ一つとっていくということが大事だというふうに思いますので、その具体化、これからの施策の中で、どういう施策をとっていくのか、そこに注目をいたしまして、質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、16 時まで休憩いたします。

15 : 48 休憩

16 : 00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 3、報告第 1 号、平成 29 年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第 1 号、平成 29 年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、地方自治法第 213 条の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することができるものであります。

翌年度に繰り越しをいたしました当該経費につきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越額及び財源内訳を示した繰越計算書を翌年度の 5 月 31 日までに調製し、次の議会において報告しなければならないものとされているところであります。

今回、報告をいたしますのは、農業費の「担い手確保・経営強化支援事業補助金」以下 12 事業であ

り、これらの事業につきましては、事業の一部が平成 29 年度内に完了することができないことなどの理由から、事業の実施を平成 30 年度に繰り越しするものであります。

事業ごとの繰越額につきましては繰越計算書のとおりであり、12 事業の繰越額の合計は 2 億 9,270 万 8,000 円であります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております。

以上で、報告第 1 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 1 号を終わります。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第 4、議案第 44 号から日程第 9、議案第 49 号までの 6 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、議案第 44 号から日程第 9、議案第 49 号までの 6 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 4、議案第 44 号、幕別町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 44 号、幕別町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 2 ページ、議案説明資料の 34 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案説明資料の 34 ページをごらんください。

「幕別町税条例等の一部を改正する条例の概要」について記載したものでありますが、これにてご説明申し上げます。

はじめに、個人町民税についての改正であります。

一つ目は、「給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替」についてであり、条例第 24 条、条例附則第 5 条の改正になります。

改正内容につきましては、国と同様に、働き方の多様化を踏まえ、給与所得控除・公的年金等控除を 10 万円引き下げ、基礎控除を 10 万円引き上げるとともに、障害者、未成年者、寡婦（寡夫）に対する個人住民税の非課税措置の基準となる前年の合計所得金額要件について、現行の 125 万円以下を 135 万円以下に改正するものであります。

二つ目は、「給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し」についてであり、条例第 34 条の 2、条例第 34 条の 6 の改正になります。

はじめに、「給与所得控除の見直し」につきましては、給与所得控除の上限が適用される給与収入が、1,000 万円から 850 万円に引き下げられるものであります。

次に、「公的年金等控除の見直し」につきましては、公的年金等収入が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額に195万5,000円の上限が設定されるとともに、公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額が引き下げられるものです。

次に、「基礎控除の見直し」につきましては、現在の一定金額である基礎控除額について、合計所得金額が2,400万円を超えた場合、控除額を段階的に減少させて、2,500万円を超えた場合、控除額が消失するものであります。

三つ目は、このほか地方税法等の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をするものであります。

次に、35ページをごらんください。

法人町民税についての改正であります。

一つ目は、「法人税割の税率の見直し」についてであり、条例第34条の4の改正になります。

改正内容につきましては、平成31年10月に予定されている消費税率10%への引き上げ時に、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割の税率を現在の12.1%から8.4%に引き下げるものであります。

なお、法人町民税の税率引き下げによる減収相当分については、国税である地方法人税の税率を引き上げて地方交付税の原資とされる予定となっております。

二つ目は、このほか地方税法等の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をするものであります。

次に、町たばこ税についての改正であります。

一つ目は、「加熱式たばこの課税方式の見直し」についてであり、条例第92条、条例第93条の2、条例第94条の改正になります。

改正内容につきましては、近年、急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、国のたばこ税と同様に、喫煙用の製造たばこの課税区分として、加熱式たばこの区分を新たに設けるものであります。

二つ目は、「たばこ税の税率の見直し」についてであり、条例第95条の改正になります。

改正内容につきましては、国と地方のたばこ税の配分比率を1対1にて維持した上で、地方のたばこ税の税率を3段階で引き上げるものです。

現行の1,000本当たり5,262円が、平成30年10月1日から1,000本当たり5,692円に、平成32年10月1日からは1,000本当たり6,122円に、平成33年10月1日からは1,000本当たり6,552円に、引き上げされることとなります。

三つ目は、このほか地方税法等の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をするものであります。

次に、36ページをごらんください。

固定資産税についての改正であります。

一つ目は、「わがまち特例の割合を定める規定」についてであり、条例附則第10条の2の改正になります。

改正内容につきましては、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、3年間の時限的な特例措置として、固定資産税をゼロとするものであります。

二つ目は、このほか地方税法等の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をするものであります。

次に、軽自動車税についての改正であります。

一つ目は、「自動車取得税の廃止と種別割及び環境性能割の創設」についてであり、条例第80条から第83条、条例第85条、条例第87条から第91条、条例附則第15条の2から第16条の改正になります。

改正内容につきましては、平成 31 年 10 月に予定されている消費税率 10%への引き上げ時に、軽自動車の自動車取得税が廃止され、軽自動車税を種別割に改め、新たに環境性能割を設けるものであります。

なお、町税である軽自動車税環境性能割は、当分の間、北海道が賦課徴収等を行いますが、道税である自動車税環境性能割については、税収の一定割合が市町村へ交付される予定となっております。

二つ目は、このほか地方税法等の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をするものであります。

議案書にお戻りいただき、15 ページをごらんください。

附則についてであります。第 1 条では、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。それぞれの税目及び改正事項ごとの条例の施行日を、第 1 号から次の 16 ページになりますが第 10 号まで、それぞれ定めております。

次に、第 2 条では、町民税に関する経過措置について、第 3 条では、固定資産税に関する経過措置について、17 ページになりますが、第 4 条では、軽自動車税に関する経過措置について、17 ページから 22 ページまでになりますけれども、第 5 条から第 11 条までは、町たばこ税に関する経過措置について、それぞれ定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12 番（中橋友子） 議案というよりは説明資料のほうでちょっとお尋ねしたいと思うのですが、まず 35 ページの 1、法人税の税率の見直し、まず、疑問の一つが消費税の 10%、これはまだ、一応引き上げるとは法律では決まっていますが、実施そのものは過去に繰り延べされてきた例がありますので、いかがなものかと思うのですが、一つ目の地域間の税源の偏在性を是正すると、それは一体、具体的にどういうことなのかということが質問の一つであります。

それで、法人町民税の税率は引き下がるわけですね。引き下がると、結局、税収が減るわけですが、減った分については、消費税の絡みで言えば、地方消費税の割合が変わっていくのかというふうにとせば、そうではなくて地方交付税の原資になる、だから原資になるだけであって、町に対する税収というのは増えてこないのではないかと思うのですが、お答えください。

それから、同じく 36 ページの軽自動車税のほうであります。これは軽自動車税の廃止、町税でありますね。町税のほうは廃止されて、そして種別割及び環境性能割が創設されると。これは一体、実際に軽自動車を所有される方の税金というのは、今より負担が軽くなるのか多くなるのか。しかも、これは今までは町税でありましたが、今度は道になるということでもありますから、町の軽自動車の今まで収入として入っていた税収はなくなるというふうになるのでしょうか。一定割合が市町村に交付ということなのですか、一定割合というのは、今までの税収が保障されるだけの割合というふうには押さえていいのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） それでは、まず、ご質問の一つ目の法人税の関係でございます。

これにつきましては、ご質問にありますように、来年 10 月の消費税、これが決まったわけではないというようなことでもありますけれども、地方税法上は既に法律が改正をされておまして、税率の改正も既に決定をされているということもあります。

ただ、町といたしましては、これは平成 28 年に既に改正をされていたものでございますけれども、これについては、その後の国の動向等、状況を見ながら改正時期を見定めてきたというところで、改正まで 1 年ということで、今回、提案をさせていただいているというところでございます。

それと、地方間の財源の偏在性の是正ということになりますと、これについては、今回、町民税の法人税割が 12.1%から 8.4%に引き下げられるということになりますけれども、これに合わせまして、法人の道民税については 2.2%合わせて引き下げられるということになっております。それで、町民

税と合わせて、法人道町民税の合計でマイナス 5.9%となります。これについては、国の税であります地方法人税、これの税率が 5.9%引き上げられるということで、法人さんについては率の変更は、税負担については変わらないという状況であります。ただ、この部分の引き下げについては、先ほどご質問にありましたとおり地方交付税の原資となって、その後、配分をされることになるだろうということで考えておりますけれども、具体的には金額がどれぐらいになるかというようなことについては、まだ示されていないところでございます。

それと、軽自動車税の関係でございますけれども、これにつきましては、現在の軽自動車税の呼び名が種別割というような形に変わるということで、基本的には所有者の方の負担が増えるということとはございません。

あと、現在、自動車取得に当たっての取得税、軽自動車とそれぞれありますけれども、これが今後、環境性能割ということで、それぞれの環境性能に応じた税負担ということになります。現在においても、軽自動車の取得税については上限 2%となっておりますので、これについても変わる、負担が増えるというようなことはないものと考えております。性能割の状況によっては、ハイブリッド等の車を購入する場合には非課税となるということで、軽減が受けられることになってくるということでございます。

(「偏在性」の声あり)

○議長(芳滝 仁) 道に配分で、町はどうかと。

税務課長。

○税務課長(高橋修二) それと、申しわけございません、税収の環境性能割、これについては、一定程度が市町村に交付されるということに現在のところはなっておりますけれども、これは具体的な金額等については、まだ示されていないところでございます。

(「偏在性」の声あり)

○議長(芳滝 仁) 企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) 法人町民税のもう一点、偏在性についての話ですけれども、法人町民税、法人税でございますから、比較的、本社機能が多い大都市に法人税というのが集まる仕組みになっております。その分を下げ、地方のほうに税収、税源をシフトするということです。その分が、全体としては偏在性において都市部と地方部の税収の差があるものですから、そこを調整しようというだけのこととございまして、一部税収が下がった分、法人町民税が下がった分については、その一部を地方交付税のほうの会計に入れて、そこから地方交付税として地方のほうに回ってくるというような流れになります。

○議長(芳滝 仁) 中橋議員。

○12番(中橋友子) まず、今の関係からですけれども、法人町民税、是正するとはいえど、これ税率が下がるというのは、大都市も幕別町も下がるのですね。大都市は上がるのですか。

それで、要は、例えば幕別町にある法人の税負担が下がるのだということについては、それは法人にとってはありがたいことだと思うのですが、ただ、地方交付税の原資となるというだけで、結局、その原資としたものの、その後の地方交付税が、税制改正したから幕別の交付率を上げていきますよとかということとは全然違うわけでしょう。

そうしますと、いろいろありますけれども、軽自動車のほうもそうですけれども、町にとっての税収が、最終的にはこういった恐らく消費税の増税になってくると、また消費の低迷とかいろんなことがあって、経済的に打撃が与えられるのではないかとということが予測されるわけですよ。その上で、国の税制改正によって、さらに幕別町の税収が下がっていくというようなことがないのかどうか。そこは、やはり負担ばかり、町民も負担が増えていくし、町の税収は減っていくのだからなんていうようなことになると大変だと思うので、大きく流れとしてそういうことにはなりませんか、どうですか。

○議長(芳滝 仁) 企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) 先ほど言いましたように、法人税全体は下がるのですけれども、結果、

下がった分の財源を、法人税の集まった金額から交付税のほうの会計のほうに入れて、それを地方の財政力に応じて配分されるということで、法人税全体としては下がるのですけれども、結果、地方にとっては、地方交付税特別会計の中にお金が行くことによって、少しは特会全体が、国における特会全体のやりくりが全体としてうまくいくというのでしょうか、特会の中に税として入ってきますから特会全体の収入は増えますから、その分がそれぞれの自治体に配分されてくると。

要は、交付税ですので、地方公共団体、幕別町の場合は約35%ぐらいが交付税として入っている団体でございますけれども、都会部、例えば東京都というのは交付税を受けていない団体でございますよね。そこは交付税は行かない。交付税をもらっている団体の、交付税の配分する特別会計自体の安定化を図って、その分をきちんと地方に税収を転化というのでしょうか、税収というのでしょうか、交付税として入ってくるという流れでございます。

○議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） この法人税につきまして、まず、地方税分につきましては下がります。けれども、国税分については上がります。地方税について下げる意味合いというのは、これは、どうしても法人は大都市に多くあるということで、大都市が、地方税としての法人税につきましては有利なことになると思います。その分全部、地方の分が下がりますから、その下がった分は、国税のほうを上げることによって、その国税の上がった分については交付税の中に入ってくるということです。交付税特別会計の中に入れてくるということです。ですから、交付税特別会計の中の収入が増えますから、それが今度は実際に地方に配分されるときに、どうしても大都市は交付税の割合が少ないです。でも、地方は財政力が低いですから、それは交付税として多く入ってくるということになりますので、本町にとっては有利になるのではないかと、そのように思われます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） わかりました。実際にまだどれがどれだけ、有利になるといいましても、地方交付税の配分が幕別町に多く来ないと何の意味もないですよね。そういうことですよね。だから、それはさじかげんで幾らでも変わるわけですから、だから基準財政収入額で計算されてくる、そこがぐんと上がるのですか。要するに、町として、地方の都市として、有利に税が配分される、そういう改正なのだということを押さえてよろしいのですね。

もう一つ、軽自動車のほうですけれども、北海道のほうに行くということではないのですか。種別割というのは、いわゆる軽自動車の名前が変わっただけですよと説明されましたよね。それで、その後、環境性能割、つまりハイブリッドであるとかそういうのは税が安くなるとか、いろいろ優遇措置がありますよね。そういった調整がここではじまるのですね。ところが、今、道税になりますよということも説明でありました。結局、今までの幕別町に収入として入っていた軽自動車税そのものは、1回北海道に行って、その後一定割合がまた戻ってくる、市町村に交付されるという仕組みになるのですね。その割合については、一定割合ということではあるけれども幾らになるかわからない、つまり町にとって有利な制度になるかマイナスになるかわからないという提案だと思うのですけれども、どうですか。

○議長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） 軽自動車のご質問ですけれども、現状の軽自動車税に毎年課税をしているものについてが、今度、種別割という表現が変わると。それと、現在、車を買った際に取得税ということで、自動車または軽自動車等の価格に応じて課税がされるということで、軽自動車についてはそれが今2%ということで、取得税が課税をされております。今度、それが環境性能割ということで、上限は2%ということで変わらないということで、所有者の方の負担が増えるということはないということです。

それと、一定割合が町村へ交付されるというところについても、具体的にはまだ道のほうからどれぐらいというようなことは示されておりませんが、現在、歳入のほうで、自動車取得税交付金ということで、当初予算で年間5,000万円計上しておりますけれども、これは町内の道路の距離です

とか、そういった割合で交付されていますけれども、今度はそれに軽自動車分が加わってくるということで想定はしているところでございます。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

谷口議員。

○15 番（谷口和弥） 軽自動車税について1点だけ質問させていただきます。

自動車取得税が廃止されてということでありました。これまで、身体障害者あるいは療育手帳を持っている方など、一定の障害を持っているランクの方については、自動車取得税については免除すると、減免するという、そういう手続がとられていました。この自動車取得税がなくなるということは、そういう制度そのものも運用がされなくなるということになってしまうということでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） ご質問の関係ですけれども、そういったものも、自動車取得税の改正に当たってなくなるというようにお話は何っておりませんで、今、単純に取得価格に取得税、税率2%を計算して取得税ということにいただいているものが、今度は環境性能に応じたものに変わるという点だけの改正というふうにお話は伺っているところです。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） 説明はわかりました。名前が変わると、税のあり方が変わるということの中では、今、この議場の中で答弁の中で、そのことがありますよということには明言ができないし、まだわからないような含みを含めて、なくなるのだよということの答弁だったというふうに思います。違いますか。違うか。

（「変わらない」の声あり）

○15 番（谷口和弥） 済みません。では、もう一回説明いただけますか。

○議長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） 現時点では、減免等、それらがなくなるというようにお話は何っていないと。ですので、今までどおりということになるかというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） ちょっと質問の方向を変えたいと思います。

議案書の6ページ、ここで環境性能割の減免というのがあります。「町長は、公益のため直接専用する3輪以上の」云々ということの中で、環境性能の減免もうたわれているところなのですけれども、例えば、こういう裁量の中で、減免制度が残らないようなことになったときには、もしそんなことになったときには、町長の実際の裁量権の中で、そういった従来のようにすることも可能かというような文言にもとれるのですけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） 大変失礼しました。町ですね。今回の条例の中には、当然、規定の中で減免をすることができるということで、こちらのほうに記載をさせていますけれども、こういった内容、必要な手続等については、今後、規則の中で定めていくということになるかと思っておりますので、当然、引き続き減免の対応についてはしていくということでございます。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（芳滝 仁） 日程第5、議案第45号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例を議題といたし

ます。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 45 号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 23 ページ、議案説明資料の 37 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い保育料の負担軽減の拡大を図るために、所要の改正をするものであります。

議案説明資料の 37 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

別表第 1 は、幼稚園などの教育施設利用における保育料金について定めているものであり、本町では、国基準額の 85%相当額を保育料の額としているところであります。

このたび、子ども・子育て支援法施行令が改正されたことにより、別表第 1 における第 3 階層の国基準額が引き下げられたことに伴い、本町における第 3 階層の保育料につきまして、1 万 1,900 円から 8,500 円に引き下げるものであります。

なお、現行の 1 万 1,900 円の金額につきましては、現行の国基準額である 1 万 4,100 円の 85%相当額であり、改正後の 8,500 円の金額につきましては、改正後の国基準額である 1 万 100 円の 85%相当額であります。

なお、本改正によります平成 30 年度における影響額はありません。

議案書に戻りまして、23 ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を公布の日からとし、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 46 号、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 46 号、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 24 ページ、議案説明資料の 38 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、厚生労働省令で定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件緩和を図り多様な担い手を確保するために、基準省令に基づいて定めている町の基準につきましても、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 38 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 10 条第 3 項につきましては、放課後児童支援員の資格要件を規定しております。

はじめに、第4号につきましては、「教諭となる資格を有する者」から「免許状を有する者」に改めるものであり、教員免許状を取得しているが更新していないために教諭になる資格を有していない者について、資格要件を認めるものであります。

次に、第10号につきましては、新たに規定するものであり、高等学校卒業者等でなくても、放課後児童健全育成事業に5年以上従事することにより、研修を受講した上で放課後児童支援員として活動できるようにするものであります。

議案書に戻りまして、24ページをごらんください。

附則についてであります。本条例における施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12番（中橋友子） 放課後児童育成の今の第10号のほうですが、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって一定の研修、この研修の中身というのは、どのようなものになるのでしょうか。

なかなか放課後児童にかかわる、いわゆる保育士あるいは教員、なり手不足というのが問題になってきていますけれども、そういったことを解消するために今回提案されているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 講習につきましては、今、道が主催しておりまして、2日間で36項目にわたる講習を受けなければならないとなっております。この5年間の経験を有し、その資格、講習を受けた者が放課後の支援員になれるという制度でございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） そうやって最初、説明いただきました。実際に対象になる幕別の対象者はいらっしゃいますか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 本年度受講予定者では、これまで代替さんとして働いていただいた方で、今年度受講者の中では3名、こちらのほうに該当される方が受講する予定となっております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 主に町の臨時職員というような形で仕事をしていただいていたと思うのですが、こういった講習を受けて認められていくというふうになると、その雇用条件も変わってくるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 代替の支援員とは違いまして、正式に支援員となりますと、もちろん賃金額もアップいたしますし、そのような状況で雇用しております。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（芳滝 仁） 日程第7、議案第47号、幕別町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第47号、幕別町辺地総合整備計画の策定につきまして、提案の理由をご説

明申し上げます。

議案書の 25 ページをお開きいただきたいと思います。

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 1 項の規定により、美川及び古舞辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定するものであります。

辺地総合整備計画につきましては、5 年間を計画期間として策定するものであり、いずれも平成 30 年度から平成 34 年度までの計画であります。

はじめに、26 ページをごらんください。

美川辺地に係る計画であります。幕別簡水の送水管の更新事業であります。

次に、27 ページをごらんください。

古舞辺地に係る計画であります。道営農地整備事業による農道整備事業であります。

なお、いずれもこの計画に基づき事業を実施いたしますと、辺地総合整備事業債の対象となり、その元利償還金の 8 割が普通交付税で措置されることとなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 48 号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 48 号、幕別町辺地総合整備計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 8 項の規定により、現行の計画に登載されていない事業を新たに追加するため、明倫辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更するものであります。

議案書の 2 ページをごらんください。

別紙として、「幕別町辺地総合整備計画（変更）」の内容について、新旧対照表の形式にて記載しておりますが、表の左側が「変更前」、右側が「変更後」の計画内容となります。

「変更後」の欄の下段になりますが、スクールバス（美川線）の更新を行うため、新たに「スクールバス更新事業」を計画に追加するものであります。

事業費等につきましては表に記載しているとおりでありますが、この計画に基づき事業を実施いたしますと、辺地対策事業債の対象となり、その元利償還金の 8 割が普通交付税で措置されることとなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第49号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。
説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第49号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

「過疎地域自立促進市町村計画」いわゆる「過疎計画」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域に指定された市町村が、地域の自立促進を図ることを目的に、必要な事業を実施するために策定する計画であります。

このたび、現行の過疎計画に登載されていない事業の追加が生じたことから、同法第6条第7項の規定に基づき、過疎計画を変更するものであります。

議案書の2ページをごらんください。

別紙として、「幕別町過疎地域自立促進市町村計画（変更）」の内容について、新旧対照表の形式にて記載しておりますが、表の左側から「変更箇所」「変更前」「変更後」となっております。

表右側の「変更後」の欄をごらんいただきたいと思います。

幌内近隣センターの改修を行うため、新たに「近隣センター改修事業」を計画に追加するものであります。

なお、この計画に基づき事業を実施いたしますと、過疎対策事業債の対象となり、その元利償還金の7割が普通交付税で措置されることとなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明20日から21日までの2日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、明20日から21日までの2日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月22日午前10時からであります。

16:50 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成30年第2回幕別町議会定例会
(平成30年6月22日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
17 寺林俊幸 18 乾 邦廣 19 藤原 孟
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第2号 北海道主要農産物種子条例の制定に関する意見書
日程第3 議案第51号 平成30年度幕別町一般会計補正予算（第3号）
日程第4 議案第52号 工事請負契約の締結について（幕別町百年記念ホール屋上防水等改修工事）
日程第5 議案第53号 財産の取得について（スクールバス）
日程第6 議案第54号 財産の取得について（デジタルレントゲン装置）
日程第7 陳情第2号 株式会社忠類振興公社経営方針に関する十分な説明を求める陳情書
日程第8 陳情第3号 「教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書
日程第9 陳情第4号 「教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書
日程第10 陳情第5号 「2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
日程第11 陳情第6号 「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書」の提出を求める陳情書
(日程第7～日程第11 総務文教常任委員会報告)
日程第12 陳情第7号 「ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書」の提出を求める陳情書
(民生常任委員会報告)
日程第13 陳情第8号 「2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第13の2 発議第3号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
日程第13の3 発議第4号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書
日程第13の4 発議第5号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第13の5 発議第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
日程第13の6 発議第7号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書
日程第13の7 発議第8号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

- 日程第14 議員の派遣について
- 日程第15 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成30年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年6月22日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月22日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 農業委員会会長 谷内雅貴
企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 住 民 福 祉 部 長 合田利信
経 済 部 長 萬谷 司 建 設 部 長 笹原敏文
会 計 管 理 者 原田雅則 忠類総合支所長 伊藤博明
札 内 支 所 長 坂井康悦 教 育 部 長 岡田直之
政 策 推 進 課 長 谷口英将 総 務 課 長 新居友敬
地 域 振 興 課 長 川瀬吉治 糠 内 出 張 所 長 天羽 徹
農 林 課 長 香田裕一 都 市 計 画 課 長 吉本哲哉
都 市 計 画 課 参 事 河村伸二 保 健 福 祉 課 長 半田 健
学 校 教 育 課 長 山端広和 生 涯 学 習 課 長 石野郁也
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
17 寺林俊幸 18 乾 邦廣 19 藤原 孟

議事の経過

(平成30年6月22日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、17番寺林議員、18番乾議員、19番藤原議員を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

10:00 休憩

10:02 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第2、発議第2号から日程第6、議案第54号までの5議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第2号から日程第6、議案第54号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程2、発議第2号、北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

千葉幹雄議員。

○16番（千葉幹雄） 朗読をもって提案させていただきます。

発議第2号

平成30年6月22日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員千葉幹雄

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

賛成者、幕別町議会議員寺林俊幸

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下、「種子法」）が、本年4月1日に廃止されました。

種子法は、国や都道府県に対する公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆などの主要農作物の種子の生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安心な種子が、消費者にはおいしい米などの農産物が安定的に供給されてきました。

しかし、種子法の廃止により、今後、稲などの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の生産・普及などの衰退が心配されています。また、地域の共有財産である「種子」を民間に委ねた場合、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。

このことは、我が国の食の安全、食料主権が脅かされることであり、国民・道民にとっても大きな問題であります。

また、種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める附帯決議がなされています。

よって、北海道における現行の種子生産・普及体制を生かし、北海道農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取組を後退させることなく、農業者や消費者の不安払拭のために、北海道独自の種子条例を制定するよう下記の事項について強く要望いたします。

記

1、将来にわたって北海道の優良な種子が安定的に生産及び供給が図られ、生産者が安心して営農に取り組み、高品質な道産農作物が消費者に提供ができるよう北海道主要農作物の種子に関する道条例を早期に制定すること。

2、対象農作物については、稲・麦・大豆といった北海道農業に欠かせない農作物を位置付けるとともに、条例の円滑な推進に必要な財政措置と万全な体制を構築すること。

3、食料主権の確保と持続可能な農業を維持する観点から、すぐれた道産種子の遺伝資源が国外に流出することのないよう知的財産の保護を条例に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年6月22日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、北海道知事

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第51号、平成30年度幕別町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第51号、平成30年度幕別町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,796 万 3,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 147 億 1,299 万 3,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

6 款農林業費、1 項農業費、5 目畜産業費 2,450 万円の追加であります。

幕別地区の酪農経営者が建設する家畜排せつ物処理施設「スラリーストア」1 基に係る補助金であり、北海道からの間接補助事業であります。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育財産費 346 万 3,000 円の追加であります。

幕別中学校放送室にある音声調整卓の不良により、学校チャイムが鳴らず、通常放送も使用できないため、学校運営に支障が生じていることから、音声調整卓の更新に要する費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページにお戻りいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 346 万 3,000 円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、4 目農林業費補助金 2,450 万円の追加であります。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業に係る道補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 52 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第 170 条の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

10:12 休憩

10:12 藤原議員退場

10:12 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第 52 号、工事請負契約の締結について説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 52 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、追加でお配りしました議案書の 1 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案書の1ページをごらんください。

契約の目的につきましては、幕別町百年記念ホール屋上防水等改修工事であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成30年6月13日に、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社大野建設、株式会社萬和建設、株式会社佐藤建設、有限会社北海技建工業の6者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、5,051万1,600円をもちまして藤原工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町旭町91番地藤原工業株式会社代表取締役藤原治氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成30年9月21日までの予定であります。

百年記念ホールは、平成8年9月のオープン以来、21年を経過しておりますが、近年、必要に応じて適宜、建物の経年劣化に対する改修工事などに取り組んでいるところであります。

このたびの改修工事の概要についてであります。1点目としては、屋上防水が劣化していることから、防水の全面改修を行うものであります。

2点目としては、建物外壁にクラックが発生していることや外壁の塗装の剥離が見られることから、クラック補修と塗装工事を行うものであります。

次に、具体的な内容についてであります。議案説明資料の1ページの平面図をごらんください。

この平面図は、屋上防水の改修部分に関する図面であります。

右下に図面に係る凡例を示しておりますが、黒っぽく網かけしている部分が改修工事の範囲であり、施設北側の管理棟部分のアスファルト防水の改修工事を実施するものであります。

次に、2ページ及び3ページの立面図をごらんください。

2ページには南側立面図と西側立面図を、3ページには北側立面図と東側立面図を記載しております。

それぞれの立面図のうち、同じく黒っぽく網かけしている部分が外壁の改修範囲になります。

外壁の改修につきましては、外壁にクラックが発生している部分を補修した後、既存の塗装を除去し、再塗装するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

10：16 休憩

10：17 藤原議員入場

10：17 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議案第53号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第53号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、追加でお配りしました議案書の2ページ、議案説明資料の4ページをお開きいただきたいと

思います。

はじめに、議案書の2ページをごらんください。

今回取得いたします財産の名称及び数量につきましては、スクールバス1台であります。

取得の方法、取得金額、取得の相手方につきましては、平成30年6月13日に、東北北海道日野自動車株式会社帯広支店、東北北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店の2者により指名競争入札を執行いたしましたところ、1,976万4,000円をもちまして東北北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社の代表であります帯広市西20条北1丁目3番2号、東北北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店支店長須田健一氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、取得する財産の納期限につきましては、平成31年3月15日を予定いたしております。

次に、議案説明資料の4ページをごらんください。

本件につきましては、現在、美川線で使用しておりますスクールバスの更新を行うものであります。

現行のスクールバスは、平成9年8月に購入いたしましたバスで、既に20年が経過し、走行距離も本年3月末現在で40万キロメートルに達しており、老朽化による馬力の低下や修理費も年々増加傾向にありますことから、本年度、へき地児童生徒援助費等国庫補助金等を活用して更新するものであります。

新たに購入するスクールバスは、この説明資料のとおりであり、乗車定員は「シートベルトを備えた」補助いすを含め45名であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第54号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第54号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、追加でお配りしました議案書の3ページ、議案説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案書の3ページをごらんください。

今回取得いたします財産の名称及び数量につきましては、デジタルレントゲン装置一式であります。

取得の方法、取得金額、取得の相手方につきましては、平成30年6月20日に、株式会社常光帯広営業所、D. U. S. 株式会社の2者により指名競争入札を執行いたしましたところ、847万8,000円をもちましてD. U. S. 株式会社落札いたしましたので、同社の代表であります釧路市昭和中央1丁目2番1号、D. U. S. 株式会社代表取締役山崎友裕氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、取得する財産の納期限につきましては、平成30年8月31日を予定いたしております。

次に、議案説明資料の5ページをごらんください。

本件につきましては、現在、忠類歯科診療所で使用しておりますレントゲン装置の更新を行うものであります。

現行のレントゲン装置は、平成8年5月に購入したもので、既に22年が経過し老朽化していること及び本年4月以降、当歯科診療所の利用患者数が増加していることを踏まえて、今後、さらに効率的かつ確かな診療が行えるように、診療体制の充実及び強化を図るため、更新するものであります。

新たに購入するデジタルレントゲン装置は、この説明資料のとおりであります。撮影時間の短縮を図れるとともに、高精度撮影による歯科疾患の特性に応じた診療を可能とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第7、陳情第2号、株式会社忠類振興公社経営方針に関する十分な説明を求める陳情書から日程第11、陳情第6号、「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書」の提出を求める陳情書までの5議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、小川純文議員。

○8番（小川純文） 朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成30年6月22日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成30年5月10日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

平成30年5月10日、24日、6月8日、18日、19日（5日間）

2、審査事件

陳情第2号、株式会社忠類振興公社経営方針に関する十分な説明を求める陳情書

3、陳情の主な趣旨

忠類ナウマン温泉ホテルアルコ236を運営する株式会社忠類振興公社は、平成23年から赤字経営が続き、負債額が資産を上回る債務超過に陥っている。

平成29年度から、ホテル業に精通した会社と連携を図った上で、指定管理料を増額し、33年度までの5年間の指定管理の協定を締結したところである。

町は、過疎債を投資して10か年計画でアルコ236の改修整備をしていくようであるが、町民の生の声を一度も聞かずに、執行方針を固めることに町民は大きな疑念を抱いている。

町議会においては、株式会社忠類振興公社並びにアルコ236の今後の経営方針に関し、町民に対し十分な説明を行うよう町に求め、町民の疑念を晴らしていただきますよう改めて陳情する。

4、審査の経過

審査に当たっては、アルコ236及び道の駅・忠類の現地視察を行うとともに、これまでの議会での審議状況、報告状況の確認をした。

審査の過程では、町民の代表である議員として、これまで理事者から十分に説明を受け、それを議会報告会でも説明していることや、陳情書の内容に正確ではない点があること、株式会社忠類振興公

社と業務委託先の株式会社アンビックスは民間会社であり、その経営方針に議会として口出しできるものではないことから、採択には反対であるとの意見があった。

また一方、この陳情書に書かれている赤字について一切の説明がなかったということや議会は理事者との緊張感が欠けている、町民の生の声を聞かずに一方的に執行方針を決めているとの指摘は事実誤認や誤解であり、その内容について受け入れ難いものが多々あるが、この陳情の趣旨、願意は、議会として町に十分説明を求め、町民の疑念を晴らしてほしいという思いであり、議会としてそれを受けとめ、応えていかなければならないのではないかなどの意見が出された。

最終的に、起立採決で結論を見た。

5、審査の結果

「趣旨採択」すべきものと決した。

平成 30 年 6 月 22 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成 30 年 6 月 7 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 30 年 6 月 8 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 3 号、「教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

義務教育費国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文部科学省は、2018 年度の概算要求で、中央教育審議会の働き方改革特別部会の緊急提言を受け、学校現場の働き方改革に関する予算要求として、9 年間の教職員定数改善 3,413 人増の要求を行いました。この要求は実現されず、加配定数 1,210 人、2017 年 3 月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数 385 人、計 1,595 人の定数増となり、そのうち、小学校 3 年生から 6 年生の授業増への対応として要求した 2,200 人についても 1,000 人とどまりました。また、財務省・財政制度等審議会も、2017 年度に加配定数を基礎定数化したことや少子化を理由に教職員定数改善に慎重な態度で、教職員の働き方改革についても、教育委員会等の調査の厳選・削減等を挙げ、自治体の自助努力で進めるべきとの態度をとっています。

しかし、教職員の 7 割から 8 割が時間外労働過労死ライン 80 時間を超えている中、教職員の多忙・超過勤務実態解消は喫緊の課題です。そのためには、中央教育審議会働き方改革特別部会の緊急提言などによる業務量の抜本的削減をないがしろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直し、所定勤務時間に収まるよう授業時数・業務総量を削減するとともに、そのために必要な義務標準法改正を伴う「第 8 次教職員定数改善計画」の策定による教職員定数改善、「30 人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、各自治体から多くの声を国に上げていく必要があります。

また、教育現場では、いまだに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費や旅費、校舎等の修繕費が PTA 会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費の私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や

図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の見直し、「高校授業料無償制度」への所得制限、「給付型奨学金」が先行実施されたものの対象者等が限定されていることから、いまだに教育ローンともいえる有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子供たちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子供の「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子供の人権が保障されない状況となっています。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の早期実現、教職員定数改善などを図るとともに、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図る必要があります。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

平成30年6月22日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成30年6月7日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成30年6月8日（1日間）

2、審査事件

陳情第4号、「教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

平成29年4月に公表された文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」において、厚生労働省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達していることが明らかになりました。

教職員の長時間労働に歯止めがかからない大きな要因として、「給特法」の存在があります。「給特法」は、「正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る（6条1項）」と規定し、政令は「原則として時間外勤務を命じない」「命じる場合は、超勤4項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る」と規定しています。

しかし、学校現場では、時間外勤務を行わなければ膨大な業務を消化できず、「命令によらない」時間外労働が常態化しており、「給特法」は現場実態と著しく乖離しています。その上、超勤4項目以外の業務に従事した場合には何の定めもなく、教員の「自発的勤務」として時間外勤務に当たらないとされています。

今国会において「働き方改革」が重要な課題となっており、その解消に向けて「労働基準法」の改正案が議論されておりますが、学校における「働き方改革」を進めるに当たって、教職員に係る勤務時間管理の根幹をなす「給特法」についての論議がなされてしかるべきです。何より、「給特法」は、労働条件に関する最低基準を定めた「労働基準法」の一部適用除外を定めた法律であることから、厳格な運用が求められるものであり、法と実態が乖離し、また、法の趣旨が形骸化している現状の改善

なくして学校現場の働き方改革は成し得ません。

教職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「給特法」の廃止を含めた見直しを図ることが必要です。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

平成 30 年 6 月 22 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成 30 年 6 月 7 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 30 年 6 月 8 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 5 号、「2019 年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大し、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しています。

一方、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるために見合う財源が必要です。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されます。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

このため、2019 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立が求められます。

これらのことから、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うべきです。

また、防災・減災事業については、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行う必要があります。さらに、2015 年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方や地域間の財源偏在性の是正のための抜本的な解決策の協議を進める必要があります。

地方自治体の基金は、2004 年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機や自治体にかかわる国の突然の政策変更、リーマン・ショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映すべきではありません。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

平成 30 年 6 月 22 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成 30 年 6 月 7 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 30 年 6 月 8 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 6 号、「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

2016 年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約 64 万人とされ、今や自治体職員の 3 人に 1 人が臨時・非常勤職員であり、職種は行政事務職のほか、保育士、学童指導員、学校給食調理員など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務につき、地方行政の重要な担い手となっています。

2017 年 5 月 11 日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置付けるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自治体においては、2020 年 4 月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されます。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、国においては、制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源の確保や新制度移行に当たり、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう適切な助言を行うなどの必要があります。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、5 議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 2 号、株式会社忠類振興公社経営方針に関する十分な説明を求める陳情書についての委員長の報告は、趣旨採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議がありますので、陳情第2号、株式会社忠類振興公社経営方針に関する十分な説明を求める陳情書について討論を行います。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

次に、採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第2号、株式会社忠類振興公社経営方針に関する十分な説明を求める陳情書について、委員長報告のとおり決することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

投票開始。

なお、会議規則第82条2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数19人、賛成12人、反対7人。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第3号、「教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第4号、「教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第5号、「2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第6号、「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

会議の途中ですが、この際、11時まで休憩いたします。

10:50 休憩

11:00 再開

○議長(芳滝 仁) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、陳情第7号、「ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、岡本眞利子議員。

○9番(岡本眞利子) 朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成30年6月22日

幕別町議会議長芳滝仁様

民生常任委員会委員長岡本眞利子

民生常任委員会報告書

平成30年6月7日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

平成30年6月19日(1日間)

2、審査事件

陳情第7号、「ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

北海道では広大な大地を有している上、全国を上回る急速な人口減少と高齢化が進んでおり、人口減少と住民の移動への対応といった地方創生の実現が喫緊の課題であります。

国は、2016年7月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめました。また、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を受け取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めています。

ライドシェアは、普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、また、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し安定したサービスの提供が困難であることや、24時間稼働の保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便・不安になること、事業主体は一切運送に関する責任は問われず、紛争等は当事者間での解決となることなどが識者からも指摘されています。

このように多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の利便と安心・安全が担保されない事態が常態化するおそれがあり、また、日本全国に展開されれば、タクシー事業ばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねません。

よって、国においては、地域公共交通の重要性や地域の取組状況に鑑み、現在一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ、さらなるライドシェアの推進については、慎重な審議を行うことが必要です。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第7号、「ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第13、陳情第8号、「2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 平成30年6月22日

幕別町議会議長芳滝仁様

産業建設常任委員会委員長野原恵子

産業建設常任委員会報告書

平成30年6月7日に本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成30年6月7日（1日間）

2、審査事件

陳情第8号、「2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2017年の実質賃金も0.2%減となっています。特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも43万人と、給与所得者の26%に達しています。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、「できる限り早期に全国最低800円を確保」「2020年までに全国平均1,000円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」や「経済財政運営と改革の基本方針」「未来投資戦略」「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額958円）を下回らない水準まで引き上げることや、その引き上げには、厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効に活用し、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図ることが必要です。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第8号、「2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

11：11 休憩

11：12 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長（芳滝 仁） ただいま、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第13の2、発議第3号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書から日程第13の7、発議第8号、2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書までの6議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書は、

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第4号、教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第5号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第6号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第7号、ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第8号、2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[議員の派遣]

○議長(芳滝 仁) 日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しましたとおり、来る7月3日から4日までの2日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、8月6日から7日までの2日間、富良野市ほかを行政視察先として総務文教常任委員会委員6人を、7月9日から10日までの2日間、ニセコ町ほかを行政視察先として産業建設常任委員会委員6人を、8月22日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員5人を、7月18日、浦幌町で開催される議員研修会に全議員を、8月20日、21日、23日、24日、26日の5日間、町内6会場で開催する議会報告会に全議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。
なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[委員会報告]

○議長(芳滝 仁) 日程第15、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第77条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長(芳滝 仁) 日程第16、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任会委員長、民生常任会委員長、産業建設常任会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(芳滝 仁) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成30年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11:18 閉会